2019年度

政経学部便覧



4年間保存

目次

I	単位・授業・試験・進級及び卒業	
	授業と単位制	
	(1)授業	
	(2)単位算定の基準	
	(3)出席· 欠席· 公欠·······························	
	(4)休講······	
_	(5)補講・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
L	履修登録·····(1)履修登録の流れ······	
	(1)履修豆球の別れ(1)(2)履修上の注意事項	
Γ		
L	(1)定期試験	
	(2)レポート・小試験	
	(3)追試験	
	(4)再試験	
	(1)成績と単位の認定	7
	(2)GPA 制度 ······	
	進級・留年及び卒業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
П	卒業所要単位の構成	
_	- 1 	.]]
Ī		. 12
_		
	総合教育科目	
	総合教育科目の配当····································	
L	総合教育科目の履修要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(1)セメスター科目の履修について	. 14
_	(2)履修要項について····································	. 14
L	「ハフフティア 天成 I ~IV」に対する単位認定	· 15
IV	保健体育科目	
		· 16
	体育実習の履修要項と評価要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 17
٦,	外国語科目	
· [. 21
	専門科目	
	政治行政学科······	
	(1)政治と人間コース	
	(2)公務員養成コース····································	
_	(3)国際関係・地域研究コース····································	
L	経済学科····································	
	(1)理論・情報コース······ (2)国際経済コース····································	
	(3)財政・税務コース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(8)ファイナンス経済コース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		00

	資格・講座・研修等による単位認定と他学科履修との関連に関する一覧表	
2	2019 年度入学生用	60
VIII	各学年次の履修要領	
	〕 第1年次⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	- 6
[- 6
	3 第3年次······	- 60
		- 64
		- 64
	= ・・・・ ー 6 オフィスアワー	
_		
	3 留年・復学・再入学生	
	9 各学科別ゼミナールの先修条件について······	- 6!
	□ 教職課程······	- 66
		· 66
	3 世田谷 6 大学コンソーシアム連携授業	6
	学籍と学費	
	〕 休学・復学・退学・再入学・除籍・復籍	- 69
	(1)休学	- 69
	(2)復学	- 69
	(3)退学	- 69
	(4)再入学······	- 70
	(5)除籍	- 70
	(6)復籍・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 70
	② 学費の納入	. 7
	(1)納入依頼書の発送時期と内容	. 7
	(2)納入期限·····	. 7
	(3)納入方法	. 7
	(4)延納制度について·······	. 7
	学則・諸規程	
	国士舘大学学則	
[国士舘大学学籍管理規程······	- 88
[国士舘大学学籍管理規定施行細則	9
[国士舘大学科目等履修生規程	- 96
[国士舘大学聴講生規程	98
[国士舘大学研究生規程	100
	国士舘大学納入金規程	10
Ē	者資格取得のための受講料等に関する内規	10
1	公欠に関する取扱要領····································	108
[自然災害等に対する全学的休講措置の申し合わせ	109
Ē	式験に関する内規等······	11(
1	也学部履修に関する内規······	112
XI	2019 年度 学費表	
-	一般生	-114
ř	 	116
SZTF	ナ・>・11°ラ ユ* ノ い	
	キャンパスガイド	
ý	書物配置図	-118

大学の歴史、教育研究上の理念

建学の由来と理念

日本は明治維新後、西洋文明を積極的に受容し、社会の近代化を急速に推進してきました。このため社会はおおいに伸張を遂げましたが、あまりに急激な近代化であったため、伝統文化を破壊し、軽視する風潮さえ生じました。日露戦争後には、国内問題が悪化し国民意識が変化するなかで、さまざまな社会問題が発生し、深刻な社会不安が引き起こされました。

このような当時の社会状況を憂い、柴田徳次郎ら有志は、日本の「革新」をはからんと、「社会改良」と「青年指導」を目的として1913 (大正 2) 年「青年大民団」を組織し、1917 (大正 6) 年「活学を講ず」の宣言とともに、私塾「國士館」を創立するに至りました。

創立者たちのねらいは、吉田松陰の精神を範とし、教学の適地として世田谷の松陰神社隣接地に学舎を建設し、「国士舘設立趣旨」でうたわれているように、日々の「実践」のなかから心身の鍛練と人格の陶冶をはかり、国家社会に貢献する智力と胆力を備えた人材「国士」を養成することにありました。

以来、「国士」養成を理念として、学ぶ者みずからが不断の「読書・体験・反省」の三綱領を実践しつつ、「誠意・勤労・見識・気魄」の四徳目を涵養することを教育理念に掲げ、さまざまな分野で活躍する人材を世に輩出してきました。

今日、国士舘は、このような建学の志を大切に継承しながら、新たに発展を遂げた研究教育の諸領域でも、知識と実践の水準を高めつつ、世界の平和と進運を目指し、現代社会に積極的に貢献する真摯な努力を続けています。

建学の精神

「物質文明」を統御する「精神教育」を重視し、「心身の修練」と「知徳の精進向上」を目指し、 国家社会の将来を思い、世界の平和と国家社会の改革向上に貢献する人材、即ち「国を思い、世 のため、人のために尽くせる人材『国士』の養成』を目指す。

教育理念

「国士 | 養成のため、四徳目「誠意·勤労·見識·気魄 | を兼ね備える教育を行う。

「誠意」とは、真心と慈悲の心で、世のため、人のために尽くすこと

「勤労」とは、向上心を持って、誠実に仕事をすること

「見識」とは、道理のもと、物事を見抜く力をもつこと

「気魄」とは、信念と責任を持って強い心でやり通す力のこと

教育指針

四徳目を備えるには、不断の「読書・体験・反省」を実践し、「思索」すること。

「読書」とは、善き書物に学び、世の中や自然界の真を理解すること

「体験」とは、智恵を持って善悪を判断し、善なる判断を実行すること

「反省」とは、何事も行った後、その行為を省みること

「思索」とは、省みた内容を検討し、次なる目標を立案すること

政経学部の教育研究上の理念、目的

教育研究上の目的

政経学部は、政治行政、経済分野の専門性だけに偏らない、人間力、体力、気力、学際的知力、 礼節等バランスのとれた総合力を持つ人材を育成することを教育の基本方針としています。その 上で、建学の精神に基づき、次のような能力を備えた人材の養成を行っています。世界の多様な 価値観を理解し、各国の歴史や文化を尊重する心を有していること。論理的思考力と主体的行動 力を兼ね備え、それらを用いて、世のため、人のために尽くすことができること。このような社 会人を養成することを、政経学部は教育目的としているのです。

┃卒業認定・学位授与の方針「ディプロマ・ポリシー」(DP)

政経学部は、大学の卒業認定の方針に加えて、所定の単位を修め、必修科目履修等の条件を満たすことで、学科が求める次の資質・能力を有しているとして卒業を認定し、政治行政学科では学士(政治学)、経済学科では学士(経済学)の学位を授与します。

[政治行政学科]

政治行政学科は、所定の単位を修め、必修科目履修等の条件を満たすことで、次の資質・能力を有しているとして卒業を認定し、学士(政治学)の学位を授与します。

- DP1. 政治と行政の歴史・基礎理論・制度・政策に関する知識と幅広い教養を習得し、それらを 活用して誠実に仕事を行い、信念と責任を持って貫き通す力を身に付けている。
- DP2. 政治と行政に関する知識をもとに、地域社会を支える人材として現代社会の課題を総合的 観点から適切に分析し、表現し、対応できる力を持っている。
- DP3. 世のため、人のために尽くす公徳心を有し、行政・産業・地域の課題について学び続け、 修得した知識を活用して広く社会に貢献する意欲と能力を持っている。
- DP4. 歴史や文化を尊重し多様な価値観を認める包容力を持ち、他者と協働しながら、行政・産業・地域の課題について改善に取り組む意欲を持っている。

[経済学科]

経済学科は、所定の単位を修め、必修科目履修等の条件を満たすことで、次の資質・能力を有しているとして卒業を認定し、学士(経済学)の学位を授与します。

- DP1. 経済の歴史・基礎理論・制度・政策に関する知識と幅広い教養を習得し、それらを活用して誠実に仕事を行い、信念と責任を持って貫き通す力を身に付けている。
- DP2. 経済学的な考え方を用いて、社会問題に関する定性的、定量的な分析を試み、解決策を探る力を持っている。
- DP3. 世のため、人のために尽くす公徳心を有し、経済学的素養を持つ人材として常に専門家の最新の議論に耳を傾け、修得した知識を活用して広く社会に貢献する意欲と能力を持っている。
- DP4. 歴史や文化を尊重し多様な価値観を認める包容力を持ち、他者と協働しながら、日本と世界が抱える多くの経済的課題に対して改善に取り組む意欲を持っている。

| 教育課程編成・実施の方針「カリキュラム・ポリシー」(CP)

政経学部は、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)で掲げる能力や態度を身に付けるために教育課程を編成し、それらの系統的な履修によって教育目的を達成します。 教育内容、教育方法、学修成果の評価については、次のように定めます。

[政治行政学科]

(1) 教育課程・内容

- 1. 幅広く深い教養と総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、専門分野と調和・発展させることを目的とした「総合教育科目」を設けています。
- 2. 「外国語科目」を設け、英語や他の言語を学び、コミュニケーション能力の充実を図ります。 なお、高度な英語スキルの修得を目指すための特修クラスを設けています。
- 3.「専門科目」では、スムーズな大学生活への導入を促進し、専門力と人問力の基礎を育てるために、「フレッシュマン・ゼミナール」を1年次の必修科目として設けています。また、政治学を体系的・系統的に学べるために、政治と社会の関係について学ぶ「政治と人間コース」、国や地方自治体の行政のしくみを学ぶ「行政・公共政策コース」、国際政治や外交について学ぶ「国際関係・地域研究コース」を置き、多様な選択必修科目、選択科目を設けています。
- 4. 総合大学である本学の特長を生かし、専門に偏らず、見識を広め、学生自身の学習・研究の達成感をより高めるために、他学部や他学科の授業を履修できる他学部他学科履修制度を設けています。

(2) 教育方法

- 1. 講義、実験・実習・実技や体験学習とバランスよく組み合わせて学修成果を高めます。
- 2. 講義支援システムを活用することで、講義の予習・復習をはじめ、アクティブ・ラーニング や問題発見・解決型学習、反転授業などの実施を容易にし、学んだ知識の理解を深めます。
- 3. 各学科・学年に教員による担任を置き、将来の目標に合わせた学修相談指導並びに学生生活指導を行い、学修環境と生活環境の支援を行います。

(3) 学修成果の評価

各授業科目については、到達目標や成績評価の基準と具体的評価方法をシラバスに明示して学生に周知したうえで、公正で厳格な成績評価を実施します。

[経済学科]

(1) 教育課程と内容

- 1. 幅広く深い教養と総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、専門分野と調和・発展させることを目的とした「総合教育科目」を設けています。
- 2. 「外国語科目」を設け、英語や他の言語を学び、コミュニケーション能力の充実を図ります。 なお、高度な英語スキルの修得を目指すための特修クラスを設けています。
- 3.「専門科目」では、スムーズな大学生活への導入を促進し、専門力と人間力の基礎を育てるために、「フレッシュマン・ゼミナール」を1年次の必修科目として設けています。また、経済学を体系的・系統的に学べるために、情報と経済社会の関連と役割、効果などを学ぶ「理論・情報コース」、ヒト・モノ・カネの面から、理論や政策等を学ぶ「国際経済コース」、国と地方の財政、租税理論の実務などについて学ぶ「財政・税務コース」、金融や貨幣、銀行等を中

心として理論と実務を学ぶ「ファイナンス経済コース」を置き、多様な選択必修科目、選択 科目を設けています。

4. 総合大学である本学の特長を生かし、専門に偏らず、見識を広め、学生自身の学習・研究の達成感をより高めるために、他学部等の授業を履修できる他学部他学科履修制度を設けています。

(2) 教育方法

- 1. 講義、実験・実習・実技や体験学習とバランスよく組み合わせて学修成果を高めます。
- 2. 講義支援システムを活用することで、講義の予習・復習をはじめ、アクティブ・ラーニング や問題発見・解決型学習、反転授業などの実施を容易にし、学んだ知識の理解を深めます。
- 3. 各学科・学年に教員による担任を置き、将来の目標に合わせた学修相談指導並びに学生生活指導を行い、学修環境と生活環境の支援を行います。

(3) 学修成果の評価

各授業科目については、到達目標や成績評価の基準と具体的評価方法をシラバスに明示して学生に周知したうえで、公正で厳格な成績評価を実施します。

| 入学者受入れの方針「アドミッション・ポリシー」(AP)

政経学部は、激動する現代社会において、人間性に富み、政治、経済分野の学際的知識を活用できる力を備え、トップマネジメントおよびミドルマネジメントの中心的役割を担う人材になりたいとの強い意欲を持つ学生を受け入れます。

また、このような入学者を適正に判定するために、政治行政学科・経済学科のそれぞれにおいて、 学科ごとに掲げる観点から、多様な方法による入学者選抜を実施します。

[政治行政学科]

政治行政学科は、激動する現代社会において、人間性に富み、特に政治行政分野の学際的知識を活用できる力を備え、トップマネジメントおよびミドルマネジメントの中心的役割を担う人材になりたいとの強い意欲を持つ学生を受け入れます。

また、このような入学者を適正に判定するために、次に掲げる観点から、多様な方法による入学者選抜を実施します。

AP1. 「知識・理解・技能]

政治行政学科の教育を受けるのに必要な基礎学力としての知識、あるいは秀でた実技能力を有している。

- (AP1-1) 英語、国語、地理歴史、公民、数学、理科などについて、高等学校などで身につけるべき標準的な知識を有している。
- (AP1-2) スポーツ活動において優秀な成績を修め、入学後、スポーツ活動を継続する意欲と卒業 条件を達成する強い意志を有している。

AP 2. [思考力・判断力・表現力]

社会、国家、国際社会のあるべき姿や課題について、これまでに学んだ知識や情報をもとに論理的に考え、その結果を他者にわかりやすく説明できる。

AP3. [主体性・多様性・協働性]

主体性と公共の精神をもって多様な人々と協働する態度や、人間性と専門性をともに自ら育む意欲を有している。

- (AP3-1) 高等学校等在学期間に、生徒会等委員会、芸術文化、ボランティア、文化・スポーツクラブ等の諸活動を通じて、主体性と協働性を涵養している。
- (AP3-2) 幅広い教養と、学際的専門性を身につけることを目標とし、公徳心を持って社会を取り 巻く諸問題を解決しようとする意欲を有している。

【入学前に身に付けておくべきこと】

- 1. 基本的な言語(母語・外国語)理解、表現能力および数理的思考能力を有していること。
- 2. 社会の動きに興味を持ち、日常的にニュースを読み、自らの考えや意見が述べられるようにすること。
- 3. 文章読解能力および記述能力を有すること。

[経済学科]

経済学科は、激動する現代社会において、人間性に富み、特に経済分野の学際的知識を活用できる力を備え、トップマネジメントおよびミドルマネジメントの中心的役割を担う人材になりたいとの強い意欲を持つ学生を受け入れます。

また、このような入学者を適正に判定するために、次に掲げる観点から、多様な方法による入 学者選抜を実施します。

AP]. 「知識・理解・技能]

経済学科の教育を受けるのに必要な基礎学力としての知識、あるいは秀でた実技能力を有している。

- (AP1-1) 英語、国語、地理歴史、公民、数学、理科などについて、高等学校などで身につけるべき標準的な知識を有している。
- (AP1-2) スポーツ活動において優秀な成績を修め、入学後、スポーツ活動を継続する意欲と卒業 条件を達成する強い意志を有している。

AP 2. [思考力・判断力・表現力]

社会、国家、国際社会のあるべき姿や課題について、これまでに学んだ知識や情報をもとに論理的に考え、その結果を他者にわかりやすく説明できる。

AP3. [主体性・多様性・協働性]

主体性と公共の精神をもって多様な人々と協働する態度や、人間性と専門性をともに自ら育む意欲を有している。

- (AP3-1) 高等学校等在学期間に、生徒会等委員会、芸術文化、ボランティア、文化・スポーツクラブ等の諸活動を通じて、主体性と協働性を涵養している。
- (AP3-2) 幅広い教養と、学際的専門性を身につけることを目標とし、公徳心を持って社会を取り 巻く諸問題を解決しようとする意欲を有している。

【入学前に身に付けておくべきこと】

- 1. 基本的な言語(母語・外国語)理解、表現能力および数理的思考能力を有していること。
- 2. 社会の動きに興味を持ち、日常的にニュースを読み、自らの考えや意見が述べられるようにすること。
- 3. 文章読解能力および記述能力を有すること。

yiii 2019 年度 国士舘大学政経学部便覧 ix

関係施設窓口案内

学生生活を過ごすにあたって各種情報や注意事項は、『国士舘大学手帳』(学生部発行)に記載されているのでよく確認すること。

■関係施設窓口案内

							受付時間	
		窓口	受付内容		場所	電話	月~金	土·授 業休講 日
		学生証 · 学生証 · 学費 · 証明書 担当 教室担当 教職担当	教職課程、介護等体験、単位互換、学生証に関すること、学費等納入依頼書再発行、教室貸出などの手続き、相談等を行っています。	世田谷	5号館1階	03-5481-3202 (学費·証明書) 03-5481-3203 (教室) 03-5481-3204 (教職)	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
		郑帆担当	相談分で11つでいるす。	町田	鶴川メイプルホール 1 階	042-736-2331	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
	教務課	政経学部担当	1	世田谷	5 号館 1 階	03-5481-3151	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
Ē	沐	理工学部担当		世田谷	5 号館 1 階	03-5481-3251	9:00 ~ 17:00	9:00 ∼ 17:00
		法学部担当		世田谷	5号館1階	03-5481-3312	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
		文学部担当	修学に関する各種届出、申 込、手続きや履修等に関す	世田谷	5号館1階	03-5481-3231	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
		経営学部担当	る相談などを行っていま す。	世田谷	5号館1階	03-5481-3147	9:00 ~ 17:00	9:00 ∼ 17:00
ć	21世紀アジア学部 事務課 体育学部事務課 こどもスポーツ 教育学科担当			町田	30 号館 1 階	042-736-1050	9:00 ~ 17:00	9:00 ∼ 17:00
				町田	14 号館 1 階	042-736-2330	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
	体	育学部事務課		多摩	教室·管理棟 (A棟) 1階	042-339-7202	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
			学生生活全般をサポートする手続、指導、相談等を	世田谷	34 号館A棟 1 階	03-5451-8114	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
		学生・厚生課	行っています。 課外活動、奨学金(奨学生	町田	13 号館 1 階	042-736-2316	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
	J /-J		制度)、遺失物・拾得物、 アルバイト情報、学生保険、 掲示、学生寮、アパート関 係など	多摩	教室·管理棟 (A棟)2階	042-339-7225	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
			教職員、家族、友人等に相	世田谷	34 号館A棟 1 階	03-5451-8116	※ カウン セラーの 在室日は 学生相談	原
		学生相談室	談しにくい問題など、専門のカウンセラーが直接担談	町田	11 号館 1 階	042-736-5498	学生相談 室入口の 掲示板で お知らせ します。確	原則として閉室
			けています。	多摩	教室·管理棟 (B棟) 1階	042-339-7365	認の上、相談に来てください。	室

窓口	受付内容		場所	電話	受付 月~金	·時間 土·授業 休講日
	海外研修や交換留学など、 海外へ留学を希望する学生 へのアドバイスや外国人留 学生への留学生サポートを	世田谷	7号館1階	03-5481-3206	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
国際交流センター		町田	鶴川メイプルホール2階	042-736-2317	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
	行っています。	ホームページ	http://www.k research/IC/	okushikan.ac	.jp/	
	 学生の進路に関する各種支 援を行っています。業種別	世田谷	8 号館 1 階	03-5481-3308	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
	企業ファイルや就職情報誌 等の資料を自由に閲覧でき	町田	12 号館 1 階	042-736-2318	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
キャリア形成 支援センター	るほか、求人票及び各種セ ミナーの案内等を行ってい	多摩	教室·管理棟(A棟)2階	042-339-7230	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
	ます。また、就職活動における悩みを相談できるス	ホームページ		okushikan.ac	.jp/care	er/
	タッフも常時待機しています。		ルアドレス ンパス共通)care	eer@kokushik	an.ac.jp	
	ます。なお、校医の健康相談や診察を希望する場合	世田谷	34 号館A棟 1 階	03-5451-8115	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 19:00
		町田	11 号館 1 階	042-736-2319	9:00 ~ 18:00	9:00 ~ 17:00
健康管理室		多摩	教室·研究棟(B棟)]階	042-339-7206	9:00 ~ 18:00	9:00 ~ 17:00
	蔵書はもちろん、学外情報 検索のための各種データ	世田谷	中央図書館 1~5階	03-5481-3216	8:30 ~ 21:00	8:30 ~ 21:00
図書館・	ベースや電子デバイス等の設備、視聴覚や閲覧・学習	町田	鶴川メイプルホール2~4階	042-736-2341	8:30 ~ 20:00	8:30 ~ 20:00
情報メディア センター	施設等が完備されています。蔵書は3キャンパスどこでも貸出・返却ができま	多摩	教室·管理棟 (A棟) 1階	042-339-7204	8:30 ~ 20:00	8:30 ~ 20:00
	す。なお、図書館入館の際には学生証が必要です。	ホームページ	http://www.kokushikan.ac.jp/ education/libraly/			
	₩4. 0 7. ± 11. 7. → 1. ± b th h	世田谷	梅ヶ丘校舎 地域交流文化 センター 1 階	03-5451-1921	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
生涯学習センター		町田	鶴川メイプルホール 1 階	042-736-2327	10:00 ~ 17:00	10:00 ~ 17:00
679-	ています。	多摩	教室·管理棟 (A棟) 1階	042-339-7372	10:00 ~ 17:00	10:00 ~ 17:00
			http://www.k research/LL(.jp/	

[※]受付時間は、大学行事開催日等は閉室または時間が変更となる場合があります。

[※]詳しい内容は、各部署まで直接お問い合わせいただくか、各部署発行のパンフレット等をご覧ください。

学生ポータルサイト「Kaede-i」

授業に関する情報など、大学生活に必要な情報については「Kaede-i」から確認することができる。Kaede-iのID及びパスワードは、入学後のオリエンテーションに出席することで配布され、IDと大学が発行したメールアドレスは卒業するまでの間、原則として変わらない。紛失しないように注意すること。

- ・授業の休講、補講、教室変更などの情報
- 大学からのお知らせ(※掲示板にも掲示される)
- ・履修登録(履修登録期間のみ)
- · Mv 時間割 (履修科目の一覧) の確認
- ・プロファイル(学生情報)の確認・変更(住所、電話番号、学費納入者の変更など)
- ・成績確認 (春期成績は9月中旬、秋期成績は3月下旬から)
- ・証明書等自動発行機のパスワード変更 など

◆ Kaede-i へのアクセス方法

① PC・スマートフォンからのアクセス https://kaedei.kokushikan.ac.jp/大学ホームページから「在学生・保護者の皆さま」→「学生ポータルサイト(Kaede-i)」をクリック



QR ⊐ード (Kaede-i)

◆プロファイル(学生情報)の確認・変更方法

学生ポータルサイト「Kaede-i」TOPページから、「プロファイル」→「プロファイル(学生情報)」欄の「確認・変更する」をクリック。変更箇所を修正し、最後に「登録」ボタンをクリック。なお、学生本人だけでなく、保証人や学費納入者の住所、緊急連絡先等の変更ができる。

※住所・電話番号は、怪我や病気をした時や災害時の連絡など緊急時に連絡する際に必要となるため、変更が生じた場合には速やかに最新の情報に変更すること。

◆メールアドレスの登録方法

Kaede-i 上に個人のメールアドレスを登録することで、大学のお知らせや休講情報等を指定したアドレスに送信するように設定できる。(メール受信にかかる通信料は個人負担)

学生ポータルサイト「Kaede-i」TOPページから、「プロファイル」→「メールアドレス」欄の「確認・変更する」をクリック。メールアドレスを入力後、「通知を受け取る」を選択し、「登録」ボタンをクリック。

なお、メール配信に関する詳細や Q&A は、図書館・情報メディアセンター 情報システム課のホームページ (http://www.kokushikan.ac.jp/research/cis/) にも記載があるので参考にすること。

単位・授業・試験・進級及び卒業

| 授業と単位制

大学における学修は「単位制」によって行われている。

単位制とは、一定の基準により単位を付与された各授業科目を履修要領等にしたがって履修し、 所定の試験またはこれにかわるものに合格することによって単位を修得していく制度である。

授業科目の履修は、すべて単位制による。卒業は、休学期間を除いて4年(8期)以上8年在学し、履修要領に従って所定の単位を修得することによって認められ、卒業により学士の学位が授与される。(学則第52・53条参照)

(1) 授業

授業科目は、各科目とも1時間に1回1時限(継続90分)が配当されている。

1年は、「春期」15週、「秋期」15週に区別され、年間の授業日数(週数)は、原則として、1 科目につき 15週 (半期科目:週1回×15時限)、または30週 (通年科目:週1回×30時限) 実施される。 授業時間は次の通りである。

時限	1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限	6 時限	7 時限
問問	09:00~10:30	10:45~12:15	12:55~14:25	14:40~16:10	16:25~17:55	18:05~19:35	19:45~21:15

(2) 単位算定の基準

授業は、「講義」「実習」「実技」等の方法で行われ、各科目には単位が付与されている。大学において「1単位」と計算される学修時間は45時間であり、この時間数は教室における授業時間だけでなく、各自が行う自習(予習・復習等)時間を含め計算される。

各科目には次の基準により単位が付与されている。

日刊日には次の至十により十世が行うとれている。					
		授業時間	授業時間外に 必要な学修	単位数	
講義科目	半期科目	毎週 1 時限 2 時間× 15 週	4 時間× 15 週	計 6 時間× 15 週÷ 45 時間= 2 単位	
神我们口	通年科目	毎週1時限 2時間×30週	4 時間×30 週	計 6 時間×30 週÷45 時間=4 単位	
演習科目	半期科目	毎週1時限 2時間×15週	4 時間× 15 週	計 6 時間× 15 週÷ 45 時間= 2 単位	
※科目に		毎週1時限 2時間×15週	1 時間× 15 週	計 3 時間× 15 週÷ 45 時間= 1 単位	
よって単位 数等が異な	洛左扒口	毎週1時限 2時間×30週	4 時間×30 週	計 6 時間× 30 週÷ 45 時間= 4 単位	
ります。	通年科目	毎週1時限 2時間×30週	1 時間×30 週	計 3 時間× 30 週÷ 45 時間= 2 単位	
外国語科目	半期科目	毎週1時限 2時間×15週	1 時間× 15 週	計 3 時間× 15 週÷ 45 時間= 1 単位	
外国品种日	通年科目	毎週1時限 2時間×30週	1 時間× 30 週	計 3 時間× 30 週÷ 45 時間= 2 単位	
実験・実習・ 実技科目等			ひ実習についてに 3 時間又は 45 時間	は、学修はすべて体育館や実験室等で行わ の授業をもって1単位とする。	

※時間割上の1時限は1時間30分であるが、制度上2時間とみなされている。

(3) 出席・欠席・公欠

○出席

履修登録したすべての授業に原則として出席しなければならない。総授業数(試験を含む)の3分の2以上の出席がなければ単位が付与されない。

授業の出席の確認は、出席管理システム(学生証を使用)により行われる。また、出席カードの提出または点呼等により行われる場合もある。

○欠席

病気・怪我等、やむを得ない理由により7日以上欠席する(した)時は、教務課学部担当窓口にその旨を報告し、欠席届を各科目担当教員へ提出すること。また、正当な理由がなく、無届で3か月以上連続して欠席した場合、除籍(学則第20条)の対象となる。

○公欠(公認欠席)

次の場合は公欠となるので、「公欠願」に必要事項を記入し認印を受けたうえで各科目担当 教員へ願い出るものとする。公欠は欠席として取り扱われるが、科目担当教員の判断により、 配慮が受けられる場合がある。(「公欠に関する取扱要領」参照)

	11.思かくけられる場合がある。(TA人に関する状態を限)を思う					
	公欠事由	認印をもらう人	添付書類			
1	大学・学部行事	教務課:学部担当 学部教員				
	学生・厚生課関連	学生・厚生課				
	教育実習·介護等体験	教務課:教職担当				
2	他の学外実習	教務課:学部担当 学部教員				
3	対外公式試合・コンクール等登録出場 者として出場する場合	学生・厚生課	(学生・厚生課への大会参加 願の事前提出が必要)			
4	学生の親族が死亡した場合 (※忌引基準による)	教務課:学部担当	会葬礼状など葬儀日程が分か る書類			
5	裁判員制度によって従事した場合	教務課:学部担当	従事したことを証明する書類			
6	その他特に学部長が必要と認めた事由	学部長【学部事務課】 (教務課学部担当経由)	関連資料、証明書等			

(4) 休講

大学の行事または科目担当教員の都合等により授業が休講になることがある。休講情報はWebサイト(学生ポータルサイト「Kaede-i」)で確認すること。なお、Kaede-iでメールアドレスを登録すれば、メールで休講情報を得ることができる。なお、授業開始後30分を経過しても科目担当教員もしくは教務課からの連絡、指示がない場合は、教務課学部担当窓口まで連絡し、指示があるまで待機すること。

(5) 補講

休講等により授業時間数の不足を補う必要が生じた場合は、補講を行うことがある。この場合、メールまたは学生ポータルサイト「Kaede-i」で連絡するので、指示に従い出席すること。

2 履修登録

大学では、授業計画表(シラバス)や時間割表を参考に、自分自身で1年間の履修計画(時間割)を作成し、これに基づき履修登録を行い、授業に出席し、卒業に必要な単位を修得していく。 (学則第46条参照)

(1) 履修登録の流れ

※各学年ガイダンスで毎年確認すること。

【春期】

履修ガイダンス

履修時間割(案)の作成(年間の履修計画を立てる)

「体育実習」「スポーツ実習」「情報処理」科目抽選申込 〈Kaede-i で登録〉

「体育実習」「スポーツ実習」「情報処理」科目 抽選結果を確認 〈Kaede-i で発表〉

抽選科目(総合教育・外国語・専門科目)申込 および 履修登録(本登録)【専門科目・教職科目・資格科目】 〈Kaede-i で登録〉

抽選科目 抽選結果を確認 〈Kaede-i で発表〉

抽選科目2次申込(抽選科目で落選し、2次申込が必要な場合) および 履修登録(本登録) 【専門科目・教職科目・資格科目】 の修正 〈Kaede-i で登録〉

抽選科目 2次抽選結果を確認 〈Kaede-i で発表〉

抽選科目3次申込(抽選科目で落選し、3次申込が必要な場合のみ) 〈Kaede-i で発表〉

抽選科目 3次抽選結果を確認 〈Kaede-i で発表〉

『履修登録本人控』をプリントアウト・内容確認

時間割が確定し、変更・取消の必要がない場合

履修登録した科目の変更や取消が必要な場合

履修登録修正期間・取消期間で、 登録した科目の変更・取消 〈Kaede-i で取消〉

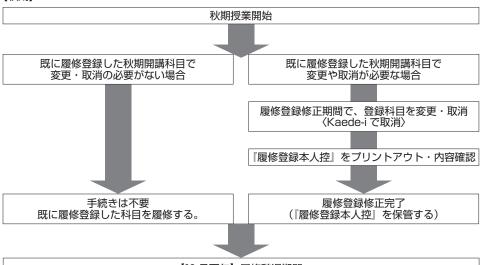
『履修登録本人控』をプリントアウト・内容確認

履修登録完了(『履修登録本人控』を必ず保管する)

【5月中旬】履修辞退期間

授業内容が学修したい内容と異なっていた場合や、授業についていけるだけの知識等が不足していた などの理由で、一旦履修登録した科目を辞退できる。別途、願出用紙に記入し、提出する。

【秋期】



【10月下旬】履修辞退期間

授業内容が学修したい内容と異なっていた場合や、授業についていけるだけの知識等が不足していた などの理由で、一旦履修登録した科目を辞退できる。別途、願出用紙に記入し、提出する。

(2) 履修上の注意事項

①上級年次配当の科目履修について

自分より下級年次に配当されている科目は履修できるが、上級年次に配当されている科目を履 修することはできない。

②重複履修について

次に示すような履修は重複履修と呼ばれ、登録することができない。

- ・同一時限の他の科目を履修すること。
- ・同一科目を同一年度内に並行履修すること。
- 既に単位を修得した科目を再び履修すること。

③世田谷キャンパスと町田・多摩両キャンパス間における履修について

町田または多摩キャンパスの科目を履修し、同一日に世田谷キャンパスでも科目を履修する場 合、最低1時限分の移動時間を設けなければならない。昼休みをはさみ、2時限と3時限の履修も 認められない。

④抽選科目

授業科目の中で定員の定まっている科目について、履修希望者が多数の場合は抽選によって履 修者を決定することがある。

試験

(1) 定期試験

定期試験は、春期及び秋期それぞれの学期末に実施される。各科目の具体的試験日程は、試験 前に掲示等で発表される。

この試験結果等により評価されるが、演習(ゼミ)等の一部の科目については、試験に代えて レポート、論文または平常の成績により評価される。なお、正当な理由が無く試験を欠席した場 合は、該当科目を放棄したものとみなされる。

(2) レポート・小試験

定期試験以外に、授業時に小試験が実施される場合やレポートの提出が指示される場合がある。 いずれも通常は、授業時に担当教員からの指示によって実施される。また、同様に掲示板で指 示される場合もあるので、あわせて留意すること。

(3) 追試験

追試験は、次の表に該当する事由により、やむを得ず定期試験を受験できなかった場合にのみ 実施される。ただし、担当教員の判断により、出席不良等の事由で追試験を受験できない場合が ある。また、定期試験において30分を超える遅刻、日程表の見間違え等本人の不注意により受験 できなかった場合は、追試験は一切認められない。

◆追試験が認められる事由

事由	必要書類			
病気·怪我	医療機関発行の診断書等 学校感染症の場合は、学校感染症治癒証明書(大学ホームページからダウンロード可能)または医療機関発行の診断書			
忌引き	会葬礼状など葬儀日程が分かる書類			
公共交通機関の遅延等	鉄道会社等で発行する遅延証明書又は事故証明書			
その他	その他正当な事由がある場合は、教務課学部担当窓口へ申出			

◆追試験の手続き方法

- ①電話等により、欠席した試験当日中に教務課学部担当窓口(5号館1階)に連絡する。
- ②後日、定められた期限までに、「試験欠席届(追試験受験願)」を教務課学部担当窓口で受け 取り必要事項を記入のうえ、事由に伴う「必要書類」を添えて教務課学部担当窓口に提出する。

(4) 再試験

再試験は、定期試験において、不合格となった場合、当該科目担当教員が認めた者に対し行わ れる。再試験の評価は69点以下で行う。

再試験該当者は、学籍番号が掲示により発表されるので、指示にしたがい受験すること。再試 験該当者は政経学部担当窓口で申込みをする。

※再試験の範囲は次のとおりとする。1年生、2年生、3年生は専門科目の再試験は原則ない。4 年生は科目を制限しない。

◆受験者の心得

- 1. 指定された座席に着席し、試験場内ではすべて監督者の指示に従うこと。
- 2. 学生証を提示すること。万が一、不携帯の場合は学部担当において仮受験票の発行を受けねばならない。
- 3. 試験開始後、30分を経過した場合、試験室に入室することはできない。また退出は監督者の指示により試験開始30分経過後とする。
- 4. 試験中に不正行為を行った者、態度不良、もしくは、監督者の注意に違反した者は答案用紙 その他を没収され、退室を命ぜられる。
 - この場合、当該科目のみならず当期の全試験科目を無効とする。不正行為発生後の試験は受けられない。教授会の承認を経て、懲戒に処するものとする。
- ※細部については、「試験に関する内規」を参照。

4 成績評価

(1) 成績と単位の認定

①成績は 100 点法をもって評価され、60 点~ 100 点を合格、59 点以下を不合格とする。不合格の場合、単位は認定されない。

なお、「成績証明書」は優・良・可・認で表示され、点数との関係は下表のとおり。(成績証明書には不合格の科目は記載されない)

点数	100 ~ 80	79 ~ 70	69 ~ 60	59 以下	-
成績証明書の表示	優	良	可		認
合否	合格			不合格	認定

- ②再試験の評価は、可または不可となる。(再試験が行われる場合のみ)
- ③成績については、成績通知書を9月と3月上旬にそれぞれ保証人(父母)宛に郵送する。

(2) GPA 制度

本学では、学生の学修意欲を高めることを目的として GPA(Grade Point Average:成績点平均値)を導入している。この GPA とは、科目でとの評価をそれぞれ点数化することにより、学修状況を客観的にみられるようにするための数値であり、全履修科目の平均を算出したものである。

◆ GPA の計算方法

① GPA 計算式

GPA = (評価を受けた科目の GP × その科目の単位数) の合計 履修登録科目単位数の合計

※四捨五入して小数第2位まで表します。

② GP (Grade Point)

GP は、履修登録した科目の成績(優・良・可・不可)を数値に置き換えたもの。

区分	評価	評点	GP(グレードポイント)
	優	90 点~ 100 点	4.0
合格	一	80 点~ 89 点	3.0
	良	70 点~ 79 点	2.0
	可	60 点~ 69 点	1.0
不合格	不可	59 点以下	0.0
対象外	認定	(認定科目の合格)	_

「認定」・・・編転入などにより、他大学等で修得した科目を本学の単位として認めたもの。GPA の算出には含めない。

※不合格の科目を再履修して合格点を取得した場合および再履修の結果再び不合格の場合、それぞれ再履 修前の評価については、総 GPA には算入しない。

◆ GPA の対象と種類

次の科目は GPA の対象とはならない。

- ①成績評価が「認定」の科目(編転入した際の単位認定科目等)
- ②卒業要件の対象とならない科目(教職科目や随意科目など)

◆ GPA の利用

GPAによって、年間もしくは半期の学修成果を自分自身で把握することが可能となり、卒業するために必要な単位だけを取得するだけではなく、主体的かつ充実した学修成果をあげることを目的としている。履修指導や学修指導において指針とするほか、成績優秀者、留学や奨学金対象者の選考等の判定基礎資料として活用する。

原則として、単年度 GPA が 1.0 未満の時は、個別面談等修学指導を実施する場合がある。また、単年度の GPA が 3.5 以上のときは、年間成績優秀者として表彰する。

◆ GPA の通知

学期末に各家庭に郵送する「成績通知書」には、学期(春期・秋期)GPA・年間GPA・これまでの総GPAの3種類を表記する。

◆ GPA の注意点

GPA をできるだけ高く維持するために、履修登録した科目は必ず出席し、高い評価で単位の修得に努めること。

◆履修登録の修正・辞退

授業内容が学修したい内容と異なっていた場合や、授業についていく知識が不足していたなどの理由で、一旦履修登録した科目を辞退することができる。春・秋の年2回の指定された期間において、履修「辞退」の手続きをとるようにすること。なお、辞退した科目は GPA の計算対象から除外される。

期間内に手続きを行わずに自ら履修を放棄した場合は、評価が「不可」になり、GPA の値が下がるので注意すること。

また、年間履修上限単位数以下であれば、抽選対象科目を除いて履修の修正をすることができる。

◆ GPA の計算の一例

次のような成績の場合について、GPA 算出のサンプルを示す。

科目名	単位数	評価(点数)	GP
政治学 A	2	優 (92)	4.0
情報処理 A	2	優 (84)	3.0
英語 1	1	良 (78)	2.0
政治学原論 A	2	可 (60)	1.0
基礎ゼミナール	1	優 (94)	4.0
憲法 A	2	不可 (20)	0.0

計算式に当てはめると次のようになる。

$$\frac{2 \times 4.0 + 2 \times 3.0 + 1 \times 2.0 + 2 \times 1.0 + 1 \times 4.0 + 2 \times 0.0}{2 + 2 + 1 + 2 + 1 + 2} = 2.20$$

この学生の GPA は、2.20 となる。

5 進級・留年及び卒業

進級・卒業に必要な単位数は次のとおりである。

下表の基準により進級・卒業に必要な単位を修得していない者は、教授会の議を経て留年とする。 なお、本学においては、休学期間を除き8年を超えて在学することはできない。

	進級に必要な 単位数	摘要
2年次への進級		
3年次への進級	50 単位	50 単位の修得が必要である。 (教職・随意科目は除く)
4年次への進級	76 単位	卒業所要単位 76 単位の修得が必要である。 (卒業所要単位にならない単位は除く) (教職・随意科目は除く)
卒 業	124 単位	卒業所要単位 124 単位に満たない場合、留年となる。ただし、124 単位を超えていても各学科に決められた修得条件を満たさない場合も留年となる。 (卒業所要単位にならない単位は除く) (教職・随意科目は除く)

^{※9}月卒業 春期において、4年(8期)以上在学し卒業所要単位を満たした学生に対して、9月に卒業を認めること。

Π

卒業所要単位の構成

■■ 授業科目編成区分

授業科目は、大別すると『総合教育科目』『外国語科目』『専門科目』の3つに区分される。 3つの科目区分については、それぞれに授業科目が配当されており、履修要領に従って定められた「卒業所要単位」を満たすように科目を履修する。更に学生の多様な要求に弾力的に対応し、自由に科目を履修できるように『自由選択枠』が設定されている。

これは当該枠に特定の科目が配当されているものではなく、3 つの科目区分の卒業所要単位を超えて修得した単位を合計したものである。学生は、大いにこの枠を有効に使い3 つの科目区分の中から卒業所要単位を満たすように履修するものとする。

2 学科別履修単位

学科	総合教育科目	外国語科目		専門	卒業所要単位	
īΗ	/ 30 ≜	——————— 単位 \		84 <u>i</u>	単位	
治行政学	行 外国語科目より		必修	4 単位	124 単位	
117			択枠 10			
	/ 30 <u>i</u>			84 <u>i</u>	単位	
経 済 学 科	総合教育 18 単位 外国語和 英語 4 単 8 単位	必修	4 単位	選択 80 単位 (選必 36 単位を 含む)	124 単位	
		※1自由選	択枠 10	単位		

- ※1 自由選択枠の単位は一つの科目区分に配当されている科目のみで満たしても良いし、複数の科目区分で満たしても良い。
- ※2 外国語科目の言語コースは履修登録時に決定する。言語コースとは下記のことを意味する。 例 ② [1]言語コース」か「2]言語コース」かの選択。
 - ®「英語」4単位と「ドイツ語」4単位のような履修組合せのコース。

留学生は外国語科目より日本語 4 単位を含む 8 単位以上。

言語コース履修登録は上記と同じ。

3 他学科および他学部科目履修

(1) 他学科および他学部〈42 単位〉履修制度

この制度は自分が所属する学部・学科に配当されている科目の他に、総合大学である本学の特長を生かし、学習・研究の達成感をより高めるために、他学部、他学科専門科目を履修し、これにより修得した単位が卒業所要単位として認定されるものである。

政経学部に在籍する学生は、下記表により、他学部・他学科の科目を履修できる。政経学部の中で自分が所属する学科以外の学科に開講されている専門科目を履修する場合、31~59ページおよび授業計画表(シラバス)を参照すること。政経学部以外の学部に開講されている専門科目を履修する場合、履修したい学部に履修可能であるかを確認し許可をもらう。この他学部履修を利用することにより、1年次から各自の目標・計画・ライフスタイル等にあわせて必要な科目を履修できる。この制度により各自の専攻分野と関連する研究領域の科目を学際性豊かに学習でき、また将来の進路に必要な関連科目を計画的に学習できる。

履修と開放	学科別	対 応
他学科科目履修	政治行政学科	各学年 12 単位まで、4 年間計 42 単位まで可とし、基本 的には相手方科目群を本科目群内の卒業所要単位として
(他学科開講科目を) 履修する場合	経済学科	認定する専門科目は自分が所属する学科の専門選択科目とする。
他学部科目履修	政治行政学科	
(他学部開講科目を) 履修する場合)	経済学科	上記に準ずる。ただし上記に示した上限は超えない。
他学科科目履修	政治行政学科	全面開放(ただし、ゼミナール科目は政治行政学科学生を優先)
(他学科の学生に 開講している科目)	経済学科	全面開放(ただし、ゼミナール科目は経済学科学生を優先)

^{※「}他学部履修に関する内規」113ページ

※他学部・他学科で修得した専門科目は、必修・選択必修・選択を問わず自学科の専門選択科目単位となる。

(2) 手続き

他学部履修をしたい授業科目がある場合は、次の手続きを行うものとする。

- ●履修希望学部の各学部担当窓口に開放科目であるか確認する。
- ●「他学部・他学科履修希望申請用紙」に記入し、指定された日までに、自学部の学部担当窓口に 申し込む。
- ●履修先学部の回答を確認し、新学期ガイダンス時に、在籍している学部において履修登録を行う。

(3) 履修上の注意

実験・実習などのように履修者数を制限する必要がある授業科目等については、他学部履修を 受け付けることができない科目がある。また他学部履修希望科目が、在籍学部の必修科目等、卒 業に必要な授業科目と重複した場合は、在籍学部の履修を優先する。

また、4ページの「履修上の注意事項」を参照すること。



総合教育科目

【総合教育科目の配当表】

			F次		2年次			3年)		4年	_	卒業所
	科			単位	科目	1	単位	科目	単位	科目	単位	要単位
1				2								2 単位
·	タシステム			2 2	スポーツ 実習 A		2	スポーツ 実習 B	2	スポーツ 実習 C	2	
-			日本語表現法A		文系数学(基礎)							
ブー	-養成論実習		日本語表現法B		文系数学 (応用)							
			法学A		情報処理A ※ 1							
			法学B		情報処理B							
			政治学A		情報処理C							
			政治学B		情報処理D							
			経済学A		Webデザインの基礎							
			経済学B		コンピュータネットワーク							
			社会学A		科学技術の現代史A							
			社会学B		科学技術の現代史B							
			心理学A		科学·技術·社会論A							
			心理学B		科学·技術·社会論B							
		教育学A			統計学(基礎統計)							
			教育学B		統計学(推定·仮説							16単
Α			社会科学概論A		検定の実務)		各2					10 +
В			社会科学概論B		人間と地球環境							
			文化人類学A		かけがえのない地球環境							
			文化人類学B		現代人間論A							
			自然科学(生物系	系A)	現代人間論B							
			自然科学(生物系	系B)	異文化の理解A							
			自然科学(地学	系A)	異文化の理解B							
			自然科学(地学	系B)	身体と運動A							
			自然科学(化学	系A)	身体と運動B							
			自然科学(化学	系B)								
			自然科学(物理系	系A)								
			自然科学(物理系	系B)								
E	A(日本の歴5 3(近代日本の 3(近代日本の 3(自然環境) 間は留学生用資	D歩a	日本事情(3 (日本の	国際化)							
7.	ア実践Ι	ボラ	シティア実践Ⅱ	ボラン	ティア実践Ⅲ ボラン:	ティアミ	実践IV	* 2			各1	含まれた
イ.	ア実践I	ボラ		ボラン:	ティア実践Ⅲ 計							

^{※ 1「}情報処理 A」に関しては履修方法が別途あり。(次頁を参照)

^{※ 2 「}ボランティア実践 I \sim IV 」 については P.15 を参照すること。

※ 総合教育科目の配当

総合教育科目は、幅広く深い教養および総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、専門分野と調和発展させる科目である。

前頁のとおり、主に1・2年次に配当されており、授業計画書(シラバス)を参考に科目を履修し、18単位(体育実習を含む)以上を修得する。18単位を超えて修得した単位については総合教育科目・外国語科目枠の30単位に充当され、それを超過すると自由選択枠の単位として認められる。

2 総合教育科目の履修要項

(1) セメスター科目の履修について

「体育実習」・「スポーツ実習 A・B・C」は通年科目であるが、これら以外の総合科目はすべてセメスター科目として配当されている。履修登録は4月に一括して行う。

総合科目については、春期試験に不合格(59点以下)となった場合においても、引き続き「秋期」科目を受講できる。

(2) 履修要領について

1) 必修科目

1年次に「体育実習」の2単位(1科目)を履修する。これについては下記で詳述する。

2) 選択科目

選択科目は、希望する科目を選択し、総合教育科目の卒業所要単位から必修科目(体育実習 2単位)を除いた 16 単位(8 科目)以上を、原則として、2 年次までに修得する。

3年次以降においても継続して総合教育科目を履修することができ、総合教育科目で 18 単位を超えて修得した単位、及び外国語科目で 8 単位を超えて修得した単位、もしくは総合教育科目と外国語科目の合計で 30 単位を超えて修得された単位は、それぞれ自由選択枠の単位として認められる。(上限は 10 単位・それ以上は随意科目)

●「情報処理 A」「情報処理 B」「情報処理 C」「情報処理 D」には、先修条件は付かないが、その 難易度から AB を取ってから CD にいくのが順当である。

◆先修条件とは

授業内容にグレードが設けられている科目で前段階の授業科目の単位を履修していなければ、次の段階の授業料目を履修できない。

3 「ボランティア実践Ⅰ~Ⅳ」に対する単位認定

◇随意科目とは

卒業所要単位にならない科目。

大学又は学部が認めたボランティア活動に対して、年度ごとに指定された期日までに所定の手続きを行ったうえで活動を行うことにより、単位を認定する。

(1) 認定する科目名と成績評価・単位

「ボランティア実践 I 」「ボランティア実践 II 」 「ボランティア実践II |「ボランティア実践IV | 各 |単位

※認定できる単位数は、年間1単位とし、在籍期間中最大4単位までとする。

※数字の I ~IVは、活動申請回数によって付加する。

※履修上限単位からは除外する。

※成績評価は「認定」とする。なお、卒業所要単位には含まれない。

(2) 認定の対象となる活動

大学が組織的取組として参加を認める活動:「災害関連」及び「オリンピック関連」 ※活動の詳細は、掲示やホームページ等で確認すること

(3) 認定にあたっての注意事項

- ①当年度4月から1月末までの期間に参加した活動を対象とする。なお、2月から3月末までの期間に参加した活動については、次年度に単位認定するため、次年度に手続きを行うこと。また、4年次学年末(春期休業期間中)に参加した活動については、単位認定しない。
- ②指定の手続きが完了しなければ、単位認定はされないので注意すること。
- ※ 詳細の活動内容や具体的な手続き方法・期限については、年度ごとに掲示またはホームページを通じて周知するので、希望者は必ず確認すること。
- ※ ボランティア活動の種類や期間によって、専門選択科目として認定される場合がある(59 ページを参照)。申請の仕方や認定される単位の扱いが異なるため、詳細については 5 号館 1 階の教務課政経学部担当に確認し申請すること。

保健体育科目

| 保健体育科目の授業科目

(1) 保健体育教育のねらい

保健体育教育は、身体や身体運動に関する幅広い知識を授け、学問的な思考態度を養うとともに、身体や身体運動の合理的実践を通して知的、道徳的、身体的教養を育成し、心身ともに健康でゆとりある生活を実現する能力や態度を育てることをねらいとしている。

(2) 保健体育教育のカリキュラムと開講キャンパス

1) 保健体育教育のカリキュラムと配当年次

	45		保健体育教育の授業科目		単位数	配当年次								
			生仲月教月の技業付日	区分	半加奴	1	2	3	4					
総	保		体育実習	必修	2	0								
合教	健 実技と 理論 (通年)	実技と	実技と	実技と	実技と	実技と	スポーツ実習 A	選択	2		0			
育科		(通年)	スポーツ実習 B	選択	2			0						
目	科目							スポーツ実習 C	選択	2				0
	講義(半期)	講義	身体と運動 A	選択	2)							
		身体と運動 B	選択	2)								

2) 各授業科目の概要と開講キャンパス

ア)体育実習(実技と理論:必修科目:1年次)

●授業の内容

主に実技を中心として行われる授業(1年次必修科目)であり、開講されている各種目の合理的実践を通して、身体運動の幅広い知識を教授するとともに、知的、道徳的、身体的教養を育成し、心身ともに健康でゆとりある生活を実現する能力や態度を育てることをねらいとしている。

●開講キャンパス

世田谷キャンパスで開講する。

イ)スポーツ実習(実技と理論:選択科目:2~4年次:毎年履修可)

●授業の内容

主に実技を中心として行われるもので、必修科目「体育実習」の発展コースといえる授業(選択科目)であり、授業科目としては「スポーツ実習 A」(2年次)、「スポーツ実習 B」(3年次)、「スポーツ実習 C」(4年次)がある。開講されている各種目の合理的実践を通して、身体運動、特に各スポーツ種目特有の技術の仕組みやその理論を深めるとともに、技術の向上を図ることをねらいとしている。施設などの諸事情を勘案して A、B、C の合同授業としている。

●開講キャンパス

世田谷キャンパス・町田キャンパスで開講する。

ウ)身体と運動(講義:選択科目)

●授業の内容

講義を中心として行われる授業(1年次・2年次開設の選択科目)であり、身体や身体運動の基本的な方法論とその機能的側面や歴史的・社会的・文化的側面に関する理論を教授し、それを通して学問的な思考態度を養うことをねらいとしている。

「身体と運動 A」は自然科学系、「身体と運動 B」は社会科学系の内容である。シラバスで内容を確認してから受講すること。

●開講キャンパス

世田谷キャンパスで開講する。

2 体育実習の履修要項と評価要領

(1) 体育実習の履修要領

1) 体育実習の履修年次

「体育実習」2単位(通年)は、1年次に開設されている必修科目であり、開講される種目の中から一つの種目を選択し履修する。

2) 体育実習の開講種目と定員及び準備する衣服・用具

	種目コード	種目	定員	準備する衣服・用具
	01	柔道	33	柔道着
	04	剣道	20	剣道着、袴
	06	合気道	33	合気道着(柔道着可)
	37	空手	33	空手着
世出	12	サッカー	45	サッカーを行うのに相応しいウエアーと シューズ
世田谷キャンパス	14	バレーボール	30 (45)	バレーボールを行うのに相応しいウエアー とシューズ
ンパス	15	バスケットボール	33	バスケットボールを行うのに相応しいウエ アーとシューズ
	16	バドミントン	24	バドミントンを行うのに相応しいウエアー とシューズ
	17	卓球	40	卓球を行うのに相応しいウエアーとシューズ
	26	ニュー スポーツ	25	運動を行うのに相応しいウエアーとシューズ

	種目コード	種 目	定員	準備する衣服・用具
	31	T.E.	若干名	運動を制限されている学生の授業(個々の 身体的条件に適する諸運動を行う)
	32	フィジカルコンディショニング (ボディメイクエクササイズ)	32	運動を行うのに相応しいウエアーとシューズ
世田谷キャ	35	フットサル	35	フットサルを行うのに相応しいウエアーと シューズ
台丰力	38	アクアフィットネス	25	水着、スイミングキャップ、ゴーグル
・ンパス	39	ダンスエクササイズ	35	運動を行うのに相応しいウエアーとシューズ
	40	ピラティス (呼吸法・体幹エクサ サイズ)	32	運動を行うのに相応しいウエアーとシューズ
	41	ヘルスケアトレーニング	25	運動を行うのに相応しいウエアーとシュー ズ、タオル(2 枚)
	42	フィジカルトレーニング	35	運動を行うのに相応しいウエアーとシューズ、タオル(2枚)

() の定員は体育武道館 3 階アリーナで開講する場合の定員

3) 体育実習の種目選択の方法

体育実習時間割(別途配布)の中から、各個人の希望により自由に選択することができるが、諸事情を勘案して設けられた各種目の定員の関係から、希望の種目を希望する時限で履修できず、第2、第3希望の種目・時限になる場合もある。

種目の選択にあたっては、「体育実習時間割」を参照し、他の履修科目と重複しないように種目・時限(曜日)を選択する。ただし「T.E.」については、診断書を提出するとともに、自己の身体状況を詳細に説明すること。

種目選択の方法については、Web上で希望する曜日・時限・種目を登録し、定員を超えた場合抽選となる。希望種目の登録、種目決定、およびその確認までの手順等の詳細については、学部ガイダンスまたは事務室で配布されるプリントを参照し、指示に従うこと。

4) ガイダンス・体力テスト

	4月の授業開始第1週目の授業は、ガイダンスを行う。				
体育実習ガイダンス	各種目内容の具体的説明、体育実習カード記入上の説明などもあるの				
(第1回授業時) で、筆記用具を準備して指示された場所に集合すること					
	欠席した場合は、次週以降の授業で担当教員の指示を仰ぐこと。				

5) 評価方法

(ア) 評価方法

体育実習の評価は、技能程度・進歩度、理解 (ペーパーテスト)、態度、運動の実践状況等によって総合評価する。

(イ) 出席の重視

体育実習は特に出席(運動の実践、そのための事前準備)を重視している。体調を整え、全出席するように努めること。

6) 諸注意事項

(ア) 欠席等の届け出について

体育実習をやむを得ず欠席(公欠)や見学、遅刻、早退するときは、学部所定の届け出用紙によって、直接担当教員に届けること。なお、親族の冠婚葬祭、天災、学部行事、及び大学を代表して大会等へ出場するなどの理由によって欠席する場合は、公欠として認める。

(イ) 掲示連絡について

予定変更、呼び出し等の連絡は、保健体育科目連絡板(メイプルセンチュリーホール(MCH) 1 階掲示板、休講は Web)によって行うので常に注意しておくこと。

(ウ) 更衣について

MCH 3 階内の更衣室を使用すること。荷物は各自授業実施教場に持参すること。

(工) 貴重品の保管について

貴重品類は、衣服とともにスポーツバックなどに入れて授業実施場所に持って出る等の方法で、各自で管理すること。<u>更衣室、その他自分の目が届かない場所には絶対に置かないようにすること</u>。 腕時計、眼鏡は安全及び破損防止のため、可能な限り身につけないようにすること。

また、ガイダンス時限等は、<u>靴等を間違える恐れがあるので、靴はシューズバックや袋などに</u>入れて携帯すること。

(2) スポーツ実習の履修要領

1) スポーツ実習の履修年次

「スポーツ実習 A(2年次)、B(3年次)、C(4年次)」2単位(通年)は、 $2\sim4$ 年次に開講されている選択科目であり、開講される種目の中から一つの種目を選択する。 スポーツ実習は毎年履修することができる。

2) スポーツ実習の開講種目と定員及び準備する衣服・用具

	種目コード	種 目	定員	準備する衣服・用具
	01	柔道	35	柔道着
	04	剣道	25	剣道着、袴
	06	合気道	33	合気道着(柔道着可)
世田炎	12	サッカー	45	サッカーを行うのに相応しいウエアーと シューズ
世田谷キャンパス	14	バレーボール	(45)	バレーボールを行うのに相応しいウエアー とシューズ
プパス	15	バスケットボール	33	バスケットボールを行うのに相応しいウエ アーとシューズ
	16	バドミントン	(40)	バドミントンを行うのに相応しいウエアー とシューズ
	17	卓球	40	卓球を行うのに相応しいウエアーとシューズ

	種目 コード	種 目	定員	準備する衣服・用具
世田谷丰	22	スキー(秋期から学内で授業+ 集中授業)	20	運動を行うのに相応しいウエアーとシューズ
谷キャン	32	フィジカルコンディショニング	32	運動を行うのに相応しいウエアーとシューズ
パス	38	アクアフィットネス	25	水着、スイミングキャップ、ゴーグル

() の定員は体育武道館3階アリーナで開講する場合の定員

	01	柔道	40	柔道着
	11	テニス	32	テニスを行うのに相応しいウエアーと シューズ
	12	サッカー	40	サッカーを行うのに相応しいウエアーと シューズ
	13	ソフトボール	40	ソフトボールを行うのに相応しいウエアー とシューズ
田丁	14	バレーボール	40	バレーボールを行うのに相応しいウエアー とシューズ
田キャ	15	バスケットボール	40	バスケットボールを行うのに相応しいウエ アーとシューズ
ンパス	16	バドミントン	40	バドミントンを行うのに相応しいウエアー とシューズ
	17	卓球	40	卓球を行うのに相応しいウエアーとシューズ
	20	ゴルフ	25	ゴルフを行うのに相応しいウエアーと シューズ、手袋、帽子
	22	スキー(秋期から学内で授業+ 集中授業)	20	運動を行うのに相応しいウエアーとシューズ
	34	複合スポーツ	30	運動を行うのに相応しいウエアーとシューズ

3) スポーツ実習の種目選択の方法

「スポーツ実習時間割」(別途配布)の中から、各個人の希望により自由に選択することができるが、諸事情を勘案して設けられた各種目の定員の関係から、希望の種目を希望する時限で履修できず、第2、第3希望の種目・時限になる場合もある。種目選択の方法については、Web上で希望する曜日・時限・種目を登録し、定員を超えた場合抽選となる。希望種目の登録、種目決定、およびその確認までの手順等の詳細については、学部ガイダンスまたは教務課政経学部担当で配布されるプリントを参照し、指示に従うこと。

「スポーツ実習時間割」は、学部ガイダンスまたは教務課政経学部担当にて配布する。

V

外国語科目

1 外国語科目のねらい

外国の言葉を知ることは、自分の国やその中で育った自分自身を違った角度から見つめることとなる。大学に入学したのを機に、さらに英語の力に研きをかけると共に、ぜひもう一つの新たな外国語にも触れることを強く勧める。それによって、より一層、多角的な視点を身につけることができるだろう。また、外国語の力を養うことで、外国語で発信された政治や経済に関する様々な情報を入手できるようになり、専門領域における知識を深めることにもなる。

これらのことを頭に入れ、どの言語を学びたいかよく考え、以下の外国語の履修要領やシラバスを参考に、履修する科目を選んでほしい。 1 年次から 4 年次に至るまで、学生諸君の様々なニーズに応えうる科目編成がなされているが、履修する科目に迷った場合には、外国語教員に相談しよう。

2 外国語科目の履修要領

(1) 単位

外国語科目を最低 8単位取得することが、卒業の条件となる。そのうち 4単位は、英語科目の単位(留学生の場合は日本語科目)を取得することが必要となる。8単位を超えて取得した単位も、卒業所要単位として認定される。なお 1 年間で履修できる単位数に制限はないが、無理のない履修計画を立てるよう心がけよう。

必修単位		選択単位		卒業所要単位
英語 4 単位 (留学生:日本語 4 単位)	+	4 単位	=	8 単位

(2) 言語コース

どの言語を学びたいかを考え、言語コース(1言語コースか2言語コースか)を選択する。2言語コースを選択する場合は、言語の組合せ(英語&中国語、英語&フランス語、など)を決定する。選択した言語コース・組合せに指定されていない言語も、1年次から履修することができる。ただし、その取得単位はその他の外国語の単位として、卒業所要単位に算入することができる。なお、1年次に指定した言語コースは、原則として変更できない。なお、コース登録番号は29ページを参照のこと。

[] 言語コース]

英語のみで8単位を取得する。

留学生の場合は日本語のみで8単位を取得する。

選択言語	8 単位の内訳		
8 単位	必修科目	選択科目	
英語		p.24 ~ 25 の 英語科目から 8 単位	
日本語(留学生対象)	「アカデミック日本語 1A・1B」2 単位 「アカデミック日本語 2A・2B」2 単位	左記以外の p.28 の 日本語科目から 4 単位	

[2言語コース]

英語 4単位と第二外国語 4単位で、計 8単位を取得する。第二外国語には、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、ロシア語、韓国語の6カ国語があり、その中からひとつを選択する。選択した言語は必ず4単位を満たさなければならない。ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語の場合は、2年間で4単位を取得する通常クラスと1年間で4単位を取得する速修クラスの2種類のクラスがあり、いずれかを選択できる。それぞれの言語を4単位を超えて取得した場合も、卒業所要単位に算入することができる。スペイン語、ロシア語の場合は、各言語の「1・2・3・4」を順次すべて履修して4単位を取得する。

8 単位の内訳

8 単位の内訳					
8 単位					
4 単位	4 単位				
		2 🗎	単位	2 単位	
		必修	科目	選択科目	
	ドイツ語	通常クラス	ドイツ語 1・2	ドイツ語 3・4、会話、	
	トイン語	速修クラス	ドイツ語インテンシヴ 1	インテンシヴ 2	
英語	フランス語	通常クラス	フランス語 1・2	フランス語 3・4、会話、	
		速修クラス	フランス語インテンシヴ 1	インテンシヴ 2	
選択科目	中国語	通常クラス	中国語 1・2	中国語 3 · 4、会話、	
		速修クラス	中国語インテンシヴ 1	インテンシヴ 2	
	スペイン語	7	スペイン語 1・2	スペイン語 3・4	
	ロシア語	7 語 ロシア語 1・2		ロシア語 3・4	
	韓国語	通常クラス	韓国語 1・2	韓国語 3・4 、会話、	
		速修クラス	韓国語インテンシヴ 1	インテンシヴ 2	

留学生の場合は、日本語必修科目4単位ともうひとつの言語4単位で計8単位を取得する。その際、母語を選択することはできない。英語を選んだ場合は選択科目から4単位を取得し、その他の言語を選んだ場合は必修科目2単位、選択科目2単位の計4単位を取得する。

8 単位の内訳 [留学生]

	8 単位				
4 単位		4 単位			
	英語		選択科目(「英語科	目」欄を参照)	
		2 🗎	単位	2 単位	
		必修	科目	選択科目	
日本語	ドイツ語	通常クラス	ドイツ語 1・2	ドイツ語 3・4、会話、	
	トイン語	速修クラス	ドイツ語インテンシヴ 1	インテンシヴ 2	
アカデミック日本語	コニンフ語	通常クラス	フランス語 1・2	フランス語 3・4、会話、	
1A · 1B	フランス語	速修クラス	フランス語インテンシヴ 1	インテンシヴ 2	
アカデミック		通常クラス	中国語 1・2	中国語 3 · 4、会話、	
日本語	中国語	速修クラス	中国語インテンシヴ 1	インテンシヴ 2	
2A · 2B	スペイン語	7	スペイン語 1・2	スペイン語 3・4	
	ロシア語		ロシア語 1・2	ロシア語 3・4	
	盎甲五	通常クラス	韓国語 1・2	韓国語 3 · 4 、会話、	
	韓国語	速修クラス	韓国語インテンシヴ 1	インテンシヴ 2	

(3) 言語別の履修の方法

[英語]

1年次配当科目

授業科目		単位
	英語 1 *	1
	英語 2 *	1
選択	英会話 1	1
	英会話 2	1
	TOEIC 英語 1	1
	TOEIC 英語 2	1

2年次配当科目

	単位	
	英語 3 *	1
	英語 4 *	1
選択	英会話 3	1
	英会話 4	1
	TOEIC 英語 3	1
	TOEIC 英語 4	1

*) クラス指定あり。

1~4年次配当科目

	単位	
選択	マルチメディア英語 A	1
	マルチメディア英語 B	1
	マルチメディア英語 C	1
	マルチメディア英語 D	1

2~4年次配当科目

	単位	
	英語ワークショップ A	1
選択	英語ワークショップ B	1
	英語ワークショップ С	1
	英語ワークショップ D	1

履修単位数・登録方法

英語 1 言語コースの場合は、選択科目を8科目8単位、2 言語コースの場合は、4科目4単位履修する。必修科目はない。以下の科目は、学籍番号によりクラスが指定されている。指定されたクラスを履修すること。なお、英語1,2 (Advanced)*、英語3,4 (Advanced)*を履修する場合は、指定されたクラスを履修する必要はない。「英語1~4」(「英語1~4」(Advanced)を含む)は必修科目ではないが、履修することを強く勧める。

クラス指定科目		
1 年次	2 年次	
「英語 1」「英語 2」	「英語 3 」「英語 4 」	

いずれの英語科目にも先修条件(履修するために必要な条件)はない。

*)「英語」(Advanced) は、高度な英語スキルの修得を目指すための特別クラス。履修を希望する場合には、指定された日時に選抜試験を受験し合格する必要がある。

各自の指定クラスおよび「英語」(Advanced)選抜試験の日時については、新入生オリエンテーションの配布資料ないし学部掲示板を見ること。

[ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語]

1年次配当科目

授業科目			単位
	通常クラス	○○語 1	1
必修	週帯グラス	○○語 2	1
	速修クラス ○○語インテンシヴ 1		2
選択	通常クラス	○○語会話 1	1
	週帯グラス	○○語会話 2	1
	速修クラス	○○語インテンシヴ 2	2

2年次配当科目

	授業科目		単位
	選択	○○語 3	1
		○○語 4	1
		○○語会話 3	1
		○○語会話 4	1

2年次配当科目は、「○○語1」と「○○語2」の単位が取得済みであることが履修の条件となる。

※「韓国語会話3」と「韓国語会話4」は 開講していない。

必修科目には2種類のクラスがあるので、どちらか一方を受講する。

通常クラスは、週1コマの授業で1年間かけて必修科目2単位を取得する。

速修クラスは、週2コマで1セットの授業になっており、半期で必修科目2単位が取得できる。 引き続き選択科目として「インテンシヴ2」を履修すれば、1年間で4単位が取得できる。

通常クラスでも、○○語 1 · 2 と並行して○○語会話 1 · 2 を履修すれば 1 年間で 4 単位が取得できる。

○○語会話 1 · 2 の単独での履修は不可能ではないが、望ましくない。必修科目取得後、または必修科目と並行して履修することを勧める。

2~4年次配当科目

(必修科目を含む合計4単位を既に取得済みであることが履修の条件となる)

授業科目		単位
	中級○○語 A	1
選択	中級○○語 B	1
	中級○○語 C	1
	中級○○語D	1

必修科目

通常クラスでは「○○語 1」と「○○語 2」、速修クラスでは「インテンシヴ 1」が必修となる。 両方のクラスを共に履修することはできない。

また、「○○語 2」は、「○○語 1」の単位を取得済みであることが、履修の条件となる。「○○語 1」が不合格となると、「○○語 2」を履修できないので、充分に注意すること。

選択科目

2 言語コースでドイツ語、フランス語、中国語、韓国語を選択した場合は、必修科目以外に選択 科目を2 科目2 単位履修する。

なお、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語では、必修科目、選択科目とも、クラス指定はない。

先修条件

ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語の一部の科目には、履修するために必要な条件(先修 条件)が、次のように設定されている。履修の際には充分に気をつけること。

科目名	先修条件 (以下の単位が取得済みであること)
「○○語 2 」	「○○語 1 」
「○○語 3 」	「○○語2」または「インテンシヴ1」
「○○語 4 」	「○○語 3 」
ただし「○○語 3 」 拝	月履修の場合に限り、「○○語 4 」との並行履修は可。
「インテンシヴ 2 」	「インテンシヴ 1 」
「○○語会話 1・2」	先修条件なし
「○○語会話 3 · 4 」	「○○語 2 」
「中級〇〇語会話 A·B·C·D」	必修 2 単位を含む 計 4 単位

再履修

「○○語 1」、「○○語 2」、「○○語 3」、「○○語 4」のいずれかが不合格となった場合、改めて履修登録を行えば、次の学期にその科目を再履修することができる。秋期には「○○語 1」、「○○語 3」、春期には「○○語 2」、「○○語 4」の再履修クラスが設置されている。「○○語 1」、「○○語 3」は、秋期のはじめに登録できる。

「スペイン語・ロシア語】

1年次配当科目

	単位	
. ZV 1/47	△△語 1	1
必修	△△語 2	1

2年次配当科目

	単位	
海 中	△△語 3	1
迭扒	△△語 4	1

必修科目・選択科目

必修科目は、「△△語 1」と「△△語 2」だが、設置科目が少ないため、選択科目の「△△語 3」と「△△語 4」も全員が履修することとなる。スペイン語、ロシア語に先修条件はない。 なお、スペイン語、ロシア語では、必修科目、選択科目とも、クラス指定はない。

[日本語] (留学生対象)

1年次配当科目

	単位	
必修	アカデミック日本語 1 A	1
	アカデミック日本語1B	1
	アカデミック日本語 2 A	1
	アカデミック日本語 2 B	1

2年次配当科目

	単位	
+55.	アカデミック日本語 3 A	1
選択	アカデミック日本語 3 B	1

1~4年次配当科目

	授業科目			
選択	日本語スキルアップ A	1		
迭扒	日本語スキルアップ B	1		

2~4年次配当科目

	単位	
選択	ビジネス日本語 A	1
迭灯	ビジネス日本語 B	1

3~4年次配当科目

	単位	
+\$5/	アカデミック日本語 4 A	1
選択	アカデミック日本語 4 B	1

必修科目

「アカデミック日本語 1A」「アカデミック日本語 1B」「アカデミック日本語 2A」「アカデミック日本語 2B」(1 年次配当)の4科目4単位が必修である。

選択科目

日本語 1 言語コースの場合は、さらに日本語選択科目を 4 科目 4 単位履修する必要がある。希望者が定員を超えた場合は、抽選となることもある。

(4) 海外演習

国際交流センターが実施する「海外研修」に参加し所定の成績を修めた場合、2単位を自由選択枠(10単位)の卒業所要単位として認定する。

研修先は、研修したい言語に合わせて、カナダ、オーストラリア、アメリカ (CA, NY)、イギリス (以上、英語)、中国 (中国語)、韓国 (韓国語)、の中から選択する。ただし、アメリカ (CA) 研修、オーストラリア研修、イギリス研修は、春期休業期間に実施されるため、4年次では卒業単位としては認定されない。

研修回数に応じて科目末尾番号を追加する(例、2回目は「海外演習 2」)。ただし、単位認定は年間 2単位までしか認められない。したがって「海外演習」の単位認定と、資格等による単位の認定を、同じ年度には申請できないので、注意すること。

海外研修

1 国際交流センター主催 海外研修	海外演習として自由選択枠に 2 単位認定 認定者: 教務主任
-------------------	-----------------------------------

1~4年次配当科目

授業科目名				
自由選択枠	海外演習(○○語)	2		

* * * * * * * *

外国語コース登録番号

	番号	履修外国語の組合せ					
	01	英 語	のみ				
	05	英語	独語				
— th几	06	英語	仏語				
般の学生	07	英語	中国語				
4	08	英語	スペイン語				
	09	英語	ロシア語				
	27	英語	韓国語				
	20	日本記	吾 の み				
	21	日本語	英語				
577	22	日本語	独語				
留	23	日本語	仏語				
学生	24	日本語	中国語				
	25	日本語	スペイン語				
	26	日本語	ロシア語				
	33	日本語	韓国語				

^{※1}年生で登録した言語コース(組合せ)は原則として変更できない。(留学生も同じ)

3 外国語科目の配当表

				1年次		2年次		3 全	F次	4 1	F次	2			
				科目	単位	科目	単位	科目	単位	科目	単位	j			
Ħ				英語 1	1	英語 3	1					Г			
ı				英語 2	1	英語 4	1					1			
ı				英会話 1	1	英会話 3	1					1			
				英会話 2	i	英会話 4	1					1			
ı	# 15		選択		i							┨			
	英語			TOEIC英語 1	1	TOEIC英語 3	1					-			
ı				TOEIC英語 2		TOEIC英語 4	1								
١				マルチメディア英語A·B·C	; · D						各1	1			
۱						英語ワークショップA	· B · C · D				各1				
ı		自由	選択枠	海外演習(英語)							2]			
			1244	ドイツ語 1	1							7			
ı		必修	通常	ドイツ語 2	1	1						1			
ı		修	速修	ドイツ語インテンシヴ 1	2	1						1			
ı			上上	ドイツ語インテンシヴ2	2	しゃ くい 信五 り	1					1			
ı	ドイツ語				_	ドイツ語 3									
ı				ドイツ語会話 1	1	ドイツ語 4	1					1			
ı			選択	ドイツ語会話 2	1	ドイツ語会話3	1								
ı						ドイツ語会話 4	1					1			
ı						中級ドイツ語A·B·C	; · D				各1	1			
ı				フランス語 1	1						T -	1			
J		.71	通常	フランス語 2	1	1		—	 			1			
ا		必修				-					-	-			
١		185	速修	フランス語	2										
				インテンシヴ 1								1			
フ	フランス語			フランス語インテンシヴ2	2	フランス語 3	1								
		選択		フランス語会話 1	1	フランス語 4	1								
۱				フランス語会話 2	1	フランス語会話3	1					1			
				2 2 7 100 200 000 0		フランス語会話 4	1					1			
ı								l		l .	各1	1			
1						中級フランス語A・B	.C.D				81	-			
ı		必修	通常	中国語 1	1							1			
۱			No.	中国語 2	1										
外国語科目			速修	中国語インテンシヴ 1	2										
ı	Ì						中国語インテンシヴ2	2	中国語 3	1					1
ı	中国語	選択		中国語会話 1	1	中国語 4	1					1			
ı	中国 四			中国語会話 2	i	中国語会話 3	1					┨			
				中国記本前 4								-			
						中国語会話 4	1					4			
						中級中国語A·B·C	· D				各1	1			
		自由	選択枠	海外演習(中国語)							2				
				スペイン語 1	1										
۱	スペイン		2115	スペイン語 2	1	1						1			
	語	必修			<u> </u>	スペイン語 3	1					1			
١	1111				—	スペイン語 4	i		<u> </u>		-	1			
۱				D2/7551	- 1	ハハノボ4					1	-			
ا				ロシア語 1	1	-						-			
	ロシア語		必修	ロシア語 2	1							1			
۱			-15			ロシア語 3	1								
ار						ロシア語 4	1								
١			\F-114	韓国語 1	1		•					1			
ا		必修	通常	韓国語 2	i	1						1			
		修	速修	韓国語インテンシヴ1	2	1		-			1	1			
١	±Arm=#				_	## FET = 0			-		-	1			
۱	韓国語			韓国語インテンシヴ2	2	韓国語 3	1				1	1			
ا			選択	韓国語会話 1	1	韓国語 4	1					1			
ار				韓国語会話 2	1	中級韓国語A·B·C	· D				各1				
ı		自由	選択枠	海外演習 (韓国語)							2	1			
ı				アカデミック日本語1A	1							1			
ı				アカデミック日本語 1 B	i	1		-				1			
I			必修		_	-		-			1	1			
J				アカデミック日本語 2 A	1	-						1			
I	□ * ===			アカデミック日本語2B	1										
J	日本語					アカデミック日本語 37	Α 1								
J	(留学生					アカデミック日本語 3 日						1			
ı	のみ)					, ,,, _,, LITTUD 01	- 1 '	アカデミ	L ック日本語	Ι Δ Δ	1	1			
ı			選択									1			
J				L				アカナミ	ック日本語	14B	1	1			
				日本語スキルアップA·B							各1	1			
Į						ビジネス日本語A·B									

※ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語は先修条件が設定されているので、26ページを参照の こと。

V

専門科目

1. 政治行政学科

教育研究上の目的

政治行政学科の教育研究上の目的は、現代社会のあり方や課題について、政治および行政を基点として学び、地域社会のリーダーとして必要な社会的かつ専門的知識を習得させ、総合的観点から物事に対し適切な分析の対応力と指導力を培い、次世代においても社会を支え、人の模範となる人材を輩出することにある。

【記号の解説】◎:必修科目 ◇:コース共通選択必修科目 ◆:コース別選択必修科目 ☆:選択科目

	恒 署科中夕		₩/六米/ь		別配当		供		
	授業科目名	単位数	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	備考(履修条件)		
必修科目	フレッシュマン・ゼミナール	4	0				4 単位を修得する。		
	憲法 (総則・統治機構論)	2	<	\supset					
	憲法(人権論)	2	<	\Rightarrow					
	政治学原論 A	2	<	\Rightarrow					
	政治学原論 B	2	<	\supset					
	近代ヨーロッパ政治史	2	<	\Rightarrow					
	現代ヨーロッパ政治史	2	\Diamond						
	日本政治文化の形成史	2	<	\rightarrow					
	日本政治文化の発展史	2	<	\supset					
⊐	近代日本政治史	2	<	\supset					
- 1	現代日本政治史	2	<	\rightarrow					
ス	国際社会の主役	2	<	\supset			24 単位を修得する。		
共通	国際社会の諸問題	2	<	\supset					
科	日本政治思想史 A	2			<	>	(24 単位を超える修得 単位は選択科目として		
目	日本政治思想史 B	2			<	\rightarrow	加算できる)		
	政治学史(近代前)	2			\Diamond				
	政治学史(近代以降)	2			\Diamond		-		
	行政学総論(基礎)	2		<	\Diamond				
	行政学総論(応用)	2		_	$\stackrel{\cdot}{>}$				
	基礎ゼミナール	4		\Diamond	Ì		-		
	専門ゼミナールⅠ	4		Ť	\Diamond		-		
	専門ゼミナールⅡ	4				\Diamond	-		
	卒業論文	4				\Diamond	-		
	政治制度論(総論)	2		•					
	政治制度論(各論)	2		<u>·</u>			-		
	地方自治入門	2		<u> </u>			-		
	地方分権論	2		<u> </u>					
	バリアフリー社会論	2		<u> </u>					
	政治過程分析	2	<u> </u>	<u>*</u>		•			
	政治体制論	2					_		
	政治哲学 A	2							
	政治哲学 B	2					_		
選	政治社会学 A	2							
択 必	政治社会学B	2					12 科目 24 単位以上を 修得する。		
修	政策デザイン	2					1019 000		
科	都市政策入門	2					」 (24 単位を超える修得		
目	公務員概論(基礎)	2			<u> </u>		単位は選択科目として		
	公務員概論(応用)	2		<u> </u>			- 加算できる)		
	警察行政(総論)	2		<u> </u>			-		
	警察行政(各論)	2		<u> </u>			-		
	日本の安全保障(総論)	2		<u> </u>	<u> </u>		-		
		2			<u>~</u>		-		
	日本の安全保障(各論)	2			_		-		
	消防行政入門			-	▼		-		
	行政作用法	2					-		
	行政救済法	2			•	7			

何米がロク		単位数	学年別配当				
	授業科目名		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	備考(履修条件)
	NPO 概論	2			•	•	
	NPO と市民社会	2			•)	
	現代中国論	2	*				
	現代コリア論	2					
	現代イスラム論	2	•	•			
	国際社会の法構造	2			•	<u> </u>	
	戦争と法	2			•)	
	国際関係諸理論 A	2			•	<u> </u>	
	国際関係諸理論 B	2			•)	
	国際機構論(総論)	2			•	<u> </u>	
	国際機構論(各論)	2			•	•	
	外交史(近代)	2			•	<u> </u>	
	外交史(現代)	2			•	•	
	日本の環境問題	2			•	<u> </u>	
	地球環境問題	2			•	•	
	アメリカ地域研究	2			•	<u> </u>	
選	現代アメリカ論	2			•	•	
択	ロシア・東欧地域研究 A	2			•	<u> </u>	12 科目 24 単位以上を
必	ロシア・東欧地域研究 B	2			•	•	修得する。
	アジア政治論 1(歴史と文化)	2		•	•		 (24 単位を超える修得
修	アジア政治論 2 (地域紛争)	2		•	•		単位は選択科目として
科	東南アジア地域研究	2				>	加算できる)
目	東南アジア民族文化論	2			•	>	
	民法(親族法)	2	•	•			
	民法(相続法)	2	•	•			
	社会学原論 A	2	•	•			
	社会学原論 B	2	•	•			
	比較憲法 A	2		•			
	比較憲法 B	2		•			
	メディア論	2			•	>	
	マスコミュニケーション論	2				>	
	労働問題 A	2			•	<u> </u>	
	労働問題 B	2			•	>	
	商法(手形法)	2			•		
	商法(小切手法)	2			•		
	刑法 A	2			•	—	
	刑法B	2			•		
	労働法 A	2			•		
	労働法 B	2			•		
\2Z	政治特殊講義Ⅰ	2			Z	7	32 単位以上を修得す
選 択	政治特殊講義Ⅱ	2			Z	7	る。
選択科目	政治特殊講義Ⅲ	2			Z	7	 (他学部・他学科開設
H	政治特殊講義Ⅳ	2			2	7	科目を含んでも可)

	授業科目名			学年別	別配当		供老(房收名件)
			第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	備考(履修条件)
	行政特殊講義I	2			ī	7	
	行政特殊講義Ⅱ	2			7	Ž	
	行政特殊講義Ⅲ	2			7	Ž,	
	行政特殊講義Ⅳ	2			7	Ž	
	国際事情特殊講義I	2			7	Ž,	
	国際事情特殊講義Ⅱ	2			7	Ž	
	国際事情特殊講義Ⅲ	2			☆		
	国際事情特殊講義IV	2			☆		- -32 単位以上を修得す
選	日本法制史 A	2			☆		
択	日本法制史 B	2			7	Ž	る。
	司法制度論 A	2			7	Ž,	
科	司法制度論 B	2			7	Ž	(他学部・他学科開設
目	刑事政策 A	2			7	Ž,	科目を含んでも可)
	刑事政策 B	2			7	7	
	英文献講読I	4			☆		
	仏文献講読 I	4			☆		
	独文献講読Ⅰ	4			☆		
	英文献講読Ⅱ	4				☆	
	仏文献講読Ⅱ	4				☆	
	独文献講読Ⅱ	4				☆	
	公務員基礎講座	2		7	7		

[※]上記科目の他、他学部・他学科に開講されている科目を年間 12 単位まで履修受講可。(4年間で最大42単位)

(1) 政治と人間コース

政治の理論・思想と歴史を重点的に学びながら、政治と社会・人間との関係、政治の場における人の決断(意思決定)のあり方などについて学ぶコース。

W) (0.)決断(意思決定)のあり方などに1 授業科目名	単位数	学年	備考(履修条件)
必修科目		4	1	4 単位を修得する。
מדופויטג	憲法(総則・統治機構論)	2	1~2	4 丰压.6 隐控 3 .0 .0
	憲法(人権論)	2	1~2	-
	政治学原論 A	2	1 ~ 2	-
	政治学原論 B	2	1~2	-
	近代ヨーロッパ政治史	2	1 ~ 2	-
	現代ヨーロッパ政治史	2	1~2	-
	日本政治文化の形成史	2	1 ~ 2	1
	日本政治文化の発展史	2	1~2	1
	近代日本政治史	2	1 ~ 2	1
구 구	現代日本政治史	2	1~2	1
	国際社会の主役	2	1~2	1
コース共通科目	国際社会の諸問題	2	1~2	- 24 単位以上を修得する。
科	日本政治思想史 A	2	3 ~ 4	1
	日本政治思想史 B	2	3~4	1
	政治学史(近代前)	2	2~4	1
	政治学史(近代以降)	2	2 ~ 4	1
	行政学総論(基礎)	2	2~3	1
	行政学総論(応用)	2	2~3	1
	基礎ゼミナール	4	2	1
	専門ゼミナール I	4	3	1
	専門ゼミナールⅡ	4	4	1
	卒業論文	4	4	1
	政治制度論(総論)	2	1~2	
	政治制度論(各論)	2	1~2	1
	バリアフリー社会論	2	1~2	1
	政治過程分析	2	3~4	7
Th.	政治体制論	2	3~4	1
治	政治哲学 A	2	3~4	
4	政治哲学 B	2	3~4	1
間	政治社会学 A	2	3 ~ 4	
구	政治社会学 B	2	3~4	1
\(\frac{1}{2} \)	NPO 概論	2	3 ~ 4	24 単位以上を修得する。
選	NPO と市民社会	2	3 ~ 4	
択	比較憲法 A	2	2	1
修修	比較憲法 B	2	2]
政治と人間コースの選択必修科目	メディア論	2	3 ~ 4	_
	マスコミュニケーション論	2	3~4]
	労働問題 A	2	3 ~ 4	_
	労働問題 B	2	3 ~ 4	
	社会学原論 A	2	1 ~ 2	_
	社会学原論 B	2	1 ~ 2	

	授業科目名	単位数	学年	備考(履修条件)
	地方自治入門	2	1 ~ 2	
	地方分権論	2	1 ~ 2	
	政策デザイン	2	3~4	
	都市政策入門	2	3~4	
	公務員概論(基礎)	2	1 ~ 2	
	公務員概論(応用)	2	1 ~ 2	
	警察行政(総論)	2	1 ~ 2	
	警察行政(各論)	2	1 ~ 2	
	日本の安全保障(総論)	2	2~3	
	日本の安全保障(各論)	2	2~3	
	消防行政入門	2	2~3	
	行政作用法	2	3~4	
	行政救済法	2	3~4	
	日本の環境問題	2	3~4	
	地球環境問題	2	3~4	
	民法(親族法)	2	1 ~ 2	
	民法(相続法)	2	1 ~ 2	
	商法(手形法)	2	3~4	
	商法(小切手法)	2	3~4	
	刑法 A	2	3~4	
選	刑法B	2	3~4	
択	労働法 A	2	3~4	32 単位以上を修得する。
科	労働法B	2	3~4	 (他学科開設科目を含んでも可)
	現代中国論	2	1~2	(地子行所政行台を占/000円)
∄	現代コリア論	2	1 ~ 2	
	現代イスラム論	2	1 ~ 2	
	国際社会の法構造	2	3~4	
	戦争と法	2	3~4	
	国際関係諸理論 A	2	3~4	
	国際関係諸理論 B	2	3~4	
	国際機構論(総論)	2	3~4	
	国際機構論(各論)	2	3~4	
	外交史 (近代)	2	3~4	
	外交史(現代)	2	3~4	
	アメリカ地域研究	2	3~4	
	現代アメリカ論	2	3~4	
	ロシア・東欧地域研究 A	2	3~4	
	ロシア・東欧地域研究 B	2	3~4	
	アジア政治論 1 (歴史と文化)	2	2~3	
	アジア政治論 2 (地域紛争)	2	2~3	
	東南アジア地域研究	2	3 ~ 4	
	東南アジア民族文化論	2	3~4	1
	日本法制史 A	2	3~4	1
				1
	日本法制史 B	2	3~4	

	授業科目名	単位数	学年	備考(履修条件)
	司法制度論 A	2	3~4	
	司法制度論 B	2	3~4	
	刑事政策 A	2	3~4	
	刑事政策 B	2	3~4	
	政治特殊講義 [2	3~4	
	政治特殊講義 Ⅱ	2	3~4	
	政治特殊講義Ⅲ	2	3~4	
	政治特殊講義Ⅳ	2	3~4	
	行政特殊講義 I	2	3~4	
選	行政特殊講義Ⅱ	2	3~4	
択	行政特殊講義Ⅲ	2	3~4	- 32 単位以上を修得する。
	行政特殊講義Ⅳ	2	3~4	
科	国際事情特殊講義 [2	3~4	(他学科開設科目を含んでも可)
目	国際事情特殊講義 Ⅱ	2	3~4	
	国際事情特殊講義Ⅲ	2	3~4	
	国際事情特殊講義IV	2	3~4	
	英文献講読I	4	3	
	仏文献講読 I	4	3	
	独文献講読 I	4	3	
	英文献講読Ⅱ	4	4	
	仏文献講読Ⅱ	4	4	
	独文献講読Ⅱ	4	4	
	公務員基礎講座	2	2~3	
	マクロ経済学(基礎)	2	1 ~ 2	
	マクロ経済学(構造と分析)	2	1 ~ 2	
/th	ミクロ経済学(消費者分析)	2	1 ~ 2	
学	ミクロ経済学(生産者分析)	2	1 ~ 2	
科推	西洋経済史(産業革命前)	2	2~3	
獎	西洋経済史(19世紀ヨーロッパ)	2	2~3	
他学科推奨科目	日本経済論(基礎)	2	2~3	
	日本経済論(各論)	2	2~3	
	経済学史(基礎)	2	2~3	
	経済学史(各論)	2	2~3	

※32~34頁に記載されている選択必修科目のうち、政治と人間コースの選択必修科目以外の選択必修科目については、上記の表では選択科目に配当している。

(2) 公務員養成コース

国家公務員・地方公務員(警察官・消防官を含めて)になるための基礎的な知識の習得を目指す。 国の行政のしくみ、地方自治体のしくみや政策などについて学ぶコース。

	授業科目名	単位数	学年	備考(履修条件)
必修科目	フレッシュマン・ゼミナール	4	1	4 単位を修得する。
חדושות	憲法(総則・統治機構論)	2	1~2	
	憲法(人権論)	2	1~2	
	政治学原論 A	2	1~2	
	政治学原論 B	2	1~2	
	近代ヨーロッパ政治史	2	1~2	
	現代ヨーロッパ政治史	2	1~2	
	日本政治文化の形成史	2	1~2	
	日本政治文化の発展史	2	1~2	
_	近代日本政治史	2	1~2	
7	現代日本政治史	2	1~2	
๋	国際社会の主役	2	1~2	
コース共通科目	国際社会の諸問題	2	1~2	−24 単位以上を修得する。
科	日本政治思想史 A	2	3~4	
П	日本政治思想史 B	2	3~4	
	政治学史(近代前)	2	2~4	
	政治学史(近代以降)	2	2~4	
	行政学総論 (基礎)	2	2~3	
	行政学総論 (応用)	2	2~3	
	基礎ゼミナール	4	2	
	専門ゼミナール I	4	3	
	専門ゼミナール Ⅱ	4	4	
	卒業論文	4	4	
	地方自治入門	2	1~2	
	地方分権論	2	1~2	
	政策デザイン	2	3~4	
	都市政策入門	2	3~4	
۸.	公務員概論 (基礎)	2	1~2	
浴務	公務員概論 (応用)	2	1~2	
景	警察行政(総論)	2	1~2	
食成	警察行政(各論)	2	1~2	
7	日本の安全保障(総論)	2	2~3	
눗	日本の安全保障(各論)	2	2~3	 24 単位以上を修得する。
の 選	消防行政入門	2	2~3	
択	行政作用法	2	3~4	
公務員養成コースの選択必修科目	行政救済法	2	3~4	
	日本の環境問題	2	3~4	
H	地球環境問題	2	3~4	
	民法(親族法)	2	1~2	
	民法(相続法)	2	1~2	
	商法(手形法)	2	3~4	
	商法(小切手法)	2	3~4	

	授業科目名	単位数	学年	備考(履修条件)
の公	刑法A	2	3~4	
の選択必修科目公務員養成コース	刑法B	2	3~4	
修成科コ	労働法 A	2	3~4	─ 24 単位以上を修得する。
自工	労働法 B	2	3~4	
	政治制度論(総論)	2	1~2	
	政治制度論(各論)	2	1~2	7
	バリアフリー社会論	2	1~2	
	政治過程分析	2	3~4	
	政治体制論	2	3~4	7
	政治哲学 A	2	3~4	
	政治哲学 B	2	3~4	
	政治社会学 A	2	3~4	
	政治社会学 B	2	3~4	
	NPO 概論	2	3~4	
	NPO と市民社会	2	3~4	
	比較憲法 A	2	2	
	比較憲法 B	2	2	
	メディア論	2	3~4	
	マスコミュニケーション論	2	3~4	
	労働問題 A	2	3~4	
	労働問題 B	2	3~4	
	社会学原論 A	2	1~2	
122	社会学原論 B	2	1~2	
選	現代中国論	2	1~2	
択	現代コリア論	2	1~2	32 単位以上を修得する。
科	現代イスラム論	2	1~2	ー 」(他学科開設科目を含んでも可)
目	国際社会の法構造	2	3~4	(IB) FINDEFIL CLIVE OF I
	戦争と法	2	3~4	
	国際関係諸理論 A	2	3~4	
	国際関係諸理論 B	2	3~4	
	国際機構論(総論)	2	3~4	
	国際機構論(各論)	2	3~4	
	外交史(近代)	2	3~4	
	外交史(現代)	2	3~4	
	アメリカ地域研究	2	3~4	
	現代アメリカ論	2	3~4	
	ロシア・東欧地域研究 A	2	3~4	
	ロシア・東欧地域研究 B	2	3~4	
	アジア政治論 1 (歴史と文化)	2	2~3	
	アジア政治論 2 (地域紛争)	2	2~3	
	東南アジア地域研究	2	3~4	
	東南アジア民族文化論	2	3~4	
	日本法制史 A	2	3~4	
	日本法制史 B	2	3~4	
	司法制度論 A	2	3~4	
	司法制度論B	2	3~4	

	授業科目名	単位数	学年	備考(履修条件)
	刑事政策 A	2	3~4	
	刑事政策 B	2	3~4	
	政治特殊講義 I	2	3~4	
	政治特殊講義Ⅱ	2	3~4	
	政治特殊講義Ⅲ	2	3~4	
	政治特殊講義Ⅳ	2	3~4	
	行政特殊講義Ⅰ	2	3~4	
	行政特殊講義Ⅱ	2	3~4	
選	行政特殊講義Ⅲ	2	3~4	
択	行政特殊講義Ⅳ	2	3~4	- 32 単位以上を修得する。
5	国際事情特殊講義I	2	3~4	
科	国際事情特殊講義Ⅱ	2	3~4	(他学科開設科目を含んでも可)
目	国際事情特殊講義Ⅲ	2	3~4	
	国際事情特殊講義IV	2	3~4	
	英文献講読 I	4	3	
	仏文献講読 I	4	3	
	独文献講読 I	4	3	
	英文献講読Ⅱ	4	4	
	仏文献講読Ⅱ	4	4	
	独文献講読 Ⅱ	4	4	
	公務員基礎講座	2	2~3	
	経済政策学(基礎)	2	2~3	
	経済政策学(応用)	2	2~3	
1441	財政学 (基礎)	2	2~3	
学	財政学(課題)	2	2~3	
科#	公共経済論(基礎理論)	2	2~3	
他学科推奨科目	公共経済論 (諸政策)	2	2~3	
科日	地方財政論 (概要と問題点)	2	2~3	
	地方財政論(課題と対策)	2	2~3	
	福祉の経済学(基礎概念)	2	2~3	
	福祉の経済学(諸問題)	2	2~3	

^{※32~34}頁に記載されている選択必修科目のうち、公務員養成コースの選択必修科目以外の選択必修科目については、上記の表では選択科目に配当している。

(3) 国際関係・地域研究コース

グローバル化する社会の動きに対応して、国際社会の様態、日本と諸外国との関係のあり方、 アメリカやアジアなどの国々の政治と文化の状況などについて学ぶコース。

	リカやアジアなどの国々の政治と文(授業科目名	単位数	学年	がコース。 一 備考(履修条件)
必修科目		4	1	4 単位を修得する。
מדופוינג	憲法(総則・統治機構論)	2	1~2	4 本庫で同位する。
	憲法(人権論)	2	1~2	_
	政治学原論 A	2	1~2	-
	政治学原論 B	2	1~2	_
	近代ヨーロッパ政治史	2	1~2	-
	現代ヨーロッパ政治史	2	1~2	_
	日本政治文化の形成史	2	1~2	_
	日本政治文化の発展史	2	1~2	_
	近代日本政治史	2	1~2	
Ţ	現代日本政治史	2	1~2	-
	国際社会の主役	2	1~2	-
共流	国際社会の諸問題	2	1~2	24 単位以上を修得する。
コース共通科目	日本政治思想史 A	2	3~4	-
目	日本政治思想史B	2	3~4	-
	政治学史(近代前)	2	2~4	
	政治学史(近代以降)	2	2~4	-
	行政学総論(基礎)	2	2~3	-
	行政学総論(応用)	2	2~3	-
	基礎ゼミナール	4	2	
	専門ゼミナール I	4	3	
	専門ゼミナールⅡ	4	4	
	卒業論文	4	4	
	現代中国論	2	1~2	
	現代コリア論	2	1~2	
	現代イスラム論	2	1~2	
国	国際社会の法構造	2	3~4	
際	戦争と法	2	3~4	
国際関係	国際関係諸理論 A	2	3~4	
	国際関係諸理論 B	2	3~4	
域	国際機構論(総論)	2	3~4	
研究	国際機構論(各論)	2	3~4	
Ţ	外交史(近代)	2	3~4	24 単位以上を修得する。
	外交史(現代)	2	3~4	
O SEE	アメリカ地域研究	2	3~4	
選 択	現代アメリカ論	2	3~4	
・地域研究コースの選択必修科目	ロシア・東欧地域研究 A	2	3~4	
科	ロシア・東欧地域研究 B	2	3~4	
目	アジア政治論 1 (歴史と文化)	2	2~3	
	アジア政治論 2 (地域紛争)	2	2~3	
	東南アジア地域研究	2	3~4	
	東南アジア民族文化論	2	3~4	

	授業科目名	単位数	学年	備考(履修条件)
	政治制度論(総論)	2	1~2	
	政治制度論(各論)	2	1~2	
	バリアフリー社会論	2	1~2	
	政治過程分析	2	3~4	
	政治体制論	2	3~4	
	政治哲学 A	2	3~4	
	政治哲学 B	2	3~4	
	政治社会学 A	2	3~4	
	政治社会学 B	2	3~4	
	NPO 概論	2	3~4	
	NPO と市民社会	2	3~4	
	比較憲法 A	2	2	
	比較憲法 B	2	2	
	メディア論	2	3~4	
	マスコミュニケーション論	2	3~4	
	労働問題 A	2	3~4	
	労働問題 B	2	3~4	
	社会学原論 A	2	1~2	
	社会学原論 B	2	1~2	
	地方自治入門	2	1~2	
遌	地方分権論	2	1~2	
R	政策デザイン	2	3~4	32 単位以上を修得する。
4	都市政策入門	2	3~4	┤ 」(他学科開設科目を含んでも可)
	公務員概論(基礎)	2	1~2	」(他子科用政科目を各加でもり)
1	公務員概論 (応用)	2	1~2	
	警察行政(総論)	2	1~2	
	警察行政(各論)	2	1~2	
	日本の安全保障(総論)	2	2~3	
	日本の安全保障(各論)	2	2~3	
	消防行政入門	2	2~3	
	行政作用法	2	3~4	
	行政救済法	2	3~4	
	日本の環境問題	2	3~4	
	地球環境問題	2	3~4	
	民法(親族法)	2	1~2	
	民法(相続法)	2	1~2	
	商法(手形法)	2	3~4	
	商法(小切手法)	2	3~4	
	刑法 A	2	3~4	
	刑法B	2	3~4	
	労働法 A	2	3~4	
	労働法B	2	3~4	
		2	3~4	-
	日本法制史 A		0.04	

	授業科目名	単位数	学年	備考(履修条件)
	司法制度論 A	2	3~4	
	司法制度論 B	2	3~4	
	刑事政策 A	2	3~4	
	刑事政策 B	2	3~4	
	政治特殊講義 I	2	3~4	
	政治特殊講義 Ⅱ	2	3~4	
	政治特殊講義Ⅲ	2	3~4	
	政治特殊講義Ⅳ	2	3~4	
選	行政特殊講義 I	2	3~4	
	行政特殊講義Ⅱ	2	3~4	
択	行政特殊講義Ⅲ	2	3~4	- 32 単位以上を修得する。
	行政特殊講義Ⅳ	2	3~4	1
科	国際事情特殊講義Ⅰ	2	3~4	(他学科開設科目を含んでも可)
	国際事情特殊講義Ⅱ	2	3~4	
目	国際事情特殊講義Ⅲ	2	3~4	
	国際事情特殊講義IV	2	3~4	
	英文献講読 I	4	3	
	仏文献講読 I	4	3	
	独文献講読Ⅰ	4	3	
	英文献講読 Ⅱ	4	4	
	仏文献講読Ⅱ	4	4	
	独文献講読Ⅱ	4	4	
	公務員基礎講座	2	2~3	
	国際経済論(諸理論)	2	2~3	
	国際経済論(諸問題)	2	2~3	
441	アジア経済論(全般)	2	2~3	
学	アジア経済論(国・地域別)	2	2~3	
科#	経済開発論(貧困と開発)	2	2~3	
奨	経済開発論(諸問題)	2	2~3	
他学科推奨科目	エリア・スタディ(アジア地域)	2	3~4]
	エリア・スタディ(EU 地域)	2	3~4	_
	エリア・スタディ(北米地域)	2	3~4]
	エリア・スタディ(中南米地域)	2	3~4	

^{※32~34}頁に記載されている選択必修科目のうち、国際関係・地域研究コースの選択必修科目以外の選択必修科目については、上記の表では選択科目に配当している。

2. 経済学科

教育研究上の目的

経済学科は、今後の日本経済の発展に貢献するべく十分な専門知識・教養の習得と、様々に変動する現代社会に対応できる能力と資質を兼ね備えた人材の育成を目指している。経済の基礎理論・制度・政策を体系的に学び、グローバル・エコノミーの中で日本経済が抱える多くの課題を検証し、改善のための方向性について、様々な分野からのアプローチを試みながら示唆していくことを目的としている。

【記号の解説】◎:必修科目 ◇:選択必修科目 ☆:選択科目

	極楽いログ			学年別	別配当	供	
	授業科目名	単位数	第1学年 第2学年 第3学年		第3学年	3学年 第4学年	備考(履修条件)
必修科目	フレッシュマン・ゼミナール	4	0				4 単位を修得する。
	基礎ゼミナール	4		\Diamond			
選	専門ゼミナール I	4			\Diamond		
択	専門ゼミナールⅡ	4				\Diamond	12 単位以上を修得する。
選択必修科目群	卒業論文	4				\Diamond] (12 単位を超える修得
科日	経済英語基礎 1	2	<	\Rightarrow			単位は選択科目として
	経済英語基礎 2	2	<	\Rightarrow			加算できる)
Α	経済実用英語 1	2		<	\Diamond		
	経済実用英語 2	2		<	\Diamond		
	マクロ経済学(基礎)	2	<	\Rightarrow			
	マクロ経済学(構造と分析)	2	<	\Rightarrow			
	ミクロ経済学(消費者分析)	2	<	\Rightarrow			
	ミクロ経済学(生産者分析)	2	<	\Rightarrow			
	金融論(銀行論)	2	<	\Rightarrow			
	金融論(貨幣理論)	2	<	\Rightarrow			
	日本経済史(江戸期)	2	<	\Rightarrow			
	日本経済史(明治以後)	2	<	\Rightarrow			
	経済政策学(基礎)	2	♦♦♦♦]	
選	経済政策学(応用)	2				- 12 科目 24 単位以上を 修得する。	
択	国際経済論(諸理論)	2					
選択必修科目群	国際経済論 (諸問題)	2					
科目	応用ミクロ経済学(基礎)	2		<	\Diamond		(24 単位を超える修得
	応用ミクロ経済学(ミクロ政策)	2		<	\Diamond		単位は選択科目として 加算できる)
В	応用マクロ経済学(マクロ政策)	2		<	\Diamond		加昇できる <i> </i>
	応用マクロ経済学(期待と物価)	2		<	\Diamond		
	財政学(基礎)	2		<	\Diamond		
	財政学(課題)	2		<	\Diamond		
	計量経済学(推定)	2		<	\Diamond		
	計量経済学(検定)	2		<	\Diamond		
	西洋経済史(産業革命前)	2		<	\Diamond		
	西洋経済史(19 世紀ヨーロッパ)	2		<	\Diamond		
	国際マクロ経済学(基礎)	2		<	\Diamond		
	国際マクロ経済学(応用)	2		<	\Rightarrow		1
	経済理論基礎(ミクロ)	2	7	$\stackrel{\sim}{\sim}$			
	経済理論基礎(マクロ)	2	7	☆			
	経済数学(微分法)	2	7	☆			
122	経済数学(行列演算)	2	7	☆			
選	情報産業論(基礎)	2	7	☆			22 科目 44 単位以上を
択	情報産業論(応用)	2	7	☆			修得する。
科	情報社会及び情報倫理	2	7	☆			 (他学部・他学科開設
□ □	情報メディア概論	2	7	☆			科目を含んでも可)
Н	情報システム(基礎)	2	7	☆]
	情報システム(応用)	2	7	☆			
	産業と職業(情報分野 A)	2	7	☆			
	産業と職業(情報分野B)	2	7	Å			1

			学年別配当					
	授業科目名	単位数	第1学年 第2学年 第3学年 第4学年			第4学年	備考(履修条件)	
	民法 / 総則・物権法(基礎)	2	Z,	7				
	民法 / 総則・物権法(応用)	2	₹.	7				
	経済統計学 (基礎)	2	₹.	7				
	経済統計学 (各論)	2	₩.	7				
	商法 / 総則·商行為(基礎)	2	₩.	☆				
	商法 / 総則·商行為(応用)	2	2	7				
	簿記論 1	2	2	7				
	簿記論 2	2	☆	7				
	企業経済論(基礎)	2	☆	7				
	企業経済論(応用)	2	₹.	7				
	経済史概論(基礎)	2	₹.	7				
	経済史概論(各論)	2	₩	7				
	会計学 1	2			7			
	会計学 2	2		7	7			
	統計学総論(基礎)	2		7	7			
	統計学総論(各論)	2		7	7			
	公共経済論(基礎理論)	2		7	7			
	公共経済論(諸政策)	2		7	7			
	国際金融論(為替入門)	2			7			
	国際金融論(実際)	2	2 7		7			
選	地方財政論(概要と問題点)	2		7	7			
. –	地方財政論(課題と対策)	2	☆		7		22 科目 44 単位以上を	
択	租税論(理論と政策)	2		7	7			
科	租税論(各論)	2		☆			(他学部・他学科開設 科目を含んでも可)	
目	東洋経済史(基礎)	2	☆					
	東洋経済史(各論)	2	☆					
	労働経済学(基礎理論)	2			7			
	労働経済学 (労働市場)	2			7			
	経済開発論(貧困と開発)	2			☆ ☆ ☆			
	経済開発論 (諸問題)	2						
	産業技術論(基礎)	2						
	産業技術論(展開)	2			₹		_	
	貿易論(基礎理論)	2			<u>}</u>			
	貿易論(諸問題)	2			\ <u>\</u>			
	アジア経済論(全般)	2			<u>}</u>			
	アジア経済論(国・地域別)	2			<u>}</u>			
	日本経済論(基礎)	2		☆ ☆				
	日本経済論(各論)	2					-	
	民法/債権法(基礎)	2			<u>}</u>		-	
					\ \		-	
	福祉の経済学(基礎概念)				<u>\</u>		-	
	福祉の経済学(諸問題)	2			<u>\</u>		-	
	商法 / 会社法 (基礎) 2				\ \		-	
	商法/会社法(応用)	2			<u>\</u>		-	
	経済学史(基礎)	2			\ \		-	
	経済学史(各論)	2		7	7			

位置が口々		24 /÷*h	学年別配当				供 业 (层版名件)	
	授業科目名	単位数	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	備考(履修条件)	
	社会経済論(歴史的考察)	2		Z	7			
	社会経済論(基本構造)	2		7	7			
	数理統計学(基礎)	2		7	7			
	数理統計学(応用)	2		Z	☆			
	証券市場論(基礎)	2		7	7			
	証券市場論(応用)	2		Z	7			
	人的資源管理論	2		7	☆			
	国際金融実務	2			7	☆		
	国際貿易実務	2			7	☆		
	国際会計実務	2			7	☆		
	国際情報論	2			7	☆		
	情報政策論	2			7	☆		
	政治学原論 A	2	7	₹				
	政治学原論 B	2	7	₹				
	国際社会の主役	2	7	7				
	国際社会の諸問題	2	7	₹			 22 科目 44 単位以上を	
	エリア・スタディ(アジア地域) 2 ☆		Ž	修得する。				
選	エリア・スタディ(EU 地域)	エリア・スタディ(EU 地域) 2 3		7	Å,			
択	エリア・スタディ(北米地域)	2			7	\	(他学部・他学科開設	
	エリア・スタディ(中南米地域)	2			7	Å,	科目を含んでも可)	
科	経済特別講義IA	2		Z	7			
目	経済特別講義 I B	2		7	7			
	経済特別講義 I A	2		Z	7			
	経済特別講義 II B	2		☆				
	経済特別講義Ⅲ A	2		☆				
	経済特別講義Ⅲ B	2		☆				
	経済特別講義Ⅳ A	2		Z	7			
	経済特別講義IV B	2	☆					
	経済特別講義 V A	2	2 ☆					
	経済特別講義 V B	2		Z	7		1	
	経済学特殊講座I	2		☆			1	
	経済学特殊講座Ⅱ	2			☆			
	経済学特殊講座Ⅲ	2			☆			
	寄附講座 I	2			7	^		
	寄附講座Ⅱ	2			7	☆		
	経済日本語(基礎) 2		7	☆			0744-07.04-T	
	経済日本語(応用)	済日本語(応用) 2 ☆					留学生のみ履修可	
	マーケティング論	2			7	<i>^</i>	商業教職科目受講者	
	ビジネス情報	2			7	☆	のみ履修可	

※上記科目の他、他学部・他学科に開講されている科目を年間 12 単位まで履修受講可。(4 年間で最大 42 単位)

※ 4 年次において、いずれかの選択必修科目群より、少なくとも一科目以上を履修することが望ましい。

(1) 理論・情報コース

経済理論の根幹を構成するマクロ、ミクロの基礎理論を重点的に学ぶとともに、情報と経済社会の関連と役割、効果、影響、応用などを理論的かつ実践的に学ぶコース。

		授業科目名	単位数	備考(履修条件)
		統計学(基礎統計)	2	
		統計学(推定・仮説検定の実務)	2	
		科学技術の現代史 A	2	
		科学技術の現代史 B	2	
		科学·技術·社会論 A	2	
総	1	科学·技術·社会論 B	2	
合		情報処理 A	2] 総合科目群中、左記科目を修得すること
	2 年	情報処理 B	2	が望ましい。ただし、体育実習は必修科
科	年 科 目	情報処理 C	2	目。
目	目	情報処理 D	2	
		現代人間論 A	2	
		現代人間論 B	2	
		英語科目	4	
		第2外国語科目	4	
		体育実習	2	
必修 科目	1 年 科目	フレッシュマン・ゼミナール	4	
		基礎ゼミナール	4	
	1	専門ゼミナール I	4	
選択		専門ゼミナール Ⅱ	4	
必必	\ 4	卒業論文	4	専門ゼミナールⅠ・Ⅱと卒業論文は
修 科		経済英語基礎 1	2	-{4 コース共通の必修科目
選択必修科目群	年 科 目	経済英語基礎 2	2	(G) JC = JCZZZZJO
10+		経済実用英語 1	2	
		経済実用英語 2	2	
		マクロ経済学(基礎)	2	
		マクロ経済学(構造と分析)	2	
		ミクロ経済学(消費者分析)	2	
中		ミクロ経済学(生産者分析)	2	
心		情報産業論(基礎)	2	
	1	情報産業論(応用)	2	
群	2	日本経済史(江戸期)	2	- 専門科目群、左記科目中 20 単位以上を
	年	日本経済史(明治以後)	2	修得する。
ア科	年 科 目	情報メディア概論	2	
中心科目群(コア科目群)		 情報社会及び情報倫理	2	
群		情報システム(基礎)	2	
		 情報システム(応用)	2	
		産業と職業(情報分野 A)	2	
		 産業と職業(情報分野 B)	2	

		授業科目名	単位数	備考(履修条件)
由		応用ミクロ経済学(基礎)	2	PID 3 (INCIPERITY
	2	応用ミクロ経済学(ミクロ政策)	2	
科日		応用マクロ経済学(マクロ政策)	2	-
群	3	応用マクロ経済学(期待と物価)	2	. 専門科目群、左記科目中 20 単位以上を
中心科目群(コア科目群)		計量経済学(推定)	2	特別20年1120年1120年1120年1120年1120年1120年1120年1
え	年 科 目	計量経済学(検定)	2	•
<u>科</u> 目		産業技術論(基礎)	2	-
翻		産業技術論(展開)	2	
		経済理論基礎(ミクロ)	2	
		経済理論基礎(マクロ)	2	•
		経済数学(微分法)	2	-
		経済数学(行列演算)	2	
	1	民法 / 総則・物権法(基礎)	2	-
	2	民法 / 総則・物権法(応用)	2	
		経済統計学(基礎)	2	-
	年 科 目	経済統計学(各論)	2	
		商法/総則・商行為(基礎)	2	_
		商法 / 総則・商行為(応用)	2	
		経済史概論(基礎)	2	-
			2	
		統計学総論(基礎)	2	-
			2	
		統計学総論(各論) 公共経済論(基礎理論)	2	_
関		公共経済論(諸政策)	2	_
		国際金融論(為替入門)		
連		国際金融論(実際)	2	
科		地方財政論(概要と問題点)	2	専門科目群、左記科目中 16 単位以上を 修得する。
目		地方財政論(課題と対策)	2	- 00.
		租税論(理論と政策)		
群		租税論(各論)	2	_
	2	西洋経済史(産業革命前)	2	
	•	西洋経済史(19世紀ヨーロッパ)	2	_
	3	東洋経済史(基礎)	2	
	年 科 目	東洋経済史(各論)	2	_
	目	労働経済学(基礎理論)	2	
		労働経済学(労働市場)	2	_
		経済開発論(貧困と開発)	2	
		経済開発論(諸問題)	2	_
		国際マクロ経済学(基礎)	2	
		国際マクロ経済学(応用)	2	_
		貿易論(基礎理論) 	2	
		貿易論(諸問題)	2	
		アジア経済論(全般) 	2	
		アジア経済論(国・地域別)	2	
		日本経済論(基礎)	2	
		日本経済論(各論)	2	

		授業科目名	単位数	備考(履修条件)
		民法 / 債権法 (基礎)	2	
		民法 / 債権法(応用)	2	
		福祉の経済学(基礎概念)	2	
		福祉の経済学(諸問題)	2	
		商法 / 会社法 (基礎)	2	
		商法 / 会社法(応用)	2	
		経済学史(基礎)	2	
		経済学史(各論)	2	
		社会経済論 (歴史的考察)	2	
		社会経済論(基本構造)	2	
	2	数理統計学 (基礎)	2	
	•	数理統計学(応用)	2	
	3 年	証券市場論(基礎)	2	
	年 科 目	証券市場論(応用)	2	
	目	財政学(基礎)	2	
		財政学(課題)	2	
関		人的資源管理論	2	
		経済特別講義IA	2	
連		経済特別講義IB	2	**************************************
科		経済特別講義 I A	2	専門科目群、左記科目中 16 単位以上を 修得する。
目		経済特別講義 I B	2	1817 3.00
群		経済特別講義ⅢA	2	
6∓		経済特別講義ⅢB	2	
		経済特別講義IV A	2	
		経済特別講義IVB	2	
		国際金融実務	2	
		国際貿易実務	2	
	3	国際会計実務	2	
	4	国際情報論	2	
		情報政策論	2	
	年 科 目	エリア・スタディ(アジア地域)	2	
	Н	エリア・スタディ(EU地域)	2	
		エリア・スタディ(北米地域)	2	
		エリア・スタディ (中南米地域)	2	
	1 年 5 科 4 目	経済特別講義VA	2	
	4 目	経済特別講義VB	2	
	2 4	経済学特殊講座 I	2	
	· 年 3 科 ·目	経済学特殊講座Ⅱ	2	
	・目	経済学特殊講座Ⅲ	2	
盘	1 年 2 目	国際社会の主役	2	
他 学科 目推	2 📋	国際社会の諸問題	2	専門科目群中、他学科の科目を修得する
日推 奨	3 年 ・科 4 目	国際機構論(総論)	2	場合、左記科目を修得する事が望ましい。
奨		国際機構論(各論)	2	

(2) 国際経済コース

経済のグローバル化が急速に進展する時代において、日本経済と世界経済の関係を、物の流れと金の流れの両面から、理論、政策、地域、実務を学ぶコース。

		面から、理論、政策、地域、実務を 授業科目名	単位数	備考(履修条件)
		統計学(基礎統計)	2	(וואלפיואנו) ב. מוע
		統計学(推定・仮説検定の実務)	2	
		科学技術の現代史 A	2	
		科学技術の現代史 B	2	
		東洋史 A	2	
総		東洋史 B	2	
	1	西洋史 A	2	
合	2	西洋史 B	2	. 総合科目群中、左記科目を修得すること が望ましい。ただし、体育実習は必修科
科	年 科 目	人間と地球環境	2	目。
目	首	かけがえのない地球環境	2	
		異文化の理解 A	2	-
		異文化の理解B	2	
		英語科目	4	-
		第2外国語科目	4	-
		体育実習	2	-
必修 科目	1 年 科目	フレッシュマン・ゼミナール	4	
		基礎ゼミナール	4	
		専門ゼミナール I	4	
選択必修科目群	1 4 年科目	専門ゼミナールⅡ	4	1
必必		卒業論文	4	専門ゼミナールⅠ・Ⅱと卒業論文は4
修 科		経済英語基礎 1	2	- コース共通の必修科目(専門ゼミコ- - と連動)。
員		経済英語基礎 2	2	C是到70
行		経済実用英語 1	2	
		経済実用英語 2	2	
		経済理論基礎(ミクロ)	2	
		経済理論基礎(マクロ)	2	
		マクロ経済学(基礎)	2	
	1	マクロ経済学(構造と分析)	2	
	2	情報メディア概論	2	
中	年 科 目	情報社会及び情報倫理	2	
心和		情報システム(基礎)	2	
員		情報システム(応用)	2	
群		産業と職業(情報分野 A)	2	専門科目群、左記科目中20単位以上を
		産業と職業(情報分野 B)	2	修得する。
中心科目群(コア科目群)		国際経済論(諸理論)	2	
目		国際経済論(諸問題)	2	
世	2	アジア経済論(全般)	2	
	3	アジア経済論(国・地域別)	2	
	年 科 目	国際マクロ経済学(基礎)	2	
	目	国際マクロ経済学(応用)	2	
		国際金融論(為替入門)	2	
		国際金融論(実際)	2	

		授業科目名	単位数	l di	
<u> </u>		経済開発論(貧困と開発)	2		
(コア科目群)	£1. •	経済開発論(諸問題)	2	専門科目群、 修得する。	左記科目中 20 単位以上を
科科目目	科: 目3	貿易論(基礎理論)	2		
群群	年	貿易論(諸問題)	2	1	
		経済数学(微分法)	2		
		経済数学(行列演算)	2	+	
		日本経済史(江戸期)	2	-	
		日本経済史(明治以後)	2		
		情報産業論(基礎)	2	-	
	1	情報産業論(応用)	2		
		民法 / 総則・物権法(基礎)	2	-	
	2 年				
	年 科 目	民法 / 総則・物権法(応用)	2	-	
	目	経済統計学(基礎)			
		経済統計学(各論)	2	-	
		商法/総則・商行為(基礎)	2		
		商法/総則・商行為(応用)	2	_	
		経済史概論(基礎) 	2		
		経済史概論(各論)	2	_	
		計量経済学(推定) 	2		
		計量経済学(検定)	2		
		統計学総論(基礎)	2		
関		統計学総論(各論)	2		
IXI		応用ミクロ経済学(基礎)	2		
連		応用ミクロ経済学(ミクロ政策)	2		
科		応用マクロ経済学(マクロ政策)	2	専門科目群、左記科目中 16 単位 修得する。 -	左記科目中 16 単位以上を
		応用マクロ経済学(期待と物価)	2		
目		公共経済論(基礎理論)	2		
群		公共経済論(諸政策)	2		
		地方財政論 (概要と問題点)	2		
		地方財政論(課題と対策)	2		
	2	租税論(理論と政策)	2		
	3	租税論(各論)	2		
	年科目	西洋経済史(産業革命前)	2		
	目	西洋経済史(19世紀ヨーロッパ)	2		
		東洋経済史(基礎)	2		
		東洋経済史(各論)	2	1	
		労働経済学(基礎理論)	2	1	
		労働経済学(労働市場)	2		
		産業技術論(基礎)	2		
		産業技術論(展開)	2		
		日本経済論(基礎)	2		
		日本経済論(各論)	2		
		民法 / 債権法(基礎)	2	1	
		民法/債権法(応用)	2		
		福祉の経済学(基礎概念)	2	1	
		福祉の経済学(諸問題)	2	1	
		154 154 - 2 (154 154 155 155 155 155 155 155 155 155			

		授業科目名	単位数	備考(履修条件)
		商法 / 会社法 (基礎)	2	
		商法 / 会社法(応用)	2	
		経済学史(基礎)	2	
			2	
		社会経済論(歴史的考察)	2	
		社会経済論(基本構造)	2	
		数理統計学 (基礎)	2	
	2	数理統計学(応用)	2	
	•	証券市場論(基礎)	2	
	(年	証券市場論(応用)	2	
	3 年 科 目	人的資源管理論	2	
	目	経済特別講義IA	2	
		経済特別講義IB	2	
関		経済特別講義 II A	2	
		経済特別講義 I B	2	
連		経済特別講義ⅢA	2	
科		経済特別講義ⅢB	2	専門科目群、左記科目中 16 単位以上を 修得する。
B		経済特別講義IVA	2	
		経済特別講義IVB	2	
群		国際金融実務	2	
	3・4 年科目	国際貿易実務	2	
		国際会計実務	2	
		国際情報論	2	
		情報政策論	2	
		エリア・スタディ(アジア地域)	2	
		エリア・スタディ(EU地域)	2	
		エリア・スタディ(北米地域)	2	
		エリア・スタディ(中南米地域)	2	
	1 年 5 科 4 目	経済特別講義V A	2	
	4 首	経済特別講義VB	2	
	2 4	経済学特殊講座I	2	
	· 年 3 科 · 目	経済学特殊講座Ⅱ	2	
	・自	経済学特殊講座Ⅲ	2	
		国際関係諸理論 A	2	
		国際関係諸理論 B	2	
佃		国際機構論(総論)	2	
学	3	国際機構論(各論)	2	
他学科推奨科目	4	アメリカ地域研究	2	専門科目群中、他学科の科目を修得する
奨	年	現代アメリカ論	2	場合、左記科目を修得する事が望ましい。
科	年科目	ロシア・東欧地域研究 A	2	
日	П	ロシア・東欧地域研究 B	2	
		東南アジア地域研究	2	
		東南アジア民族文化論	2	

(3) 財政・税務コース

地方公共団体の破綻など今日的な問題の解決策を見出すために、経済における公共部門の役割、国の財政状況、国と地方の関係、税の理論と実際、税務の実情などについて学ぶコース。

国の財政	【状況、国	国と地方の関係、税の理論と実際、	税務の実	情などについて学ぶコース。
		授業科目名	単位数	備考(履修条件)
	1	統計学(基礎統計)	2	
		統計学(推定・仮説検定の実務)	2	
総		情報処理A	2	
合	•	情報処理B	2	総合科目群中、左記科目を修得すること
	2	情報処理C	2	が望ましい。ただし、体育実習は必修科
科	年 科 目		2	目。
目	目	英語科目	4	
		第2外国語科目	6	
		体育実習	2	
必修科目	1 年科目	フレッシュマン・ゼミナール	4	
		基礎ゼミナール	4	
		専門ゼミナール I	4	
選	1	専門ゼミナールⅡ	4	
必	\ 4	卒業論文	4	専門ゼミナールⅠ・Ⅱと卒業論文は4コー
修科		経済英語基礎 1	2	- ス共通の必修科目(専門ゼミコースと連 . 動)。
選択必修科目群	年 科 目		2	. 到力。
群	B	経済実用英語 1	2	-
			2	
	1	経済理論基礎(ミクロ)	2	
			2	
		マクロ経済学(基礎)	2	-
		マクロ経済学(構造と分析)	2	
		金融論(銀行論)	2	-
		金融論(貨幣理論)	<u>-</u>	
	2	簿記論 1	2	-
	年	簿記論 2	<u>-</u>	
	年 科 目	情報メディア概論	2	-
ф		情報社会及び情報倫理	2	-
		情報システム(基礎)	2	-
枓 日		情報システム(応用)	2	
群		産業と職業(情報分野A)	2	- 専門科目群、左記科目中 20 単位以上を
		産業と職業(情報分野B)	<u>-</u>	修得する。
中心科目群(コア科目群)		経済政策学(基礎)	2	-
		経済政策学(応用)	2	
群		財政学(基礎)	2	-
		財政学 (課題)	<u>-</u>	
	2	公共経済論(基礎理論)	2	-
	3	公共経済論(諸政策)	2	
	年	地方財政論(概要と問題点)	2	-
	年 科 目	地方財政論 (課題と対策)	2	
		租税論(理論と政策)	2	-
		租税論(各論)	2	
		会計学 1	2	-
		<u>台間 </u>	2	
		1 API 3 C		

		授業科目名	単位数	備考(履修条件)
		経済数学(微分法)	2	佣勺 (疫疹木叶)
		経済数学(行列演算)	2	-
		日本経済史(江戸期)	2	_
		日本経済史(明治以後)	2	-
		情報産業論(基礎)	2	_
	1			
		情報産業論(応用)	2	_
	2 年	民法 / 総則・物権法 (基礎)	2	
	年科目	民法 / 総則·物権法(応用) 経済統計学(基礎)	2	_
		経済統計学(各論)	2	_
		商法/総則・商行為(基礎)	2	
		商法/総則・商行為(応用)	2	
		経済史概論(基礎)	2	_
		経済史概論(各論)	2	_
		計量経済学(推定)	2	_
		計量経済学(検定)	2	
		統計学総論(基礎)	2	
		統計学総論(各論)	2	
		応用ミクロ経済学(基礎)	2	
		応用ミクロ経済学(ミクロ政策)	2	
関		応用マクロ経済学(マクロ政策)	2	_
連		応用マクロ経済学(期待と物価)	2	
科		国際金融論(為替入門)	2	専門科目群、左記科目中 16 単位以上を
		国際金融論(実際)	2	修得する。
目		西洋経済史(産業革命前)	2	
群		西洋経済史(19世紀ヨーロッパ)	2	
		東洋経済史(基礎)	2	
		東洋経済史(各論)	2	
	2	労働経済学 (基礎理論)	2	
	· 3 年 科 目	労働経済学(労働市場)	2	
		経済開発論(貧困と開発)	2	
	科	経済開発論(諸問題)	2	
	_	産業技術論 (基礎)	2	
		産業技術論(展開)	2	1
		国際マクロ経済学(基礎)	2	
		国際マクロ経済学(応用)	2	-
		貿易論(基礎理論)	2	
		貿易論(諸問題)	2	-
		アジア経済学(全般)	2	
		アジア経済学(国・地域別)	2	-
		日本経済論(基礎)	2	
		日本経済論(各論)	2	-
		民法 / 債権法 (基礎)	2	1
		民法 / 債権法(応用)	2	-
		福祉の経済学(基礎概念)	2	1
		福祉の経済学(諸問題)	2	-

		授業科目名	単位数	備考(履修条件)
		商法 / 会社法(基礎)	2	
		商法 / 会社法(応用)	2	
		経済学史(基礎)	2	
		経済学史(各論)	2	
		社会経済論 (歴史的考察)	2	
		社会経済論(基本構造)	2	
		数理統計学(基礎)	2	
	2	数理統計学(応用)	2	
		証券市場論(基礎)	2	
	3	証券市場論(応用)	2	
	年科目	人的資源管理論	2	
	目	経済特別講義IA	2	
		経済特別講義 I B	2	
88		経済特別講義 II A	2	1
関		経済特別講義 II B	2	
連		経済特別講義 III A	2	
科			2	専門科目群、左記科目中 16 単位以上を
B			2	· 修得する。
			2	
群	3 4 年科目	国際金融実務	2	
		国際貿易実務	2	
		国際会計実務	2	
		国際情報論	2	
		情報政策論	2	
		エリア・スタディ(アジア地域)	2	
		エリア・スタディ(EU地域)	2	
		エリア・スタディ(北米地域)	2	
		エリア・スタディ(中南米地域)	2	
] 無	経済特別講義VA	2	1
	1 年 5 科 4 目	経済特別講義VB	2	1
	2 4	経済学特殊講義 I	2	1
	· 年 3 4 ·目	経済学特殊講義 Ⅱ	2	1
	・首		2	
	1科	憲法(総則・統治機構論)	2	
	年目	憲法(人権論)	2	
/il-	1	地方自治入門	2	
他学	1 ・科	地方分権論	2	
科	·科 2目	民法(相続法)	2	- 専門科目群中、他学科の科目を修得する
他学科推奨科目	年	民法(親族法)	2	場合、左記科目を修得する事が望ましい。
科	2 ・科 3 目	行政学総論 (基礎)	2	1
H	3 首 年	行政学総論(応用)	2	1
	3 • ¥3	行政作用法	2	1
	· 科 4 目 年	行政救済法	2	1

(4) ファイナンス経済コース

日本経済の根幹を揺るがした金融危機など、経済社会の一連の動きを、金融、貨幣、銀行、証券といった分野を中心に理論と実務を学ぶコース。

日本史A 2 日本史B 2 科学技術の現代史A 2 科学技術の現代史B 2 西洋史A 2 西洋史A 2 西洋史B 2 大学表別 2 情報処理A 2 情報処理B 2 経済学A 2	
総 1 西洋史A 2 合 立 西洋史A 2 西洋史B 2 総合科目群中、左記科目を修作が望ましい。ただし、体育実質情報処理A 2 村 情報処理B 2 経済学A 2	
総 1 西洋史A 2 合 さ 西洋史B 2 本 情報処理A 2 総合科目群中、左記科目を修作が望ましい。ただし、体育実置情報処理B 情報処理B 2 経済学A 2	
総 1 合 2 西洋史B 2 情報処理A 2 情報処理B 2 経済学A 2	
合 ・ 西洋史B 2 総合科目群中、左記科目を修復が望ましい。ただし、体育実習情報処理B 日 信報処理B 2 経済学A 2	
合 対	
科 有 情報処理A 2 が望ましい。ただし、体育実習情報処理B 日 日 経済学A 2	
P だ	
P だ	
A	
英語科目 4	
第2外国語科目 6	
体育実習 2	
必修 科目 1 年科目 フレッシュマン・ゼミナール 4	
基礎ゼミナール 4	
専門ゼミナール I 4	
選 1 専門ゼミナール I 4	
選択の必修 事門ゼミナールI 4 本業論文 4 経済英語基礎 1 2 経済英語基礎 2 2 動)。	
修 4 科 年 経済英語基礎 1 2 動)。	」一人と理
料 年 経済英語基礎 1 2 動)。 料 経済英語基礎 2 2	
経済実用英語 1 2	
経済実用英語 2	
経済理論基礎(ミクロ) 2	
経済理論基礎(マクロ) 2	
マクロ経済学(基礎) 2	
マクロ経済学(構造と分析) 2	
民法 / 総則・物権法(基礎) 2	位以上を修
中 民法/総則・物権法(応用) 2	
金融論(銀行論) 2	
1 金融論(貨幣理論) 2	
群 2 簿記論 1 2 専門科目群、左記科目中20単位	
コ 年 ア 科 目 簿記論 2	
ア 科 企業経済論(基礎) 2	
中心 科目 に法/総則・物権法(応用) 2 金融論(銀行論) 2 金融論(貨幣理論) 2 簿記論 1 2 等記論 2 専門科目群、左記科目中20単行 第記論 2 得する。 企業経済論(応用) 2 企業経済論(応用) 2 (正式 2 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	
# 情報メディア概論 2	
情報社会及び情報倫理 2	
情報システム(基礎) 2	
情報システム(応用) 2	
産業と職業(情報分野A) 2	
産業と職業(情報分野B) 2	

		授業科目名	単位数	備考(履修条件)
		財政学(基礎)	2	
		財政学(課題)	2	
		国際金融論(為替入門)	2	
<u>Э</u> н	2	国際金融論(実際)	2	
	3	数理統計学(基礎)	2	
科科	年	数理統計学(応用)	2	専門科目群、左記科目中 20 単位以上を 修得する。
(コア科目群)	年 科 目	証券市場論(基礎)	2	
<u>.</u>	目			
		証券市場論(応用)	2	
		会計学 1	2	
		会計学2	2	
		経済数学(微分法)	2	
		経済数学(行列演算)	2	
		日本経済史(江戸期)	2	
		日本経済史(明治以後)	2	
	1	情報産業論(基礎)	2	
	2	情報産業論(応用)	2	 専門科目群、左記科目中 16 単位以上を
	- 年 科 目	経済統計学(基礎)	2	修得する。
	科	経済統計学(各論)	2	
	Н	商法 / 総則・商行為 (基礎)	2	-
		商法 / 総則・商行為(応用)	2	
		経済史概論(基礎)	2	
		経済史概論(各論)	2	
		計量経済学(推定)	2	
		計量経済学(検定)	2	_
		統計学総論(基礎)	2	
関		統計学総論(各論)	2	
連		応用ミクロ経済学(基礎)	2	
科		応用ミクロ経済学(ミクロ政策)	2	
		応用マクロ経済学(マクロ政策)	2	
目		応用マクロ経済学(期待と物価)	2	
群		公共経済論(基礎理論)	2	
		公共経済論(諸問題)	2	
	2	地方財政論(概要と問題点)	2	1
	3	地方財政論(課題と対策)	<u>-</u>	 専門科目群、左記科目中 16 単位以上を
	年	租税論(理論と政策)	2	特別 19 10 10 10 10 10 10 10
	年 科 目	租税論(各論)	2	
	日	西洋経済史(産業革命前)	2	-
		西洋経済史(19世紀ヨーロッパ)	2	-
		東洋経済史(基礎)	2	-
		東洋経済史(各論)	2	
		労働経済学(基礎理論)	2	
		労働経済学(労働市場)	2	
		経済開発論(貧困と開発)	2	
		経済開発論(諸問題)	2	
		産業技術論(基礎)	2	
		産業技術論(展開)	2	

		授業科目名	単位数	備考(履修条件)
		国際マクロ経済学(基礎)	2	
		国際マクロ経済学(応用)	2	
		貿易論(基礎理論)	2	
		貿易論(諸問題)	2	
		アジア経済論(全般)	2	
		アジア経済論(国・地域別)	2	
		日本経済論(基礎)	2	
		日本経済論(各論)	2	
		民法 / 債権法 (基礎)	2	
		民法 / 債権法(応用)	2	
		福祉の経済学(基礎概念)	2	
	2	福祉の経済学 (諸問題)	2	
		商法 / 会社法 (基礎)	2	
	3	商法 / 会社法(応用)	2	
	年 科 目	経済学史(基礎)	2	
		経済学史(各論)	2	
		社会経済論(歴史的考察)	2	
88		社会経済論(基本構造)	2	
関		人的資源管理論	2	
連		経済特別講義IA	2	
科		経済特別講義 I B	2	専門科目群、左記科目中 16 単位以上を修 得する。
B		経済特別講義 I A	2	ান ৬ ৩০
		経済特別講義 I B	2	
群		経済特別講義ⅢA	2	
		経済特別講義ⅢB	2	
		経済特別講義IVA	2	
		経済特別講義IVB	2	
		国際金融実務	2	
		国際貿易実務	2	
	3	国際会計実務	2	
		国際情報論	2	
	4 年	情報政策論	2	
	年 科 目	エリア・スタディ(アジア地域)	2	
	🖪	エリア・スタディ(EU地域)	2	
		エリア・スタディ(北米地域)	2	
		エリア・スタディ(中南米地域)	2	
	1 年 5 科 4 目	経済特別講義VA	2	
	4 🗐	経済特別講義VB	2	
	2 4	経済学特殊講座Ⅰ	2	
	· 年 3 科 · 目	経済学特殊講座Ⅱ	2	
	・目	経済学特殊講座Ⅲ	2	



資格・講座・研修等による単位認定と 他学科履修との関連に関する一覧表

	番号	資格・講座・研修項目	政治行政学科	経済学科
	1	簿記検定3・2級 合格対策講座		
	2	2級 ファイナンシャルプランナー試験 合格対策講座	1 10 0 0 0 7 11 7 1 0 0 + 7 1 1/1/2	
生涯	3	国内旅行業務取扱管理者資格 合格対 策講座		
資格取得講座	4	総合旅行業務取扱管理者資格 合格対 策講座		合 経済学特殊講座Ⅱ
 	5	宅地建物取引士資格試験 合格対策講座		10
座 主 催	6	TOEIC® L&R TEST 対策講座		
1,2	7	マイクロオフィススペシャリスト (MOS) 試験合格対策講座 (Word/Excel の両 方受講)	・申請はすべて自己申告で確認するこ。 ・申請期限を過ぎての申請はできない。 ・年度を超えての申請はできない。 ・認定評価:優(80)・良(70)・可(60)	
++	8	教員採用試験対策講座	・認定者:経済学科主 ・承認条件:開講回数	
支キ援ヤ	9	公務員試験対策講座	・各講座の出席回数 3	
セリンア	10	警察官·消防官試験対策講座	定されない。	
ゼンア形成	11	就職講座(事前指導を含む)		
1 13%	12	インターンシップ		

政治行政学科主催講座

1	公務員試験対策入門講座	・1 年生で受講した場合、2 年生で受講した場合、いずれも翌年度に、公務員基礎講座の単位が認定される。・申請方法等については掲示板によって示す。・申請はすべて自己申告で行うこと。・申請期限を過ぎての申請はできない。・認定評価:優(80)・良(70)・可(60)・認定者:政治行政学科主任・講座の出席回数 3 分の 2 以上ないと認定されない。
---	-------------	---

ボラン	ボランティア活動				
1	ボランティア活動への参加	・1 年間を通して活動していること。 ・金銭(交通費等)を一切受け取っていないこと。 ・ボランティア団体から証明書が発行できること。(団体 印・代表者名と連絡先の記入が必要)(海外ボランティアの場合:公的団体からの証明添付)・申請方法等については掲示板によって示す。 ・2 年 経済学特殊講座 I 3 年 経済学特殊講座 II 4 年 経済学特殊講座 II の単位が認定される。 ・認定評価:優(80)・良(70)・可(60) ・認定者:経済学科主任			

外部取得試験(在学中取得資格のみに限る)

番号	資格・講座・研修項目	政治行政学科	経済学科
1	応用情報技術者試験	・左記試験に合格すると、情報	処理 A・B いずれかの 2 単位が
2	基本情報技術者試験	認定される。	
3	ITパスポート試験	· 認定評価:優(80) · 認定者:教務主任	
4	ITストラテジスト試験	・申請方法等については掲示板	こよって示す。
5	日商簿記 3 級取得	・簿記論 1 2 単位認定 ※ ・認定評価:優(90) ・認定者:経済学科主任 ・申請方法等については掲示板!	経済学科のみこよって示す。
6	日商簿記 2 級取得	・簿記論 2 2 単位認定 ※ ・認定評価:優(90) 認定者:経済学科主任 ・申請方法等については掲示板に	経済学科のみこよって示す。
7	マイクロソフトオフィススペシャリスト(MOS)Word・ Excel ペア取得	3年生で取得した場合 経済	学特殊講座 I 学特殊講座 II 学特殊講座 II の単位が認定される。 よって示す。

- ※他学部・他学科科目認定の場合、全て年間 12 単位の枠内での申請となる。
- ※休学期間中に取得した場合は、認定することが出来ない。
- ※年度を超えての申請はできないが、12月以降の試験に合格した者は、翌年度に合格証書を提示す れば単位認定を行う。(取得年の翌年のみ認定、但し年間 1 認定のため要注意)
- ※単位認定された結果、履修制限単位(40単位)を超過した場合(例42単位)、翌年度の履修制限 単位はその超過単位数を差し引いた単位数となる。(例 40-2=38単位)
- ※資格・講座・研修等による単位申請に関しては、一覧表から年間一つしかできない。

2019 年度 国士舘大学政経学部便覧 61



各学年次の履修要領

第1年次

1年次の履修単位 L限は 40 単位であり、次により各科目を履修する。(教職・随意科目は除く)

(1) 総合教育科目

1年次においては、2年次から専門科目が多くなることを考慮して、卒業所要単位を満たすように履 修することが望ましい。

よって、必修科目の体育実習 2 単位 (1 科目) と、選択科目の中から 16 単位 (8 科目) 以上の合計 18 単位 (9 科目) 以上を履修し、総合教育科目と外国語科目を合わせ 30 単位となるようにする。30 単位を超えて修得した単位は、自由選択枠 (10 単位まで)の単位として認められる。外国人留学生も日本人学生と同様である。

(2) 外国語科目

「1言語コース」か「2言語コース」のうちいずれかの「コース」及び「言語(種別)」を選択し履修する。原則として、1年次に選択したコース及び言語(種別)は、2年次以降原則として変更できないので注意すること。

外国人留学生は、必修科目である「日本語科目」の4単位(4科目)を履修する。

1 言語コースか 2 言語コースを選択し履修することができる。(1 言語コース 日本語 8 単位、2 言語コース 日本語 4 単位、日本語以外 4 単位 母語は選択できない)

(3) 専門科目

1年次に配当されている各学科の必修科目・選択必修科目・選択科目を履修する。

2 第2年次

2年次の履修単位は40単位である。(教職・随意科目は除く)

1年次に40単位に満たない者は、1・2年次の合計が80単位となるように履修することができる。 ただし、年間で48単位を超えて履修することはできない。

なお、2 年次終了時に修得単位が50単位に満たない場合は留年となる。(教職・随意科目は除く) 総合教育科目・外国語科目合わせて30単位修得していない学生は、履修すること。30単位を超えて修得した単位は、自由選択枠(10単位まで)の単位として認められる。また、自由選択枠(10単位まで)を超えて修得した単位については随意科目の単位として認定される。

(1) 総合教育科目

1年次に単位を修得した科目とあわせて、卒業所要単位の18単位(9科目)以上となるように履修し、総合教育科目と外国語科目を合わせ30単位となるようにする。30単位を超えて修得した単位は、自由選択枠(10単位まで)の単位として認められる。

] 年次配当の必修科目(体育実習)を修得していない場合は、再履修する。

(1度履修し不合格になった科目を再度履修した場合、再履修となる)

(2) 外国語科目

1年次に選択したコース及び言語により、1・2年次の合計が卒業所要単位の8単位(8科目)以上となるように履修する。ただし、英語以外で1年次配当の必修科目を修得していない場合は、 先修条件にしたがって履修する。(不合格になった科目を再度履修した場合、再履修となる)

外国人留学生は、日本語科目の必修 4 単位を修得しているか、修得していない者は履修し修得する。

1年次選択した言語コースの定められた単位の合計が卒業所要単位の8単位以上(8科目)となるように履修し、総合教育科目と外国語科目を合わせ30単位となるようにする。30単位を超えて修得した単位は、自由選択枠(10単位まで)の単位として認められる。

(3) 専門科目

1・2年次に配当されている各学科の必修科目・選択必修科目・選択科目を2年次までに履修し 修得すること。1年次配当の必修科目を修得していない場合は、再履修する。 (履修し不合格になった科目を再度履修した場合、再履修となる)

◆再履修とは

1 度履修登録をし、単位を修得できなかった科目を、再度履修することをいう。なお、授業時間割表の関係で「再履修科目」と「各年次で履修すべき科目」が重複した場合、再履修科目を優先して履修し、後者は次の学年以降に履修する。

3 第3年次

3年次の履修単位は40単位である。(教職科目・随意科目は除く)

2年次までに80単位に満たない者は、 $1 \sim 3$ 年次の合計が120単位となるように履修することができる。ただし、年間で48単位を超えて履修することはできない。なお、3年次終了時に卒業所要単位が76単位に満たない場合は留年となる。

また、3年次生を対象としたキャリア形成支援センターが実施している「就職講座(無料)」の 日程も考慮に入れて履修することが望ましい。

(1) 総合教育科目・外国語

3年次配当の科目を履修することができる。

1~2年次までの総合教育科目・外国語の卒業所要単位を修得していない者は履修制限単位内で満たすように履修し修得する。(外国語 言語コースの変更は原則できない)

卒業所要単位を超えて修得した単位は、自由選択枠(10単位まで)の卒業所要単位として認定される。

(2) 専門科目

3年次に配当されている各学科の必修科目・選択必修科目・選択科目を履修し修得する。

1~3年次までの専門科目(必修・選択必修・選択)の卒業所要単位を修得していない者は履修制限単位内で満たすように履修し修得する。

4 第 4 年次

4年次の履修単位は40単位である。(教職科目・随意科目は除く)

卒業所要単位 124 単位を全て満たすように履修しなければならない。

卒業所要単位を超えて修得した単位のうち、10単位については自由選択枠の卒業所要単位として認定され、自由選択枠(10単位まで)を超えて修得した単位については随意科目の単位として認定される。

3 年次までに 120 単位に満たない者は、1 \sim 4 年次の卒業所要単位の合計が 124 単位以上となるように履修することができる。ただし、年間で 48 単位を超えて履修することはできない。

(1) 総合教育科目・外国語

1~3年次までの総合教育科目・外国語の卒業所要単位を修得していない者はすべて満たすよう に履修し修得する。(外国語 言語コースの変更は原則できない)

卒業所要単位を超えて修得した単位は、自由選択枠(10単位まで)の卒業所要単位として認定される。

(2) 専門科目

1~4年次までの専門科目(必修・選択必修・選択)の卒業所要単位を修得していない者はすべて満たすように履修し修得する。

業所要単位を超えて修得した単位は、自由選択枠(10単位まで)の卒業所要単位として認定される。

5 高学年生

高学年生とは4年次終了時までに卒業所要単位を満たすことができなかった者で引き続き在学する者。

- (1) 高学年生は、各自の入学年度に応じた課程を履修する。
- (2) 高学年生の履修は、年間 48 単位を超えて履修することはできない。
- (3) 高学年生の授業料については、「国士舘大学納入金規程」を参照すること。

6 オフィスアワー

本学はオフィスアワー制度が設けられている。

オフィスアワーとは、教員が学生の皆さんの授業履修や学生生活についての質問や相談等を受け付ける授業以外の時間のことをいう。

相談する際は、事前に連絡(アポイント)を取ることが望ましい。専任教員の相談時間等詳細については、別途掲示等で周知するので確認すること。なお、非常勤教員のオフィスアワーについては、授業前後の時間を利用すること。

7 修学指導

以下の単位未満の学生に対しては、修学指導を行う。

	春期(4月~5月)	秋期(9月~10月)
1 年次	なし	・15 単位未満
2 年次	・30 単位未満	・50 単位未満
3 年次	· 63 単位未満	・73 単位未満
4 年次	春期・秋期共通 ・90 単位未満 ・過去に留年歴のある者及び高学年	

その他対象者

- ●正当な理由がなく、無届けで3ヶ月以上連続して欠席した者
- ●同学年において 2 回続けて留年した者

8 留年・復学・再入学生

留年・復学生は各自の入学年度に応じた課程を履修する。

再入学生は、再入学する該当学年の入学年度に応じた課程を履修する。

ただし、1年次への留年・復学・再入学生は新1年次生の課程を履修する。

9 各学科別ゼミナールの先修条件について

政治行政学科	・3年 専門ゼミナール I 4年 専門ゼミナール I・卒業論文の順で履修する。同一教員で専門ゼミナール I・II・卒業論文を履修する。・卒業論文については、専門ゼミナール I・Iの履修を条件とする。・4年で専門ゼミナール I・を履修しなければならない。・2年次における基礎ゼミナールの未履修者について、政治行政学科では、3年次に専門ゼミナール I と同時に基礎ゼミナールを履修することを妨げていない。
経済学科	・3年 専門ゼミナール I 4年 専門ゼミナール I・卒業論文の順で履修する。同一教員で専門ゼミナール I・I・卒業論文を履修する。 ・卒業論文については、専門ゼミナール I の単位取得と同一教員の専門ゼミナール I の履修を条件とする。 ・経済学科は同学年で専門ゼミナールの同時履修はできない。(基礎ゼミナールは含まない)・4年で履修する場合は専門ゼミナール I のみ履修できる。

政治行政・経済学科相互乗り入れ

政治行政学科→経済学科 経済学科→政治行政学科	3年 専門ゼミナール I 4年 専門ゼミナール I・卒業論文の順で履修する。 同一教員で専門ゼミナール I・I・卒業論文の順で履修する。 4年で履修する場合は専門ゼミナール I のみ履修できる。
政治行政学科→経済学科 経済学科→政治行政学科	基礎ゼミナールは先修条件なし

10 教職課程

教職課程の履修については、別途「教職課程履修要項」が作成されている。 細部は「教職課程履修要項」を参照すること。

政経学部で取得できる教員免許状

政治行政学科	経済学科
中学校 1種「社会」 高等学校 1種「地理歴史」 高等学校 1種「公民」	中学校 1種「社会」 高等学校 1種「地理歴史」 高等学校 1種「公民」 高等学校 1種「商業」 高等学校 1種「情報」

11 科目ナンバリング

科目ナンバリングは、授業科目に適切な番号「科目ナンバー」を付し分類することで、学修の 段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組みであり、体系的な学修計画を立てる時の参考となる。

本学では、科目の分類を3桁のアルファベットで表し、科目の段階や学修領域等を5桁の数字で記し、これらを組み合わせ、運用している。

各科目ナンバー及び詳しい説明は、政経学部および大学ホームページにて公開しているので確認すること。

12 首都圏西部単位互換協定

首都圏西部大学単位互換制度とは、首都圏西部にある大学・短期大学が相互に単位互換協定を 結び、これらの大学に所属する学生が他大学の授業を履修し、修得した単位を所属する大学の単 位として認定する制度である。詳細については、教務課で実施する説明会で確認すること。

1. 受講資格

首都圏西部大学単位互換科目を受講するためには、説明会に参加し出願書類の提出が必要。

2. 説明会日程

通年科目及び春期科目:4月のガイダンス期間中 秋期科目:6月中旬頃(予定) ※詳細な日程等は各学部掲示板にて連絡する。

3. 問い合わせ先

世田谷キャンパス 教務部教務課 (5号館1階)

TEL: 03-5481-3203

E-Mail: tannigokan@kokushikan.ac.jp

4. ホームページ

首都圈西部大学单位互換協定会 http://www.shutokenseibu.ac.jp/

政経学部は2月25日までに単位認定できなければ、次年度の単位認定になる。なお、認定された単位は自由選択枠の単位になる。

13 世田谷 6 大学コンソーシアム連携授業

世田谷6大学コンソーシアム連携授業は、世田谷区内に所在する6つの大学で締結されている協定に基づき実施されている。各大学の特色を活かした授業科目を協定大学が相互に提供し、教育・研究の交流による自己啓発と教育の質向上に資することを目的としている。

1. 協定大学

国士舘大学、駒澤大学、昭和女子大学、成城大学、東京都市大学、東京農業大学

2. 提供科目

開講される科目は、通常の場合、半期科目で毎年度変更される。詳しくは時間割表等で確認すること。

※政経学部では世田谷 6 大学コンソーシアム提供科目は随意科目として扱う。(随意科目については 15 ページを参照すること)

IX

学籍と学費

↑ 休学・復学・退学・再入学・除籍・復籍

学期は下記の通り定められている。

春期:4月1日から9月15日まで 秋期:9月16日から3月31日まで

※国士舘大学学則第6条参照

(1) 休学

病気その他やむを得ない理由のため1ヶ月以上にわたり欠席する場合は「休学」することができる。休学するためには「休学願」を教務課学部担当窓口に提出し、学長の許可を得なければならない。休学の期間は、当該学年のうち1年または学期を区分とし、連続2年、通算4年を限度とする。なお、休学期間は在学年数に含まれないため、半年または1年間休学すると卒業が半年以上遅れることになる。

※国士舘大学学則第 18 条、国士舘大学学籍管理規程第 7 条、国士舘大学納入金規程第 6 条・第 7 条参照

【休学時の学費と休学費】

休学期間	休学願の提出	前期学費等	後期学費等	休学費
年間	学期の開始から 1 ヶ月以内	免除	免除	20,000円
十旧	学期の開始から 1 ヶ月以降	全額納入	免除	20,000円
半期休学	学期の開始から 1 ヶ月以内	免除	全額納入 (秋期復学の場合)	20,000円
春期	学期の開始から 1 ヶ月以降	全額納入	全額納入 (秋期復学の場合)	_
半期休学	学期の開始から 1 ヶ月以内	全額納入	免除	20,000円
秋期	学期の開始から1ヶ月以降	全額納入	全額納入	_

(2) 復学

休学していた者は、休学期間を満了する次の期に「復学」することができる。復学する場合には、 休学期間満了前に「復学願」を教務課学部担当窓口に提出しなければならない。

※国士舘大学学則第 18 条、国士舘大学学籍管理規程第 7 条、国士舘大学納入金規程第 6 条·第 7 条参照

(3) 退学

病気その他理由により大学を辞めることを「退学」という。健康上の理由や経済的理由、進路変更などにより退学する場合には「退学願」を教務課学部担当窓口に提出し、学長の許可を得なければならない。なお、退学する場合でも、退学が許可された時期に応じて学費を納入しなければならない。学費が納入されていない場合は「除籍」となる。

退学願の提出	休学願の提出
春期開始後1ヶ月以内	全額免除 (新入生・再入学生・復籍者及び当該年度に 編転入学・転部等した者を除く)
春期開始後 1 ヶ月以降から 秋期開始後 1 ヶ月以内	後期学費等は免除 (前期学費は納入)
秋期開始後1ヶ月以降	全額納入

学生が本大学の規則に背き又は学生の本分に反する行為をした時は、懲戒処分として退学させ られることがある。

※国十舘大学学則第 19 条·第 73 条、国十舘大学学籍管理規程第 8 条、国十舘大学納入金規程第 8 条·第 9条参照

(4) 再入学

退学・除籍となった者が、再入学を希望する場合は、学年が始まる2ヶ月前までに「再入学願」 を教務課学部担当窓口に提出し、選考の上、学長の許可を得なければならない。(ただし、退学の 理由や修学の意思等を審議するため、必ず認められるとは限らない。

再入学が認められた場合は、指定された期日までに再入学する年度の入学金及び学費を納入す るものとする。また、これまでに修得した単位は有効であり、退学・除籍時の学年に戻ることが できる。(ただし、単位は一部認められない場合もある。)

※国士舘大学学則第19条、国士舘大学学籍管理規程第8条、国士舘大学納入金規程第8条、第9条参照

(5) 除籍

下記に該当する場合は、「除籍」となり学籍を失うことになる。

- ①在学年限が8年を超えた者
- ②休学期間を超えた者
- ③正当な理由がなく、無届で3月以上連続して欠席した者
- ④正当な理由がなく、所定の期日までに学費等定められた納入金を納入しない者
- ※国士舘大学学則第20条、国士舘大学学籍管理規程第9条参照

(6) 復籍

除籍(上記4の①及び②の場合を除き)された者が復籍を願い出る場合は、除籍された日から 2ヶ月以内に未納学費を納入のうえで「復籍願」を教務課学籍担当窓口に提出し、学長から許可さ れた者は復籍が認められる。

なお、除籍後2ヶ月以上経過した学生の願い出については、再入学の取扱いとなり、学長の許 可を得なければならない。

※国士舘大学学則第20条、国士舘大学学籍管理規程第8条·第9条、国士舘大学納入金規程第11条参照

学費の納入

(1) 納入依頼書の発送時期と内容

		1 回目	2 回目			
	発送時期	内容	発送時期	内容		
新入生 (転部・再入学 含む)	合格通知と 同時に送付	入学金 年間分 前期分 (入学金と年間分もしくは前期分 のいずれかを選択し納入する)	8月末〜9月上旬 (1回目に入学金と前 期分を納入された方 を対象)	後期分		
在学生	3月末~ 4月上旬	年間分 前期分 (年間分もしくは前期分のいずれ かを選択し納入する)	8月末〜9月上旬 (1回目に前期分を納 入された方を対象)	後期分		

(2) 納入期限

	1回目(年間分または前期分)	2回目(後期分)
新入生 (転部・再入学含む)	手続き締切日まで (「入学手続の手引」に記載)	10月1日 (延納制度を利用した場合 12月1日)
在学生	5月1日 (延納制度を利用した場合7月1日)	10月1日 (延納制度を利用した場合 12月1日)

[※]納入期限が金融機関休業日にあたる場合は、翌営業日までに手続きをすること。

(3) 納入方法

大学所定の「振込依頼書」を使用して金融機関窓口から電信扱いで納入する。

※現金書留等による送金や、大学窓口での現金納入はできない。

ATM・インターネットバンキングを利用する場合は、「振込依頼書」左側中央部の太枠内に記 載されている(1)識別番号および(2)学生氏名を振込依頼人名に必ず入力すること。払出口座 の名義のみで振り込まれた場合、学生個人を特定できず未納扱いの原因となるので注意すること。

※(1)識別番号は、振込依頼書に記載されている7で始まる10桁の数字を指す。入力の際は注意すること。 ※領収書が発行されないため、ATM を利用された場合は ATM 利用控え、インターネットバンキングの 場合は、振込手続き完了画面等を印刷し保管すること。

(4) 延納制度について

学業を継続する意思があり、やむを得ない事情等で納入期限までに納入できない場合は、延納 制度を利用すると納入期限を2ヶ月延ばすことができる。(ただし、新入生(転部・再入学含む) の前期分学費は対象とならない。)

○延納の手続方法

各期の納入期限までに「学費延納願」を学生・納入者の連名・押印の上、教務課学部担当窓口 へ提出すること。「学費延納願」の用紙は、学生本人が教務課学部担当窓口に請求、または大学 ホームページからダウンロードする。

- ※各期の納入期限を過ぎた場合、延納は認められない。
- ※前期に延納願を提出している場合でも、後期分の延納を希望する場合は、後期分の延納願を改めて提出 すること。
- ※延納が認められた場合、納入期限を延長した振込依頼書を前期分は6月中旬頃、後期分は11月中旬頃 に再送する。

学則・諸規程

国士舘大学学則

目 次

第1章 総則(第1条~第4条)

第2章 通則(第5条~第39条)

第1節 学年・学期及び休業日(第5条~第7条)

第2節 入学、転学、留学、休学、退学及び除籍等(第8条~第20条)

第3節 入学検定料及び入学金等(第21条~第24条)

第4節 教職員組織(第25条~第29条)

第5節 教授会、学部長会及び委員会(第30条~第36条)

第6節 附属施設等 (第37条·第38条)

第7節 附置研究所等(第39条)

第3章 学部(第40条~第75条)

第1節 修業年限及び授業科目(第40条・第41条)

第2節 履修方法、試験及び単位認定(第42条~第51条)

第3節 卒業及び学位(第52条・第53条)

第4節 教科・教職に関する科目(第54条~第56条)

第5節 科目等履修生、聴講生、研究生及び委託学生(第57条~第68条)

第6節 外国人留学生及び交換留学生(第69条~第70条)

第7節 公開講座(第71条)

第8節 賞罰 (第72条·第73条)

第9節 奨学制度(第74条)

第10節 学生寮(第75条)

第4章 雑則(第76条)

附則

第 章 総 則

■目 的

第1条 国士舘大学(以下「本大学」という。) は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、 建学の精神に則り、学術の中心として、広く 知識を授け、深く専門の学芸を教授研究する とともに、歴史と伝統をたっとび、心身を錬 磨し、誠意・勤労・見識・気魄の徳性を養い、 もって道義日本を建設し人類の福祉に貢献す る有為の人材を養成することを目的とする。

■自己点検・評価

第1条の2 本大学は、教育研究水準の向上を図 り、前条の目的及び社会的使命を達成するた め、本大学における教育研究活動の状況につ 第3条 大学院については、別に定める。 いて自ら点検及び評価を行うものとする。

2 自己点検・評価の項目、実施に関する組織及 び、運営等については別に定める。

■組 織

第2条 本大学に次の大学院研究科、学部及び学 科を置く。

大学院

政治学研究科

経済学研究科

経営学研究科

スポーツ・システム研究科

救急システム研究科

工学研究科

法学研究科

総合知的財産法学研究科

人文科学研究科

グローバルアジア研究科

政経学部

政治行政学科

経済学科

体育学部

体育学科

武道学科

スポーツ医科学科

こどもスポーツ教育学科

理工学部

理工学科

法学部

法律学科

現代ビジネス法学科

文学部

教育学科

史学地理学科

文学科

21 世紀アジア学部

21 世紀アジア学科

経営学部

経営学科

■大学院の規定

■学生定員

第4条 各学部における学科等の学生定員は、次 のとおりとする。

学部	学科				入学 定員 (人)	3年次 編入学 定員 (人)	収容定員(人)
政経	政治	计行!	政学	科	175	_	700
学部	経	済	学	科	360	-	1,440
	体	育	学	科	220	_	880
体育	武	道	学	科	90	_	360
学部	スポ	ーツ[医科:	学科	150	15	630
	こど 教	もス 育	、ポ- 学	-ツ 科	80	_	320
理工 学部	理	エ	学	科	335	_	1,340
法学部	法	律	学	科	200	_	800
広子 即	現代と	ごジネ	ス法	学科	200	_	800
	教育	中等	教育	課程	80	_	480
文学部	学科	初等	教育	課程	40	_	400
文子即	史学	地	理学	科	170	_	680
	文	学	5	科	100	_	400
21 世紀 アジア 学部	21 世学	世紀	アシ	ア 科	350	_	1,400
経営 学部	経	営	学	科	270		1,080
	Ē	†			2,820	15	11,310

第2章 通 則

第1節 学年・学期及び休業日

■学 年

- 第5条 春期入学者の学年は、4月1日に始まり、 翌年3月31日に終わる。
- 2 秋期入学者の学年は、9月16日に始まり、 翌年9月15日に終わる。

■学 期

- 第6条 学年は、次の2期に分ける。
 - 春 期 4月1日から9月15日まで 秋 期 9月16日から翌年3月31日まで
- 2 前項の期日は、必要に応じ、変更することができる。

■休業日

- 第7条 休業日は、次のとおりとする。
 - 日曜日
 - 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - 創立記念日 11月4日
 - 春季休業3月21日から3月31日まで夏季休業8月1日から9月15日まで冬季休業12月24日から翌年1月7日まで
- 2 前項の休業期間及び期日は、授業又は行事等の都合により、変更することができる。
- 3 第1項に定める休業日のほか、必要に応じ、 臨時に休業日を設けることができる。

第2節 入学、転学、留学、休学、退学及び除籍等

■入学時期

第8条 本大学の入学は、第6条に規定する各期 の始めとする。

■入学資格

- 第9条 本大学に入学することのできる者は、次 の各号の一に該当する者でなければならない。
 - (1)高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - (2)通常の課程による 12年の学校教育を修了した者
 - (通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)

- (3)外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者
- (4)文部科学大臣が高等学校の課程と同等の 課程を有するものとして認定した在外教 育施設の当該課程を修了した者
- (5)専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6)文部科学大臣の指定した者
- (7)高等学校卒業程度認定試験規則(平成17 年1月31日文部科学省令第1号)により、 文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認 定試験に合格した者
- (8)その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

■選考の方法

- 第10条 前条による入学志願者について、教授 会の意見を聴き、学長が合格者を決定し、所 定の手続を経た者に入学を許可する。
- 2 選考の方法は、別に定める。

■編入学・転入学

- 第11条 次の各号の一に該当する者で、本大学 へ編入学又は転入学を志願する者について、 学長が合格者を決定し、所定の手続を経た者 に相当年次への編入学又は転入学を許可す るものとする。
 - (1)大学を卒業した者又は退学した者
 - (2)短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
 - (3)学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校の課程を修了若しくは卒業した者
 - (4)学校教育法第132条に定める専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者
 - (5)学校教育法第58条の2に定める高等学校

- の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)
- 2 他の大学に在籍する者が、本大学に転入学を 希望するときは、その大学の承認を得なけれ ばならない。
- 3 選考の方法は、別に定める。

■入学手続

- 第12条 合格通知を受け入学を希望する者は、 指定期日までに、本大学所定の書類を提出し、 かつ、第22条に定める入学金及び学費(以 下「入学金等」という。)を納入しなければ ならない。
- 2 指定の期日までに手続を完了しないときは、 入学を許可しない。

■保証人

- 第13条 学生は、入学に際し、保証人を設けなければならない。
- 2 保証人は、学生の父又は母とし、その双方を 欠くときは、これに準ずる者とする。
- 3 保証人は、その保証する学生が在学中に遵守 すべき事項について責任を負うものとする。
- 4 保証人は、その住所等に異動があったときは、 直ちに届出なければならない。
- 5 保証人を変更するときは、速やかに届出なければならない。

■他大学への入学等

第14条 学生が他大学へ入学又は転入学を志望するときは、学長の許可を得なければならない。

■転学部・転学科

第15条 学生が転学部、転学科を志望するときは、春期の始めに限り、学部で選考の上、学長が許可するものとする。

■外国留学

- 第16条 学生が外国の大学又は短期大学に留学を志望するときは、学長の許可を得なければならない。
- 2 外国の大学及び短期大学において修学する期

- 間は、原則として1年とする。
- 3 留学の許可を得た者が、留学した大学又は短期大学において修得した単位については、教授会の議を経て、60単位を限度として本大学において修得したものとみなすことができる。
- 4 学生の外国留学については、前3項によるほか、必要な事項は別に定める。

■欠席届

- 第17条 学生が病気その他やむを得ない理由の ため欠席するときは、理由を付して、届出る ものとする。
- 2 欠席が7日以上にわたるときは、理由を付して、保証人と連署の上、届出るものとする。

■休学及び復学

- 第 18 条 学生が病気その他やむを得ない理由の ため 1 月以上にわたり欠席する場合は、許可 を得て休学することができる。
- 2 休学しようとするときは、休学願を提出し、 学長の許可を得なければならない。
- 3 休学期間は、在学年数に算入しない。また、 休学は通算8回を超えることができない。
- 4 休学は、その学年を超えることができない。 ただし、特別の事情があるときは、許可を得 て引続き1年もしくは第6条に規定する春期 又は秋期まで延長することができる。
- 5 復学の時期は、第6条に規定する各期の始め とする。
- 6 復学の手続については、第2項の規定を準用 する。

■退学及び再入学

- 第19条 学生が病気その他の理由により退学しようとするときは、保証人と連署の上、理由を付して退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。
- 2 前項の規定によって退学した者が、再入学を 願い出たときは、学長の許可を得なければな らない。
 - 3 第73条第2項の規定によって退学処分を受けた者の再入学については、特に反省が顕著であると認められる場合に限り、学長が再入学を許可するものとする。
- 4 再入学の時期は、第6条に規定する各期の始

めとする。

5 再入学の手続については、第12条及び第13 条の規定を準用する。

■除籍及び復籍

- 第20条 学生が、次の各号の一に該当するとき 第25条 本大学に、学長を置く。 は、学長が除籍する。
 - (1)第41条に規定する在学年限を超えた者
 - (2)第18条第4項に規定する休学期間を超え
 - (3)下当な理由がなく、無届で3月以上連続し て欠席した者
 - (4)正当な理由がなく、所定の期日までに学費 等定められた納入金を納入しない者
- 2 除籍の場合は、保証人に通知するものとする。 ■学部長等
- 3 第1項の規定により除籍された者が、復籍を 第27条 各学部に学部長を置く。 願い出たときは、第1号及び第2号の場合を 除き事情を調査の上、学長が復籍を許可する ものとする。
- 4 復籍の手続については、別に定める。

第3節 入学検定料及び入学金等

■入学検定料

第21条 本大学に入学を志望する者は、別表第 12 に定める入学検定料を納入しなければな らない。

■納入金

- 第22条 納入金とは、別表第13から別表第16 に定める入学金等及び別に定める諸費をいう。
- 2 納入金は、別に定めるところにより、所定の ■職 員 期日までに納入しなければならない。
- 3 高学年学生(5年次生以上)の学費は、別に 定めるところにより、減免する。

■納入金の改定

第23条 納入金の改定が行われた場合、在学生 には適用しないものとする。ただし、諸費に ついては、特別の事情があるときは、在学生 にも適用することができる。

■入学検定料及び入学金等の返還

第24条 既に納入した入学検定料及び入学金は 返還しない。ただし、学費及び諸費等につい ては、特別な場合に限り返還することができ

第4節 教職員組織

■学 長

2 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統 督する。

■副学長

第26条 本大学に、副学長を置くことができる。

- 2 副学長は、教学全般について学長を補佐する。
- 3 副学長の選任等については、別に定める。

■教 員

第28条 本大学に教授、准教授及び講師を置く。

- 2 本大学に助教を置くことができる。
- 3 本大学に別に定めるところにより、特任教授 を置くことができる。
- 4 本大学に別に定めるところにより、客員教授 を置くことができる。

■名誉教授

第28条の2 本大学に、多年勤務した者であって、 教育上又は学術上特に功績のあった者に対 し、別に定めるところにより、名誉教授の称 号を授与することができる。

第29条 本大学に事務職員、技術職員及びその 他必要な職員を置く。

第5節 教授会、学部長会及び委員会

■教授会の構成

- 第30条 本大学各学部に教授会を置き、専任教 授をもって構成する。ただし、必要と認めら れる場合は、准教授及び専任講師を加えるご とができる。
- 2 学長及び副学長は、教授会に出席することが できる。

■教授会の招集

第31条 教授会は、学部長が招集し、議長となる。 2 学部長等は、所属教授会構成員の3分の1以 上から会議に付議すべき事項を示して教授会 の開催を求められた場合には、教授会を招集 しなければならない。

■教授会の成立及び議決

第32条 教授会は、構成員の過半数の出席に よって成立し、その議決は、出席者の過半数 による。

■教授会の検討事項

- 第33条 教授会は、学長が次に掲げる事項につ いて決定を行うに当たり、意見を述べるもの とする。
 - (1)学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2)学位の授与
 - (3)前2号に掲げるもののほか、教育研究に関 する重要な事項で、教授会の意見を聴くこ とが必要なものとして学長が別に定めるも
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、教育 研究に関する事項について、学長等の求めに 応じ、意見を述べることができる。

■学部長会

第34条 本大学に、学部長会を置く。

- 2 学部長会は、学長、副学長、各学部長をもっ て構成し、2 学部以上にわたる教学に関する 共通事項について協議し、各学部等相互の意 見の調整をはかるものとする。
- 3 学部長会の運営については、別に定める。

■委員会

第35条 本大学に、学長の諮問機関として委員 会を置くことができる。

■応急措置

第36条 学長は、非常変災その他急迫の事情が あるときには、教学に関して臨機の措置をと ることができる。このときは、速やかに教授 会に報告するものとする。

第6節 附属施設等

第37条 削除

■国際交流センター

第37条の2 本大学に、国際交流センターを置く。 2 国際交流センターについては、別に定める。

■図書館・情報メディアセンター

- 第37条の3 本大学に、図書館・情報メディア ヤンターを置く。
- 2 図書館・情報メディアセンターについては、 別に定める。

■健康管理室

- 第38条 本大学に、健康管理室を設け、教職員 及び学生の保健管理に関する業務のほか、健 康増進に関する指導を行う。
- 2 健康管理室の運営については、別に定める。

第7節 附置研究所等

■附置研究所及び附属研究施設等

- 第39条 本大学に、イラク古代文化研究所、武 道・徳育研究所及び防災・救急救助総合研究 所を附置する。
- 2 前項に規定するもののほか本大学の学部に、 必要に応じて附属研究施設及び学会を置く ことができる。
- 3 第1項に規定された附置研究所及び第2項に 示す附属研究施設等については、別に定める。

第39条の2 削除

第39条の3 削除

■牛涯学習センター

第39条の4 本大学に、生涯学習センターを置く。 2 生涯学習センターについては、別に定める。

■ウエルネス・リサーチセンター

- 第39条の5 本大学に、ウエルネス・リサーチ センターを置く。
- 2 ウエルネス・リサーチセンターについては、 別に定める。

第3章 学 部

第1節

教育課程の教育研究上の目的、授業科目及び修業年限・在学年限

■教育研究上の目的・授業科目

- 第40条 本大学が設置する学部等の教育研究上の目的並びに学部において開設する授業科目、単位数及び開設年次等は、次のとおりとする。
 - (1)政経学部は、別表第1
 - (2)体育学部は、別表第2
 - (3)理丁学部は、別表第3
 - (4)法学部は、別表第4
 - (5)文学部は、別表第5
 - (6) 21 世紀アジア学部は、別表第6
 - (7)経営学部は、別表第7
- 2 授業科目について、特別の事情があるときは、 学部の定めるところにより他学部又は他学科 に属する科目をもって充てることができる。
- 3 第1項の別表第1から同第7に定める授業科目のほか、必要に応じて特別講義、演習又は 随意科目を開設することができる。

■修業年限・在学年限

- 第41条 学部の修業年限(修業期間)は、4年 (8期)とする。ただし、8年(16期)を超 えて在学することはできない。
- 2 編入学及び転入学した者は、当該修業年限 (修業期間)の2倍に相当する年数(期数) を超えて在学することはできない。
- 3 再入学した者は、再入学以前の在学年数(在 学期数)を加えて8年(16期)を超えることはできない。

第2節 履修方法、試験及び単位認定

■履修要領

- 第42条 第40条に定める各授業科目の履修要領 及び卒業所要単位は、別表第8に定めるとお りとする。
- 2 学生が、第40条第2項のほかに科目の履修 を希望するときは、当該学部に申し出て承認 を得た後履修することができ、修得した単位 は卒業所要単位に算入することができる。

■他の大学又は短期大学における授業科目の履修

- 第43条 本大学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議により、本大学の学生の当該大学又は短期大学の授業科目の履修を認めることができる。また、当該大学又は短期大学の学生を本大学において特別聴講生として履修させることができる。
- 2 本大学の学生が前項の規定により、履修した 授業科目について修得した単位を、60単位 を超えない範囲で、本大学において修得した ものとみなすことができる。

■大学以外の教育施設等における学修

- 第43条の2 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項により与えることのできる単位数は、第 16条第3項及び前条第2項により本大学に おいて修得したものとみなす単位数と合わ せて60単位を超えないものとする。

■外国で教育を受けた学生に対する履修の特例

第44条 外国人留学生及び外国人留学生以外の 学生で、外国において相当期間、中等教育を受けた者の教育について必要があると認めると きは、日本語に関する科目及び日本事情に関する科目を開設し、履修させることができる。

■教員免許状及び諸資格

- 第45条 教育職員の免許状を得ようとする者の 履修要領は、第54条、第55条及び第56条 による。
- 2 司書、司書教諭、学校司書、博物館学芸員及び社会教育主事補の資格を得ようとする者は、それぞれ別表第9及び第9の2に定める科目の単位を修得しなければならない。
- 3 測量士補の資格を得ようとする者は、別に定める科目の単位を修得しなければならない。

■履修届

第46条 学生は、春期の始めに、当該学年に履

修する科目を選定して届出なければならない。 ただし、第6条に規定する秋期の始めとする ことができる。

■単位の基準

- 第47条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
 - (1)講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2)演習については、15 時間又は30 時間の授業をもって1単位とし、外国語については、30 時間の授業をもって1単位とする。
 - (3)実験、実習及び実技については、30時間 又は45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価し単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

■多様なマルチメディアによる授業の方法

第47条の2 本大学は、文部科学大臣が別に定めるところによって、前条に規定する講義、演習、実験、実習又は実技による授業を、多様なマルチメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

■試 験

- 第48条 履修した授業科目については、定期に おける授業科目の履修とみなし、単位を与え 試験を行う。ただし、授業科目によっては、平 ることができる。 第0成績をもって試験にかえることができる。 3 前2項により修得したものとみなし、又は与
- 2 やむを得ない理由によって定期の試験を受けなかった者については、教授会の承認を得て、 追試験を受けることができる。
- 3 納入金未納の者は、試験を受けることができない。

■成績評価

第49条 各授業科目は、成績によって合格、不

- 合格を決める。
- 2 成績評価は、優、良、可及び不可と表記し、 優、良、可を合格、不可を不合格とする。また、単位認定を認と表記することができる。
- 3 評価基準は 100 点を満点とし、80 点から 100 点を優、70 点から 79 点を良、60 点から 69 点を可とし、59 点以下は不可とする。
- 4 学業成績を総合的に判断する指標として、Grade Point Average (以下「GPA」という。)を用いる。なお、GPA に関しては、別に定める。

■単位認定及び再履修

- 第50条 各授業科目の試験に合格した者には、 当該科目所定の単位を与える。ただし、各授 業科目について出席すべき時間数(試験時間 数を含む。)の3分の2以上の出席がなけれ ばならない。
- 2 単位の修得ができなかった科目については、 あらためて、その科目を履修しなければ受験 することができない。

■入学前の既修得単位等の認定

- 第51条 大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)を卒業し、あるいは中途退学して新たに第1年次に入学した学生の既修得単位については、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で本大学において修得したものとみなすことができる。
 - ただし、このことによって修業年限を短縮することはできない。
- 2 本大学は、教育上有益と認めるときは、本大学の学生が本大学に入学する前に行った第43条の2第1項に規定する学修を本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、第16条第3項及び第43条第2項並びに第43条の2第2項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

TO THE STATE OF TH

第3節 卒業及び学位

■卒 業

- 第52条 本大学に4年(8期)以上在学して、 所定の授業科目を履修し、定められた単位数 を修得した者は、卒業とする。
- 2 卒業の時期は、第6条に規定する各期の終り とする。

■学 位

第53条 本大学を卒業した者には、次の区分に より学士の学位を授与する。

政経学部

政治行政学科 学士(政治学) 経済学科 学士(経済学)

体育学部

 体育学科
 学士(体育学)

 武道学科
 学士(武道学)

スポーツ医科学科

学士(スポーツ医科学)

こどもスポーツ教育学科

理工学部

理工学科 学士(工学)、

学士 (理学)

学十(体育学)

法学部

法律学科 学士(法学)

現代ビジネス法学科

学士(法学)

文学部

教育学科 学士(文学)

 史学地理学科
 学士(文学)

 文学科
 学士(文学)

21 世紀アジア学部

21 世紀アジア学科

学士 (アジア学)

経営学部

経営学科 学士(経営学)

第4節 教科・教職に関する科目

■教職科目の設置

- 第54条 本大学各学部、学科に、教員免許状授 与の所要資格を得させるための課程を置く。
- 2 課程の認定を受けた学部、学科における免許

状の種類及び各免許教科は、別表第 10 のと おりとする。

■教職科目の履修

第55条 前条第2項に示す教員免許状を得ようとする者は、所属する学部、学科において開設する教員免許状の取得に必要な授業科目について、本大学で定める所定の単位を修得しなければならない。

■教職科目の配当

第56条 本大学で開設する教科及び教職に関する科目のうち教職に関する科目は、別表第11のとおりとする。

第5節 科目等履修生、聴講生、研究生 及び委託学生

■科目等履修生の入学

- 第57条 本大学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修する者(以下「科目等履修生」という。)が本大学に開設された授業科目について、受講を願い出たときは、当該学部で選考の上、正規の課程の学生の学修を妨げない範囲で、学長が入学を許可するものとする。
- 2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

■科目等履修牛の単位の認定

第58条 科目等履修生が、履修科目の受講を修 了し所定の試験に合格(試験によらない場合 の成果の評価を含む。)したときは、その科 目の単位を認定し、単位認定書を授与する。

■科目等履修生の在学年限

第59条 科目等履修生として在学した年限は、 正規の課程の在学年限(在学期限)に算入す ることはできない。

■科目等履修牛の教免申請

第60条 学部を卒業して科目等履修生となった 者が、第55条に規定する単位を修得した場合は、教員免許状を申請することができる。

■科目等履修生の規定の準用

第61条 科目等履修生に関して、第57条から前 条までに規定した以外の事項で、科目等履修 生に関して必要な事項は、当該学部の正規の 課程の学生に適用する規定を準用する。

■聴講牛

- 第61条の2 本大学で開講している授業科目の 聴講を希望する者(以下「聴講生」という。) があるときは、当該学部で選考の上、正規課 程の学生の学修を妨げない範囲で、学長が聴 講を許可するものとする。
- 2 聴講生について必要な事項は、別に定める。

■研究生の入学

- 第62条 本大学で特定の課題について研究をすすめようと希望する者があるときは、当該学部で選考の上、正規の学生の学修を妨げない範囲において、学長が研究生として入学を許可するものとする。
- 2 研究生について必要な事項は、別に定める。

■研究生の聴講

第63条 研究生は、指導教授の承認を得て、学 部の講義、演習及び実験等を聴講することが できる。

■研究証明

第64条 研究生として相当の成績をおさめた者 には、研究証明書を与える。

■研究期間

第65条 研究生の研究期間は、1年もしくは第6 条に規定する春期又は秋期とする。ただし、 事情によって期間の延長を願い出ることがで きる。

■研究生の規定の準用

第66条 第62条から第65条までの規定及び研究生に関する他の規定以外の事項で、研究生に関して必要な事項は、当該学部の正規の学生に適用する規定を準用する。

■委託学生の入学

第67条 委託学生とは、官公庁その他の団体等

- の委託に基づき、第10条の規定によらないで、本大学において学修を許可された学生をいう。
- 2 委託学生として入学を希望する者に対しては、 正規の学生の学修を妨げない範囲で、当該学 部で選考の上、学長が許可するものとする。

■委託学生の取扱

- 第68条 前条の規定による委託学生で、正規の 課程の履修を希望する者は、第9条の規定に よる入学資格を有するものでなければならな い。この場合の履修要領及び卒業等について は、正規の課程の学生に適用する規定による。
- 2 前条の規定による委託学生で、科目等履修生として入学を希望する者は、第57条から第61条までの規定を準用する。ただし、第57条に定める入学資格のない者であっても、科目等履修生として入学を許可することができる。

第6節 外国人留学生及び交換留学生

■外国人留学生の入学

第69条 外国人留学生で本大学に入学を志願する者に対しては、選考の上、所定の手続を経た者に入学を許可する。

■交換留学生

- 第69条の2 本大学は、本大学との協定に基づき、 外国の大学又は短期大学の学生が本大学の 授業科目を履修する場合は、交換留学生とし て受け入れることができる。
- 第65条 研究生の研究期間は、1年もしくは第6 2 交換留学生について、必要な事項は別に定め 条に規定する寿期又は利期とする。ただし。 る。

■外国人留学生の取扱

- 第70条 外国人留学生で、前条の規定により正規の課程に入学を希望する者は、第9条による入学資格を有するものでなければならない。
- 2 前項に定める外国人留学生の履修要領及び 卒業等については、正規の学生に適用する規 定による。
- 3 外国人留学生の取扱いについて、必要な事項は別に定める。

第7節 公開講座

■公開講座

- 第71条 本大学は、正規の授業科目以外に、必要に応じて特別の講座を設けて、一般に公開することができる。
- 2 公開講座に関する規程は、別にこれを定める。

第8節 賞 罰

■表 彰

第72条 本大学の学生で、人物及び学業の優秀 な者又は表彰に該当する行為のあった者は、 学長が表彰する。

■懲戒

- 第73条 学生が、本大学の規則に背き又は学生 の本分に反する行為をしたときは、その都度 懲戒委員会を設けて審議し、学長が懲戒を行 う。
- 2 懲戒は、戒告、停学及び退学とし、退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1)性行不良で改善の見込がないと認められるもの
- (2)学業を怠り、成業の見込がないと認められるもの
- (3)正当な理由がなく、出席が常でないもの
- (4)大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反したもの
- 3 前項の規定によって停学又は退学を命じたときは、その旨を保証人に通知する。
- 4 懲戒委員会の構成等については、別に定める。

第9節 奨学制度

■奨学制度

第74条 本大学に奨学制度を設ける。

2 奨学制度に関しては、別に定める。

第10節 学生寮

■学生寮

第75条 本大学に学生寮を置く。

2 学生寮に関しては、別に定める。

第4章 雑 則

■雑 則

第76条 この学則の施行に関し必要な事項は、 別に定める。

附 則

- 1 本学則は、昭和33年4月1日から施行する。
- 2 本学則は、昭和36年4月1日から施行する。
- 3 本学則は、昭和37年4月1日から施行する。
- 0 本子別は、四位の十年月1日かり肥けする
- 4 本学則は、昭和38年4月1日から施行する。
- 5 本学則は、昭和39年4月1日から施行する。
- 6 本学則は、昭和 40年4月1日から施行する。
- 7 本学則は、昭和41年4月1日から施行する。
- 8 本学則は、昭和44年4月1日から施行する。 9 本学則は、昭和46年4月1日から施行する。
- 10 本学則は、昭和49年4月1日から施行する。
- 11 本学則は、昭和50年4月1日から施行する。
- 12 本学則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 13 本学則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 14 本学則は、昭和53年4月1日から施行する。

- 15 本学則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 16 本学則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 17 本学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 18 本学則は、平成2年4月1日から施行する。 ただし、平成2年度から平成5年度において 政経学部二部の総定員は、第4条の規定にか かわらず、次のとおりとする。

	平成 2 年度	平成 3 年度	平成 4 年度	平成 5 年度
政治学科	850	900	950	1,000
経済学科	650	700	750	800

19 本学則は、平成3年4月1日から施行する。 ただし、平成3年度から平成11年度の間に おける工学部及び法学部の入学定員については、第4条の規定にかかわらず、下表のとおりとする。

	工学部					
機械工学科	建築学科	法律学科				
80	80	80	80	300		

また、学則第54条、第55条及び第56条の 規定は、平成2年度入学生から適用する。

- 20 本学則は、平成3年9月18日から施行する。 ただし、第53条の規定は、平成3年7月1 日から適用する。
- 20-2 平成3年3月以前の本学卒業生に対する学士の称号は、第53条の規定による学士の学位とみなす。
- 21 本学則は、平成4年4月1日から施行する。 ただし、平成4年度から平成11年度の間に おける政経学部一部、体育学部及び文学部の 入学定員については、第4条の規定にかかわ らず、下表のとおりとする。

政経学部一部	経済学科	300人
以在子即一即	経営学科	250 人
体育学部	体育学科	300人
	教育学科 倫理学専攻	30人
文学部	史学地理学科 国史学専攻 東洋史学専攻 地理学専攻	70 人 40 人 60 人
	文学科 中国文学専攻 国語国文学専攻	30 人 70 人

- 22 本学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 23 本学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 24 本学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 25 本学則は、平成8年4月1日から施行する。 ただし、改正後の第41条1項と3項の別表 第1、第2、第3、第4、第5、第6及び第42 条1項、第44条、第51条の定めにかかわら ず、平成7年4月1日以前の入学生について は、なお従前の例による。
- 26 本学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 27 本学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 28 本学則は、平成11年4月1日から施行する。

附則

- この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 学則第4条の規定にかかわらず、次の表の学

部の学科等の平成 12 年度から平成 16 年度間 における入学定員については、次の表のとおりとする。

		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
政経学部	経済学科	280	260	240	220	200
一部	経営学科	230	210	190	170	150
体育学部	体育学科	210	195	180	165	150
	機械工学科	80	80	80	80	80
工学部	電気電子工学科	80	80	80	80	80
	土木工学科	80	80	80	80	80
	建築学科	80	80	80	80	80
法学部	法律学科	285	270	255	240	225
	教育学科 倫理学専攻	30	30	30	30	30
文学部	史学地理学科 国史学専攻 東洋史学専攻 地理学専攻	70 40 60	70 40 60	70 40 60	70 40 60	70 40 60
	文学科 中国文学専攻 国語国文学専攻	30 70	30 70	30 70	30 70	30 70

附則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 工学部の電気工学科は、改正後の学則第2条、 第4条、第41条第3項第4号、第42条第1 項、第53条及び第54条第2項の規定にかか わらず、平成13年3月31日に当該学科に在 学するものが当該学科に在学しなくなるま での間、存続するものとする。
- 3 学則第4条の規定にかかわらず、次の表の学 部の学科等の平成13年度から平成16年度の 間における入学定員については、次の表のと おりとする。

		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
政経学部	経済学科	280	260	240	220	200
一部	経営学科	230	210	190	170	150
体育学部	体育学科	210	195	180	165	150

	機械工学科	80	80	80	80	80
<u>>></u> 4 +0	電気電子工学科	80	80	80	80	80
工学部	土木工学科	80	80	80	80	80
	建築学科	80	80	80	80	80
法学部	法律学科	285	245	230	215	200
文学部	教育学科 倫理学専攻	30	30	30	30	30
	史学地理学科 国史学専攻 東洋史学専攻 地理学専攻	70 40 60	70 40 60	70 40 60	70 40 60	70 40 60
	文学科 中国文学専攻 国語国文学専攻	30 70	30 70	30 70	30 70	30 70

4 学則第41条第3項第4号に定める別表第4 電気電子丁学科の教職課程教科「情報」に関 する科目については、在学生に対し適用し、 履修学生の年次以下に開設している科目を履 修することができる。

附 則

- 1 *こ*の学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 丁学部の機械丁学科、十木丁学科、建築学科 は、改正後の学則第2条、第4条、第41条 第3項第4号、第42条第1項、第53条及び 第54条第2項の規定にかかわらず、平成14 年3月31日に当該学科に在学するものが当 該学科に在学しなくなるまでの間、存続する ものとする。
- 3 学則第4条の規定にかかわらず、次の表の学 部の学科等の平成 14 年度から平成 16 年度の 間における入学定員については、次の表のと おりとする。

		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
政経学部	経済学科	240	220	200
一部	経営学科	190	170	150
体育学部	体育学科	180	165	150
	機械情報工学科	80	80	80
	電気電子工学科	80	80	80
工学部	都市システム 工学科	80	80	80
	建築デザイン 工学科	80	80	80

法学部	法律学科	230	215	200
	教育学科 倫理学専攻	30	30	30
文学部	史学地理学科 国史学専攻 東洋史学専攻 地理学専攻	70 40 60	70 40 60	70 40 60
	文学科 中国文学専攻 国語国文学専攻	30 70	30 70	30 70

附則

- この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 政経学部一部及び政経学部二部の各学科は、 改正後の学則第2条、第4条、第41条第1 項第1号、第42条第1項、第53条及び第 54条第2項の規定にかかわらず、平成15年 3月31日に当該学科に在学するものが当該 学科に在学しなくなるまでの間、存続するも のとし、改正後の規定にかかわらず、なお従 前の例による。
- 3 学則第4条の規定にかかわらず、次の表の学 部の学科等の平成 15 年度から平成 16 年度の 間における入学定員については、次の表のと おりとする。

		平成 15 年度	平成 16 年度
政経学部	経済学科 昼間主コース	240	220
以社子印	経営学科	230	210
体育学部	体育学科	165	150
	機械情報工学科	80	80
工学部	電気電子工学科	80	80
工子印	都市システム工学科	80	80
	建築デザイン工学科	80	80
法学部	法律学科	215	200
	教育学科 倫理学専攻	30	30
文学部	史学地理学科 国史学専攻 東洋史学専攻 地理学専攻	70 40 60	70 40 60
	文学科 中国文学専攻 国語国文学専攻	30 70	30 70

附則

この学則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行す

附則

- この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。 **附**
- 2 文学部の史学地理学科国史学専攻及び地理学 専攻並びに文学科中国文学専攻及び国語国文 学専攻は、改正後の学則第2条、第4条、第 41条第1項第5号、第42条第1項、第53 条及び第54条第2項の規定にかかわらず、 平成 16年3月31日に当該専攻に在学するも のが当該専攻に在学しなくなるまでの間、存 続するものとし、改正後の規定にかかわらず、 なお従前の例による。

附則

この学則は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。 **附 則**

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行す る。

附則

この学則は、平成17年10月1日から施行す

附則

- 1 *こ*の学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 法学部の現代ビジネス法学科昼間主コース及 び夜間主コースは、改正後の学則第2条、第 4条、第41条第1項第4号、第42条第1項、 附 則 第53条及び第54条第2項の規定にかかわら ず、平成18年3月31日に当該コースに在学 する者が当該コースに在学しなくなるまでの 間、存続するものとし、改正後の規定にかか わらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 *こ*の学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 丁学部の機械情報丁学科、電気電子丁学科、 都市システム工学科及び建築デザイン工学科 は、改正後の学則第2条、第4条、第41条 第1項第3号、第42条第1項、第53条及び 第54条第2項の規定にかかわらず、平成19

年3月31日に当該学科に在学する者が当該 学科に在学しなくなるまでの間、存続するも のとし、改正後の規定にかかわらず、なお従 前の例による。

- この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 政経学部の政治学科昼間主コース・夜間主 コース及び経済学科昼間主コース・夜間主 コースは、改正後の学則第2条、第4条、第 40条第1項第1号、第42条第1項、第53 条及び第54条第2項の規定にかかわらず、 平成20年3月31日に当該学部に在籍する者 が当該学部に在学しなくなるまでの間、存続 するものとし、改正後の規定にかかわらず、 なお、従前の例による。

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 学則第40条第1項第1号別表第1から同条 同項第5号別表第5の「海外研修」に関する 外国語科目については在学生に対し適用し、 開設科目を履修することができる。

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 学則第40条第1項第4号別表第4の「ス ポーツ法学」に関する科目については在学 牛に対し適用し、開設科目を履修すること ができる。

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 政経学部の経営学科は、改正後の第2条、第 4条、第40条第1項第1号、第53条及び第 54条第2項別表10の規定にかかわらず、平 成23年3月31日に当該学部に在籍する者が 当該学部に在学しなくなるまでの間、存続す るものとし、改正後の規定にかかわらず、な お従前の例による。
- 3 学則第40条第1項第5号別表第5の教育学 専攻及び日本文学・文化専攻の「教職中免 (副免) 社会、国語 | に関する科目について は在学生に対し適用し、開設科目を履修する ことができる。

附則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 学則第40条第1項第2号別表第2の「キャリアアップ実践講座」については在学生に対しても適用し、開設科目を履修することができる。
- 3 学則第40条第1項第4号別表第4の「国際 刑事司法と紛争処理」に関する科目について は在学生に対し随意科目として適用し、開設 科目を履修することができる。

附則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 学則第40条第1項第2号別表第2の「初等 教育実習3(事後指導を含む)」については、 平成24年度入学生から適用し、開設科目を 履修することができる。
- 3 学則第40条第1項第2号別表第2の「教職 実践演習(小・中・高)」については、平成 22年度入学生から適用し、開設科目を履修 することができる。
- 4 学則第40条第1項第4号別表第4の「キャリアデザイン」、「キャリアデザイン I」、「キャリアデザイン I」、「キャリアデザイン II」、「法学特殊講義 I」、「法学特殊講義 I」、「法学特殊講義 II」、「法学特殊講義 II」、「オンターンシップ」及び「ボランティア活動」に関する科目については在学生に対し適用し、開設科目を履修することができる。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 学則第42条別表第8の法学部現代ビジネス 法学科については、平成25年度入学生から 適用する。

附則

- 1 この学則は平成27年4月1日から施行する。
- 2 学則第40条第1項第2号別表第2の「保健 体育科教育論I」については、平成24年度 入学生から適用し、開設科目を履修すること ができる。
- 3 学則第40条第1項第7号別表第7の「経営 TOEIC 英語1」、「経営TOEIC 英語2」、「経 営TOEIC 英語3」及び「経営TOEIC 英語

- 4」については、平成26年度入学生から適用し、科目を履修することができる。又、「経営学史A」及び「経営学史B」については平成23年度入学生から適用し、科目を履修することができる。
- 4 学則第56条別表第11の「教職実践演習 (小・中・高)」については、体育学部こども スポーツ教育学科の平成24年度入学生から 適用し、開設科目を履修することができる。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 政経学部政治学科は、改正後の学則第2条、第4条、第40条第1項第1号、第42条第1項、第53条及び第54条第2項の規定にかかわらず平成28年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとし、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 学則第40条第1項第2号別表第2の「脳神 経外科学」は平成26年度入学生から適用し、 開設科目を履修することができる。
- 4 学則第40条第1項第2号別表第2の「コミュニケーション演習I」、「コミュニケーション演習I」は平成26 年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。
- 5 学則第40条第1項第4号別表第4の「寄附 講座Ⅰ」、「寄附講座Ⅱ」、「寄附講座Ⅲ」、「寄 附講座Ⅳ」及び「寄附講座Ⅴ」は在学生に対 し適用し、開設科目を履修することができる。
- 6 学則第40条第1項第4号別表第4の「資格・ 検定(宅地建物取引士)」、「資格・検定(法 学検定アドバンスト〈上級〉コース)」及び 「資格・検定(法学検定スタンダード〈中級〉 コース)」は在学生に対し適用し、資格等を 取得した場合認定することができる。
- 7 学則第40条第1項第5号別表第5の教育学 科倫理学専攻専門科目「ギリシャ哲学研究」、「中世キリスト教哲学研究」、「英米哲学研究」、「「フランス哲学研究」、「ドイツ哲学研究」、「日本思想研究」、「中国思想研究」、「インド思想研究」、「イスラム思想研究」及び「仏教思想研究」に付された備考は在学生に対し適用する。
- 8 学則第40条第1項第7号別表第7の「特別

講義 I 」、「特別講義 II 」、「特別講義 II 」、「特別講義 II 」、「特別講義 IV 」、「特別書 I

附則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 文学部教育学科教育学専攻、倫理学専攻、初 等教育専攻、史学地理学科考古・日本史学専 攻、東洋史学専攻、地理・環境専攻、文学科 中国語・中国文学専攻及び日本文学・文化専 攻は、改正後の学則第2条、第4条、第40 条第1項、第42条第1項、第53条及び第 54条第2項の規定にかかわらず平成29年3 月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻 に在学しなくなるまでの間、存続するものと し、改正後の規定にかかわらず、なお従前の 例による。

附則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 学則第40条第1項第1号別表第1の「経済 特別講義VA」「経済特別講義VB」は在学 生に対し適用し、開設科目を履修することが できる
- 3 学則第40条第1項第7号別表第7の「会計 史A」、「会計史B」、「イノベーション論A」 及び「イノベーション論B」は平成28年度 入学生から適用し、開設科目を履修すること ができる。また、「特別講義X」及び「特別 講義X」は平成26年度入学生から適用し、 開設科目を履修することができる。

附則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 学則第40条第1項第1号別表第2のスポーツ医科学科専門科目「救急処置実習B(病院内実習)」は平成28年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。
- 3 学則第40条第1項第1号別表第7の「ビジネス英語Ⅰ」及び「ビジネス英語Ⅱ」は平成29年度入学生から適用し、開設科目を履修することができる。

附則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 学則第40条第1項第1号別表第1から同条 同項第7号別表第7の「ボランティア実践 I」、「ボランティア実践II」、「ボランティア 実践II」、「ボランティア実践IV」に関する科 目については在学生に対し適用し、本学が派 遣を認めるボランティア活動(学部が独自で 認めたものを含む)に参加した場合認定する ことができる。
- 3 学則第40条第1項第4号別表第4の「法学 特殊講座Ⅰ」、「法学特殊講座Ⅱ」、「法学特殊 講座Ⅲ」に関する科目については在学生に対 し適用し、開設科目を履修することができる。
- 4 学則第40条第1項第4号別表第4の「資格・ 検定(法学検定ベーシック〈基礎〉コース)」、 「資格・検定(ビジネス著作権検定初級)」は 在学生に対し適用し、資格等を取得した場合 認定することができる。
- 5 学則第40条第1項第4号別表第4の「資格・ 検定(法学検定アドバンスト〈上級〉コース)」、「資格・検定(法学検定スタンダード 〈中級〉コース)」、「資格・検定(ビジネス著 作権検定上級)」、「資格・検定(知的財産管理技能検定2級)」、「資格・検定(知的財産管理技能検定3級)」、の単位数は在学生に対し適用する。
- 6 学則第40条第1項第4号別表第4の「キャリアデザインI」、「キャリアデザインII」、「キャリアデザインII」、「キャリアデザインII」に関する科目については在学生に対し適用し、開設科目を履修することができる。
- 7 平成30年度以前の入学生の学則第40条第1 項第4号別表第4の「法研指導IA/IB~ 法研指導XIVA/XIVB」、「寄附講座I~ 寄附講座V」は平成31年度より廃止とする。
- 8 平成30年度以前の入学生の学則第40条第1 項第4号別表第4の「ボランティア活動」は 平成31年度より廃止とする。
- 9 学則第45条第2項別表第9の司書資格取得 のための科目は、平成29年度入学生から適 用する。

国士舘大学学籍管理規程

制定 平成4年1月16日

改正 平成5年4月1日 平成5年12月24日 平成13年1月24日 平成14年3月13日 平成14年12月11日 平成15年5月28日 平成15年9月17日 平成17年7月28日 平成18年3月15日 平成19年3月14日 平成20年3月12日 平成22年3月17日 平成23年2月23日 平成25年2月27日 平成25年12月18日 平成27年1月28日 平成28年1月27日 平成29年3月15日

■趣旨

第1条 この規程は、国士舘大学(大学院を含む。 以下「本学」という。) の学生の在学中にお ける学籍の管理について必要な事項を定める。

■学籍管理の対象

- 次のとおりとする。
 - (1)身上項目:氏名、生年月日、性別、国籍、 本籍(都道府県名)、出身高校及び同卒業 年月日、保証人(氏名、続柄、住所、電話 番号)、学費納入者(氏名、住所、電話番 号)、学生現住所(住所、電話番号)
 - (2)所属項目等: 学生区分、学部、学科、専攻、 学年, 学籍番号
 - (3)異動項目:入学、編入学·転入学(以下 「編・転入」という。)、転学部・転学科・ 転専攻(以下「転部等」という。)、休学、 復学、除籍、復籍、入学辞退、退学、再入 学、留学、進級、留年、卒業
- 2 学生は、身上項目について変更があった場合 は、別に定める様式により、届出なければな らない。

■入学等

第3条 本学の入学試験に合格した者で、国士舘 大学学則(以下「大学学則」という。)第12 条第1項及び国士舘大学大学院学則(以下

- 「大学院学則」という。) 第13条に定める入 学手続を完了した者に対し、入学を許可する。
- 2 転部等試験に合格した者で、別に定める転部 等手続を完了した者に対し、転部等を許可す
- 3 学籍トの入学日及び転部日は、4月1日とす る。ただし、秋期に入学した場合の入学日は、 9月16日とし、必要に応じて変更すること ができる。

■入学辞退

第4条 第3条第3項に定める入学日の前日まで に入学辞退を申し出た場合は、入学辞退とし て取り扱う。ただし、入学日以降は退学とし て取り扱う。

■編・転入

第2条 この規程において学籍管理の対象項目は、 第5条 編・転入できる年次は、2年次又は3年 次生とする。

■転部等

第6条 転部等を志望する者は、1年次・2年次 又は3年次修了(又は見込)者で、各学部の 定める受験資格有効認定単位数を修得して いるものとする。

■休学及び復学

- 第7条 休学を願い出る場合は、別に定める休学 願を提出するものとする。この際、病気等に よる休学の場合は、次の書類等を添付しなけ ればならない。
 - (1)病気による休学の場合 医師の診断書
 - (2)出産による休学の場合
 - 「母子手帳」等妊娠もしくは出産を証明でき るもの
 - (3)留学による休学の場合
 - 留学先学校の、留学受入に関する証明書
- 2 外国人留学生が病気等により休学する場合 には、次のとおりとする。

(1)病気による休学の場合

日本の医療機関が発行した診断書。ただし、 日本国外で罹病した場合には、当該国また は地域の医療機関が発行した診断書とする ことができる。

- (2)出産による休学の場合 「母子手帳 | 等妊娠もしくは出産に関する 証明書
- (3)兵役による休学の場合 徴兵に関する書類等
- 3 休学の期間は、当該学年の内1年又は大学学 則第6条若しくは大学院学則第6条に定める 学期を区分とし、連続2年、通算4年を限度 とする。ただし、大学院においては連続1年、 通算2年とする。
- 4 休学期間終了後、引続き休学を希望する場合 は、休学期間が終了するまでに改めて休学願 を提出しなければならない。
- 5 休学中の者が休学を許可されてから1月以内 に休学事由が解消した場合は、別に定める休 学取消願を提出しなければならない。
- 6 休学者は、休学期間が満了する次の期に復学 することができる。ただし、次学年へ復学す る場合には、各学部が定めた単位数を修得し ていなければならない。
- 7 復学を願い出る場合は、休学期間満了前に別 に定める復学願を提出するものとする。この 際、病気等の回復によるものは、医師の診断 書を添付しなければならない。ただし、外国 人留学生が復学を願い出る場合は、次の書類 を提出するものとする。
 - (1)病気による休学の場合

ポートの写し、(出国及び入国が証明できる 頁を含む。) 並びに復学後の経費支弁に関 する計画書。ただし、日本国外で罹病した 場合には、当該国または地域の医療機関が 発行した診断書とすることができる。

(2)兵役による休学の場合

兵役が終了したことを示す証明書等及びパ る頁を含む。) 並びに復学後の経費支弁に 関する計画書

(3)前第1号及び第2号以外の理由で休学の場 合

パスポートの写し(出国及び入国が証明で きる頁を含む。) 及び復学後の経費支弁に 関する計画書

■退学及び再入学

- 第8条 退学を願い出る場合は、別に定める退学 願を提出するものとする。
- 2 願い出による退学の日付は、願い出た日とす る。ただし、退学願に記入された願い出の日 以降に学部等が受け付けた場合は、学部等が 受け付けた日とする。
- 3 懲戒による退学の日付は、学長決裁日とする。
- 4 退学した者が、同じ学部・学科・専攻及び学 年・学期に再入学を願出る場合は、再入学を 希望する学年もしくは学期が始まる2月前ま でに、別に定める再入学願を提出し、学長の 許可を受けなければならない。
- 5 再入学の時期は、4月1日とする。ただし、 秋期再入学の時期は、9月16日とし、必要 に応じて変更することができる。

■除籍及び復籍

- 第9条 除籍の日付は、学長決裁日とする。ただ し、大学学則第20条第1項第4号及び大学 院学則第18条第1項第2号に基づき、学費 未納により除籍になった場合の日付は、納入 期日の翌日とする。
- 2 国士舘大学納入金規程第10条における期限 を過ぎて学費未納の者は、除籍を学長が決裁 する日までの間、仮除籍とする。ただし、仮 除籍となった者が、定められた期日までに未 納額を納入した場合には、仮除籍を取り消す。
- 日本の医療機関が発行した診断書及びパス 3 除籍になった者が、同じ学部・学科・専攻及 び学年・学期に復籍を希望する場合は、除籍 決裁後2月以内に別に定める復籍願を提出 し、学長の許可を受けなければならない。復 籍の日付は除籍日付の翌日とする。
 - 除籍決裁後2月以上経過した学生が復籍を希 望する場合は、再入学として扱い、前条の規 定を準用する。
- スポートの写し(出国及び入国が証明でき 4 在学中の学生が死亡した場合は、死亡の日付 で学籍を除く。

■卒業

第10条 学籍上の卒業日は、卒業式の日付(大

- 学院については学位授与日)とする。
- 2 卒業所要単位の不足により卒業できない者が、 次年度の春期(秋期入学生は秋期)で卒業所 要単位を修得し、卒業が認められた場合の卒 業日は、原則として9月15日付とする。(秋 期入学生は別に定める日)

■身分異動の申請

- 第11条 学部等は、学生の身上項目、学生区分及び異動項目に変更があった場合は、学長に申請し許可を受けるものとする。
- 2 申請は、別に定める様式による。
- 3 各学部等は、所属学生について学籍管理の対象項目に変更及び異動が発生した場合は、速やかに教務部教務課長に通知するものとする。

■学籍番号の付与

- 第12条 在学生に、学籍番号を付与する。
- 2 学籍番号は、入学年度ごとに学生個人別に付 与する。
- 3 学籍番号は、転部等及び再入学の場合を除き、 在学期間を通じ原則として変更しない。

■学籍番号の識別

第13条 学籍番号は、7桁からなり、原則として西暦による入学年度の下2桁を最初のコードとし、その他の5桁を次のとおり識別し、その間をハイフンで結ぶ。

学部等 識別	当該学部等
1A001 ~	政経学部 政治学科 昼間主コース(フレックス A)
1A501 ~	政経学部 政治学科 夜間主コース(フレックス B)
1B001 ~	政経学部 経済学科 昼間主コース(フレックス A)
1B501 ~	政経学部 経済学科 夜間主コース(フレックス B)
10001 ~	政経学部 経営学科
1D001 ~	政経学部 政治学科
1E001 ~	政経学部 経済学科
1F001 ~	政経学部 経営学科
1G001 ~	政経学部 政治行政学科
2A001 ~	体育学部 体育学科

00001	<u> </u>
	体育学部 武道学科
	体育学部 スポーツ医科学科
	体育学部 こどもスポーツ教育学科
	理工学部 理工学科
4A001 ~	法学部 法律学科
4B001 ∼	法学部 現代ビジネス法学科
5A001 ∼	文学部 教育学科 教育学専攻
5B001 ∼	文学部 教育学科 倫理学専攻
5C001 ∼	文学部 教育学科 初等教育専攻
5D001 ~	文学部 史学地理学科 考古·日本史学専攻
5E001 ∼	文学部 史学地理学科 東洋史学専攻
5F001 \sim	文学部 史学地理学科 地理:環境専攻
5G001 ∼	文学部 文学科 中国語・中国文学専攻
5H001 ∼	文学部 文学科 日本文学・文化専攻
51001 ~	文学部 教育学科
5J001 ∼	文学部 史学地理学科
5K001 ∼	文学部 文学科
6A001 ∼	21 世紀アジア学部 21 世紀アジア学科
7A001 ∼	経営学部 経営学科
MA001 ~	大学院 政治学研究科 政治学専攻 修士課程
MB001 ∼	大学院 経済学研究科 経済学専攻 修士課程
MC001 ∼	大学院 経営学研究科 経営学専攻 修士課程
MD001 ∼	大学院 スポーツ・システム研究科 スポーツ・システム専攻 修士課程
MJ001 ∼	大学院 救急システム研究科 救急救命システム専攻 修士課程
ME001 ∼	大学院 工学研究科 機械工学専攻 修士課程
ME101 ∼	大学院 工学研究科 電気工学専攻 修士課程
ME201 ∼	大学院 工学研究科 建設工学専攻 修士課程
MF001 ~	大学院 法学研究科 法学専攻 修士課程
MG001 ~	大学院 総合知的財産法学研究科 総合知的財産法学専攻 修士課程
MH001 ∼	大学院 人文科学研究科 人文科学専攻修士課程
MH101 ∼	大学院 人文科学研究科 教育学専攻 修士課程

MI001∼	大学院 グローバルアジア研究科 グローバルアジア専攻 修士課程
DA001 ~	大学院 政治学研究科 政治学専攻 博士課程
DB001 ~	大学院 経済学研究科 経済学専攻 博士課程
DC001 ~	大学院 経営学研究科 経営学専攻 博士課程
DD001 ~	大学院 スポーツ・システム研究科 スポーツ・システム専攻 博士課程
DE001 ~	大学院 工学研究科 応用システム工学専攻 博士課程
DF001 ~	大学院 法学研究科 法学専攻 博士課程
DH001 ~	大学院 人文科学研究科 人文科学専攻 博士課程
DH101 ~	大学院 人文科学研究科 教育学専攻 博士課程
D1001~	大学院 グローバルアジア研究科 グローバルアジア研究専攻 博士課程
DJ001 ∼	大学院 救急システム研究科 救急救命システム専攻 博士課程

2 在学中に転部等の学籍異動が発生した場合には、学籍番号を変更し、当該所属学年の最終 学籍番号の次から、新たな学籍番号を付与する。

附則

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 本規程の施行に伴い、「入学金等の納入及び 休学等に関する規程」第5条、第6条、第7 条、第9条、第10条、第12条、第14条、第 15条、第18条及び第19条の規程を削除する。
- 3 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 大学院の場合、卒業を修了に読み替えるものとする。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成 15 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第13条における学籍番号は平成19年度入学 生から適用する。
- 3 平成 18 年以前の入学生は、改正後の第 13 条 第 1 項の定めに関わりなく、従前の通りとし、 学籍番号の下 5 桁は次の表を適用する。

学部等 識別	当該学部等
21001 ~	体育学部 体育学科
22001 \sim	体育学部 武道学科
$23001 \sim$	体育学部 スポーツ医科学科
31001 ~	政経学部一部 政治学科
32001 ~	政経学部一部 経済学科
33001 ~	政経学部一部 経営学科
34001 ~	政経学部 政治学科 昼間主コース(フレックス A)
34501 ~	政経学部 政治学科 夜間主コース(フレックス B)
35001 ~	政経学部 経済学科 昼間主コース(フレックス A)
35501 ~	政経学部 経済学科 夜間主コース(フレックス B)
36001 ~	政経学部 経営学科
41001 ~	工学部 機械工学科
41501 ~	工学部 機械情報工学科
42001 ~	工学部 電気工学科
42501 ~	工学部 電気電子工学科
43001 ~	工学部 土木工学科
43501 ~	工学部 都市システム工学科
44001 ~	工学部 建築学科
44501 ~	工学部 建築デザイン工学科

51001 ~	政経学部二部 政治学科
52001 ~	政経学部二部 経済学科
61001 ~	法学部 法律学科
62001 ~	法学部 現代ビジネス法学科 昼間主コース(フルタイムコース)
63001 ~	法学部 現代ビジネス法学科 夜間主コース(フタヌーンコース)
64001 ~	法学部 現代ビジネス法学科
71001 ~	文学部 教育学科 教育学専攻
71501 ~	文学部 教育学科 倫理学専攻
71701 ~	文学部 教育学科 初等教育専攻
72001 ~	文学部 史学地理学科 国史学専攻
72301 ~	文学部 史学地理学科 東洋史学専攻
72601 ~	文学部 史学地理学科 地理学専攻
73301 ~	文学部 文学科 中国文学専攻
73501 ~	文学部 文学科 国語国文学専攻
74001 ~	文学部 史学地理学科 考古·日本史学専攻
74501 ~	文学部 史学地理学科 地理·環境専攻
75001 ~	文学部 文学科 中国語・中国文学専攻
75501 ~	文学部 文学科 日本文学・文化専攻
12001 ~	21 世紀アジア学部 21 世紀アジア学科
81101 ~	大学院 政治学研究科 政治学専攻 修士課程
81301 ~	大学院 経済学研究科 経済学専攻 修士課程
81501 ~	大学院 経営学研究科 経営学専攻 修士課程
84101 ~	大学院 スポーツ・システム研究科 スポーツ・システム専攻 修士課程
82101 ~	大学院 工学研究科 機械工学専攻 修士課程
82301 ~	大学院 工学研究科 電気工学専攻 修士課程
82901 ~	大学院 工学研究科 建設工学専攻 修士課程
83101 ~	大学院 法学研究科 法学専攻 修士 課程
83501 ~	大学院 総合知的財産法学研究科 総合知的財産法学専攻 修士課程
85101 ~	大学院 人文科学研究科 人文科 学専攻 修士課程
85301 ~	大学院 人文科学研究科 教育学専攻 修士課程

86101 ~	大学院 グローバルアジア研究科 グローバルアジア専攻 修士課程
91101 ~	大学院 政治学研究科 政治学専攻 博士課程
91301 ~	大学院 経済学研究科 経済学専攻 博士課程
91501 ~	大学院 経営学研究科 経営学専攻 博士課程
94101 ~	大学院 スポーツ・システム研究科 スポーツ・システム専攻 博士課程
92101 ~	大学院 工学研究科 応用システム工学専攻 博士課程
93101 ~	大学院 法学研究科 法学専攻 博士課程
95101 ~	大学院 人文科学研究科 人文科学専攻 博士課程
95301 ~	大学院 人文科学研究科 教育学専攻 博士課程
96101 ~	大学院 グローバルアジア研究科 グローバルアジア研究専攻 博士課程

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日施行し、平成18年10月1日から適用する。
- 2 第13条第2項で定める在学生のうち、平成 19年度以降の入学生と同一の学年に在学す る学生の学籍番号は、平成19年度以降の入 学生の学部等識別を適用する。
- 3 第13条で定める学部等識別に次の表を適用 する。

学部等 識別	当該学部等			
1X001 ~	政経学部一部 政治学科			
1Y001 ~	政経学部一部 経済学科			
1Z001 ~	政経学部一部 経営学科			
3W001 ∼	工学部 機械情報工学科			
3X001 ∼	工学部 電気電子工学科			
3Y001 ~	工学部 都市システム工学科			
3Z001 ~	工学部 建築デザイン工学科			
4Y001 ~	法学部 現代ビジネス法学科 昼間主コース(フルタイムコース)			
4Z001 ~	法学部 現代ビジネス法学科 夜間主コース(アフタヌーンコース)			
5W001 ~	文学部 史学地理学科 国史学専攻			

5X001 ·	~	文学部	史学地理	里学科	地理学専攻
5Y001 -	~	文学部	文学科	中国又	文学専攻
5Z001 ·	~	文学部	文学科	国語目	国文学専攻

1 則

この規程は、平成20年4月1日施行し、平成19年10月1日から適用する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行し、 平成22年10月1日から適用する。

附貝

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

95

国士舘大学学則管理規定施工細則

制定 平成5年12月24日

改正 平成13年1月24日 平成14年3月13日 平成15年5月28日 平成16年5月26日 平成17年7月28日 平成25年2月27日

■趣旨

第1条 この細則は、国士舘大学学籍管理規程 (以下「学籍管理規程」という。) の施行に必 要な届出、願出等の手続について定める。

■身ト項目の変更

- 次の各号により手続を行うものとする。
 - (1)学生の氏名変更
 - (2)保証人の氏名変更。ただし、保証人の住所、 電話番号、続柄の変更は各自が Web から 更新するものとする。
 - (3)学費納入者の氏名、住所及び電話番号の変 更は各自が Web から更新するものとする。
 - (4)学生の現住所及び電話番号の変更は各自が Web から更新するものとする。
 - (5)学生の本籍地変更

■休学及び復学

- 第3条 学生は、休学及び復学を申請する場合、 また休学を取り消す場合には、次の各号によ り手続を行うものとする。
 - (1)休学の願出
 - (2)復学の願出
 - (3)休学を取消す場合

■退学及び再入学

- 第4条 学生は、退学及び再入学を申請する場合、 次の各号により手続を行うものとする。
 - (1)退学の願出
 - (2)再入学の願出

■復籍

第5条 学生は、復籍を申請する場合、復籍の願

出を行うものとする。

■身上項目変更の通知

- 第6条 学部等は、学生の身上項目が変更した場 合、次の各号により教務課へ通知するものと する。
 - (1)学生の氏名変更
 - (2)保証人の氏名の変更
 - (3)学生の本籍地変更

■身分異動の申請

- 第2条 学生は、身上項目に変更があった場合、 第7条 学籍管理規程第11条第2項における申 請の様式は、次のとおりとする。
 - (1)入学辞退 ただし、入学を許可された者が 4月1日以降に当該学部等へ申請があった 者又は学部等によって確認された者に限る。
 - (2)再入学
 - (3)休学
 - (4)休学取消
 - (5)復学
 - (6)留学生 ただし、大学学則第16条第1項 及び第2項に該当する学生に限る。
 - (7)除籍
 - (8)復籍
 - (9)留年 ただし、進級判定会議で決定後の変 更及び追加に限る。
 - (10)退学
 - (11)卒業 ただし、学年の途中で卒業する者に 限る。

■様式

第8条 この細則に定める各種様式は、教務課内 規に定める。

附則

この細則は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

この細則は、平成15年5月28日から施行す

附則

この細則は、平成 16 年 5 月 26 日から施行す

附則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

国士舘大学科目等履修生規程

制定 平成5年12月24日

改正 平成12年 1 月19日 平成14年 3 月13日 平成15年 5 月28日 平成17年 2 月23日 平成18年 3 月15日 平成24年 4 月25日 平成25年 2 月27日

■趣旨

第1条 この規程は、国士舘大学(大学院を含む。 以下「本学」という。)におる科目等履修生 の取扱いについて定める。

■履修上の取扱区分

- 第2条 科目履修上の取扱区分を次のとおりとする。
 - (1)正規の課程の履修(以下「一般履修」という。)
 - (2)教育職員免許状の取得を目的とする本学の認定課程の履修(以下「教職履修」という。)

■入学資格

- 第3条 科目等履修生の入学資格は、国士舘大学 学則第57条並びに国士舘大学大学院学則第 9条及び第10条によるほか、外国人につい ては次のいずれかに該当する者とする。
 - (1)履修する年度の4月もしくは9月から6月間以上、日本国に在留資格を有する者。
 - (2)年度の途中で、本学の科目等履修生の身分に関係なく、在留資格の更新が可能である者。
- 2 本学学部の正規課程に在学している学生(以下「学部生」という。)で、大学院で開講を している科目を履修するため、所属学部及び 科目開講研究科の許可を得た者。

■入学時期

第4条 科目等履修生の入学時期は、国士舘大学 学則第6条及び国士舘大学大学院学則第6条 による各期(以下「各期」という。)の始め とする。

■出願手続

- 第5条 科目等履修生を志望する者で、第3条第 1項に該当する者は、次の検定料を納入する と共に所定の書類を提出しなければならない。
 - (1)検定料 10.000円(本学卒業者は免除)
 - (2)願書①及び願書②
 - (3)履歴書
 - (4)最終学校の卒業証明書(又は退学証明書) 及び成績証明書、学力に関する証明書(教 職履修志望者)、健康診断書(体育学部開 講科日履修志望者)
- 2 科目等履修生を志望する者で、第3条第2項 に該当する者は、科目等履修生願書を提出し なければならない。
- 3 出願期限は、国士舘大学学則第6条及び国士 舘大学大学院学則第6条に定める各期が始ま る前日までとする。

■入学許可

- 第6条 科目等履修生を希望する者については、 当該教授会又は研究科委員会で書類審査に よる選考の上、合格者を決定し、学長の承認 を得て入学を許可する。
- 2 前項の選考にあたって、必要と認めるときは、選考員を指名し、面接、筆記試験等の結果に基づいて選考することができる。

■入学金等

第7条 前条により入学を許可された者は、所定 の期日までに、次に定める入学金及び科目等 履修料等を納入しなければならない。

区 分	金	額	備	老
	研究科及び学部		1/用	5
入 学 金	20,000)円	学部生及 卒業者は	ひ本学 免除
科目等履修料(1単位)	20,000)円	学部生及 卒業者は	ひ本学 半額

- 2 履修科目で実験実習費を要する場合は、別途 2 「国士舘大学及び国士舘短期大学聴講生規 これを納入するものとする。 程 (昭和62年4月1日制定)及び「国士舘
- 3 教員免許を取得しようとする科目等履修生は、 第1項のほか、次の費用を該当年次に納入し なければならない。
 - (1)教育実習費(学部又は大学が定める額)
 - (2)免許申請料 (一括申請希望者のみ免許状一種類につき 3.500円)
- 4 入学金、科目等履修料の他、各所属学部等の 正規学生と同額の学生教育研究災害傷害保険 料(以下「学生保険」という。)を納入しな ければならない。

■履修期間

- 第8条 科目等履修生の履修期間は、当該年度の 終了までの1年以内とする。
- 2 引き続き履修を志望する場合は、改めて願書 ①及び願書②を提出し、履修科目について承 認を得なければならない。この場合の手続等 については、第4条から第7条の規定を準用 する。

■履修単位の制限

第9条 履修を許可された授業科目の変更は、認めない。

■図書館・情報メディアセンターの利用

第 10 条 科目等履修生は、所定の手続を経て図書館・情報メディアセンターを利用することができる。

■科目等履修生の取消

第11条 入学を許可された者で、所定の期日までに科目等履修料等を納入しない場合、もしくは科目等履修生として不適当な行為があったときは、科目等履修生の許可を取消すものとする。

■科目等履修生証明書及び単位認定書等

第 12 条 科目等履修生証明書及び単位認定書等、 本規程に定める各種様式は、教務課内規に定 める。

附則

1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

2 「国士舘大学及び国士舘短期大学聴講生規程」(昭和62年4月1日制定)及び「国士舘大学及び国士舘短期大学の聴講料・受講料等(に関する規程」(昭和62年4月1日制定)は、廃止する。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附目

この規程は、平成 14年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成 15 年 5 月 28 日から施行する。

附

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 目

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

国士舘大学聴講生規程

制定 平成18年3月15日

改正 平成24年 4 月25日 平成25年 2 月27日

■趣旨

第1条 この規程は、国士舘大学学則第61条の2及び国士舘大学大学院学則第61条の2に基づき、聴講生(国士舘大学学則第43条に定める「特別聴講学生」及び国士舘大学大学院学則第36条に定める「特別聴講生」を除く。)の取扱いについて定める。

■区分

第2条 聴講生は、次のとおり区分する。

- (1)他大学又は高等学校との協定等(以下「協定」という。)に基づき、他校に在籍している学生又は生徒が、国士舘大学及び国士舘大学大学院(以下「本学」という。)で開講している授業科目を聴講する場合(以下「協定聴講」という。)
- (2)本学の正規課程に在学している学生が、所属する学部又は研究科(以下「学部等」という。)以外の学部等において聴講(他学部履修における開放制限科目及び教職課程科目を含む。)する場合(以下「学内聴講」という。)
- (3)前第1号及び第2号以外の者が聴講する場合(以下「一般聴講」という。)

■資格

- 第3条 本学で聴講できる者の資格は、次のとお りとする。
 - (1)協定聴講 協定により定められた学生又は 生徒
 - (2)学内聴講 本学の正規課程に在学している 学生
 - (3)一般聴講 前第1号及び第2号に該当しない者(社会人を含む。)ただし、外国人については次のいずれかに該当する者とする。ア 履修する年度の4月もしくは9月から

6月間以上、日本国に在留資格を有する者

イ 聴講期間中に、本学の聴講生の身分に 関係なく、在留資格を更新することが 可能である者

■受入時期

第4条 聴講生の受入時期は、国士舘大学学則第6条に定め 6条及び国士舘大学大学院学則第6条に定め る各期の始めとする。

■出願手続

- 第5条 聴講を願い出る者(協定聴講を除く。) は、次の書類を揃えて、教務課へ提出するも のとする。
 - (1)願書①及び願書②(協定聴講は除く。)
 - (2)履歴書(協定聴講、学内聴講は除く。)
 - (3)検定料納入票(協定聴講、学内聴講は除く。)
- 2 協定聴講の出願手続期間は、協定の定めるところによる。
- 3 学内聴講の出願手続期間は、履修登録終了日までとし、他学部履修科目の登録に準じて手続を行うものとする。
- 4 一般聴講の出願手続期間は、次のとおりとする。
 - (1)春期及び通年開講科目聴講希望者は、本学 の正規課程における履修登録終了日まで とし、継続して秋期開講科目の聴講を希望 する者も同様とする。
 - (2)秋期開講科目聴講希望者は、9月1日から 9月15日までとする。

■許可

- 第6条 教務課は、前条に定める出願手続書類を 取りまとめ、願書①及び願書②に基づき聴講 希望科目を開講している学部等へ通知する。
- 2 聴講希望科目を開講している学部等は、聴講 希望科目を担当する教員の同意を得て、教授 会又は研究科委員会(以下「教授会等」とい う。)において選考し、その結果を教務課へ

通知する。

- 4 前第2項及び第3項によって聴講を認められ た者には、学長の承認を得て聴講を許可する。

■証明

第7条 聴講が修了した聴講生(学内聴講を除 く。)には、聴講証明書を発行する。ただし、 単位の認定は行わない。

■単位認定

第8条 学内聴講で修了した聴講科目の単位は、 卒業所要単位以外の取得単位として認定し、 成績に加える。

■手続

第9条 第6条により聴講を許可された者は、別に定める期日までに聴講料等を納入しなければならない。

■聴講料等

- 第10条 聴講料等は、次のとおりとする。
 - (1)協定聴講の聴講料等は、協定の定めるところによる。
 - (2)学内聴講の聴講料は、1 単位につき 5,000 円とする。

ただし、大学院に在学している学生が、学部において教員免許等諸資格を取得するために必要な科目を聴講する場合には、本規程で定める聴講料等は徴収しないものとする。

(3)一般聴講の聴講料等は、次の表のとおりと する。

(単位:円)

項目	金	額	備	考
聴講生登録料	10	,000	本学卒業者及び継続 して聴講する者は免除	
聴講料(1単位)	5	,000	本学卒業者	は半額
学生教育研究 災害傷害保険料 (学生保険)	学る。 学音 学生	『等 <i>0</i> たた 『以_ [保険	科目を開設 ごし、聴講す とにまたが とにまたが と対が異なる で学部と同額	に 同額とす る学部が 2 る場合で、 場合には、

■期間

第11条 聴講が許可される期間は、当該年度終了までの1年以内とする。ただし、継続して聴講を希望する場合は、第5条に基づき再度願い出ることができる。

■図書館・情報メディアセンターの利用

第12条 聴講生は、国士舘大学図書館・情報メ ディアセンターを利用することができる。

■聴講許可の取消

第13条 第9条に定める手続を行わない者又は 聴講生としてふさわしくない行為があった 者は、教授会等の議を経て、学長が聴講許可 を取り消すことができる。

■聴講許可書及び聴講証明書等

第14条 聴講許可書及び聴講証明書等、本規程 に定める各種様式は、教務課内規に定める。

附則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、「聴講に関する内規」 (平成17年4月1日施行)は、平成18年3 月31日をもって廃止する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

国士舘大学研究生規程

制定 昭和58年4月1日

改正 昭和61年7月30日 平成6年7月13日 平成10年2月25日 平成12年1月19日 平成14年3月13日 平成17年2月23日 平成25年2月27日 平成26年10月29日 平成27年1月28日

■趣旨

第1条 この規程は、大学学則第62条及び大学 2 前項にかかわらず、学部等が認めた場合は、 院学則第62条の定めに基づき、学部及び大 学院(以下「学部等」という。)の研究生に 関する実施の細部について定める。

■出願及び選考の手続

- 第2条 研究生として入学を希望する者は、国土 舘大学学則第6条及び国十舘大学大学院学則 第6条による各期が始まる前までに次の号に 定める書類に、検定料を添えて、当該学部等 に提出するものとする。
 - (1)研究願及び研究計画書 (様式第1-1、様式第1-2)
 - (2)履歴書(様式第2)
 - (3)卒業(見込)証明書 (大学院の場合は、修了(見込)証明書)

(4)成績証明書

- (5)願書①及び願書②(教務課内規に定める)
- 2 当該学部等においては、前項に定める出願書 類等に基づき、教授会又は研究科委員会で選 考し、研究生入学希望者の選考結果報告書 (様式第3)を学長に提出するものとする。
- 3 選考結果報告書をもとに、学長が入学を許可 するものとする。

■入学金及び研究費等

第3条 選考に合格し、入学を許可された者は、 所定の期日までに、別表に定める入学金及び 研究費等を納入しなければならない。

■研究期間

- 第4条 研究期間は、国士舘大学学則第6条及び 国士舘大学大学院学則第6条による各期から 当該年度終了までの1年以内とする。ただし、 研究成果に応じて半年まで短縮することが できる。また、1年を越えて研究を希望する 者は、研究期間延長願(様式第4)を提出し、 許可を得るものとする。
- 研究期間を半年とすることができる。

■研究証明書

第5条 研究を修了し、当該学部等教授会又は研 究科委員会において、相当の成績を修めたこ とを認められた者に対しては、当該学部等か らの別記様式第5による申請に基づき、別記 様式第6による研究証明書を授与する。

附則

- 1 本規程は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、昭和61年9月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成6年8月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 学部等が必要と認めたときは、第4条の定め にかかわらず、研究期間を半年(期)とする ことができる。また研究期間] 年の場合にお いて、研究成果等に応じて半年まで短縮する ことができる。

附則

- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 附則5を削除する。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

■研究生の検定料、入学金及び研究費等

区分	金額	納入期日	備考
検定料	10,000円	研究願提出 時	本学卒業者 (修了者) は免除
入学金	35,000円	別に定める	(1000円) (10
研究費	年額 120,000 円	期日	年額 実験実習費別納

(注)

- 1. 第4条に基づき、研究期間を半年(半期)と 定める場合の研究費は、年額の二分の一とし、 1年を短縮する場合の研究費は短縮した月数 に応じて払い戻しをする。この場合、1月に 対し、年額研究費の十二分の一で算定する。
- 2. 学部等の講義等を聴講する場合は、「国士舘 大学聴講生規程しによる。
- 3. 実験実習費は、研究生が自己の研究課題につ いて実験実習を伴う場合に納付させることが できる。

納付額は、当該年度の正規入学生が納入する 実験実習費の範囲内において指導教授の意見 に基づいて学部又は研究科が定めた額を納入 しなければならない。

4. 上記別表に記載された費用の他、所属する学 部等の一般学生と同額の学生教育研究災害傷 害保険料を納入しなければならない。

国士舘大学納入金規程

制定 平成4年1月16日

改正 平成7年1月25日 平成11年10月20日

平成13年12月12日 平成13年12月20日

平成14年9月25日 平成15年5月28日 平成16年5月26日 平成17年3月16日

平成18年3月15日 平成24年1月25日

平成25年1月30日 平成25年6月26日

平成25年11月27日 平成27年3月18日

平成27年11月25日

■趣旨

第1条 この規程は、国土舘大学学則第22条及 び国土舘大学大学院学則第20条に基づき、 入学金等及び諸費(以下「納入金」という。) 又は学費及び諸費(以下「学費等」という。) の納入期限、高学年生の納入額、諸費の取扱 い等、身分異動に伴う学費等の取扱いその他 について定める。

■納入金の納入期限

- 第2条 新入学生、再入学生、編・転入学生及び 転部・転科・転専攻(以下「転部等」とい う。) の学生は、入学又は転部等手続きの際、 別に指定する期日までに当該年度の納入金を 納入しなければならない。
- 2 第1項の学生を除く在学生は、5月1日(秋 期新入学生及び秋期再入学生は、10月1日) までに該当学年の学費等を納入しなければな らない。
- 3 学費等は、次のとおり分納することができる。 (1)前期学費等 学費の内、授業料、施設設備 費、教材費のそれぞれ半額と 実験実習費及び諸費の内、研 究費、学会費、新聞広報費、 诵信費のそれぞれ半額と、健 康管理費、学生保険料、研修 旅行費

後期学費等 学費の内、授業料、施設設備 費、教材費のそれぞれ半額及

び諸費の内、研究費、学会費、 新聞広報費、通信費のそれぞ れ半額

(2)後期学費等の納入期限は10月1日(秋期 新入学生及び秋期再入学生は、翌年5月1 日) までとする。

■高学年学生の学費

- 第3条 修業年限を超えて在学する者の授業料 は、次の各号による。
 - (1)学部において、最高学年を超えて、卒業に 必要な所要単位を修得できない者(以下 「高学年生」という。)は、当該年度の最高 学年の授業料の半額とする。
 - (2)大学院修士課程において、最高学年を超え て、引き続き在学する者の授業料は、当該 年度の最高学年の授業料の半額とする。た だし、1年で修了できるコース等を選択し ている者が1年で修了できなかった場合に は本条を適用しない。
 - (3)大学院博士課程において、最高学年を超え て、引き続き在学する者の授業料は、当該 年度の最高学年の授業料の半額とする。
 - (4)大学院博士課程において、所定の単位を修 得した後、博士論文の作成指導を受けるこ とを目的とし、最高学年を超えて、引き続 き当該研究科の議を経て在学を許可され た者の年間授業料は、120,000円とする。
- 2 第1項に該当する者で、実験実習等又は、大 学院における演習費を必要とする科目を履 修する者は、当該年度の最高学年の実験実習 費又は、演習費を別に納入しなければならな
- 3 第1項及び第2項を除く学費等については、 当該年度の最高学年の額を納入しなければ ならない。ただし、第1項第3号に該当する 者についてはこれを徴収しない。
- 4 春期(秋期入学者は秋期)で卒業する高学年 学生は、後期学費等を徴収しない。

■諸費の内訳

第4条 諸費とは、研究費、学会費、新聞広報費、 第8条 退学を願出る者は、次の各号による学費 通信費、健康管理費、学生保険料及び研修旅 行費のことをいい、研究科別、学部別、学年 別、必要により学科別に毎年度ごとに納入額 を定める。

■学費の延納

- 第5条 新入学生、再入学生及び当該年度に転部 等、編・転入学した者と復籍者を除く学生が、 やむを得ない事情により期限までに学費等を 納入できない場合は、納入期限までに「学費 延納願」を提出し、学長の許可を得なければ ならない。
 - (1)納入期限後は、受理しない。
 - (2)延納期間は、春期又は秋期を1区分とし、 納入期限から2月を限度とする。

■休学時の学費等

- 第6条 休学を許可された者は、次の各号に定め る休学学費等を別に指定する期日までに納入 しなければならない。
 - (1)新学年開始後1月以内に年間休学を許可さ れた者は、休学費 20.000 円
 - (2)春期又は秋期開始後、1月以内に半期休学 を許可された者及び春期(秋期入学者は秋 期)に半期休学し秋期(秋期入学者は春 期)に復学した者は、前期学費等及び休学 費 20.000 円
- 2 休学を許可された者が休学願を取下げた場合 は、別に指定する期日までに定められた学費 等を納入しなければならない。

■復学者及び留年者の学費等

- 第7条 休学時と同じ学年へ復学を許可された者 又は留年生(高学年学生を除く。)の納入す る学費等は、それぞれ新たに復学又は留年し た学年の該当する学費等を納入しなければな らない。
- 2 春期(秋期入学者は秋期)を休学し、秋期 (秋期入学者は春期) に復学を許可された者 は、該当学年の前期学費等を納入しなければ ならない。

■退学時の学費等の納入

- 等を納入しなければならない。
 - (1)秋期(秋期入学者は春期)開始後1月以内 に退学を願出た場合は、当該年度の前期学 費等。ただし、新入学生、再入学生、復籍 者及び当該年度に編・転入学、転部等した 者を除く学生で、新学年開始後 1 月以内に 退学を願出た場合は、当該年度の学費等の 全額を徴収しない。
 - (2)秋期(秋期入学者は春期)開始後1ヶ月以 隆に退学を願出た場合は、 当該年度の学費 等の全額。

■再入学時の納入金

- 第9条 再入学を許可された者は、再入学年度の 入学金及び該当学年の学費等を、別に指定す る期日までに納入しなければならない。ただ し、外国人留学生の兵役義務を理由に退学し た者が兵役義務終了後1年以内に再入学をす る場合については入学金を徴収しないもの とする。
- 2 大学院博士課程において、博士論文を提出し ないで退学した者のうち、博士課程に3年以 上在学し、履修科目について所定の単位を修 得し、かつ、必要な研究指導を受けた者が再 入学する場合については、入学金を徴収しな いものとする。

■学費滞納の期限等

第10条 延納願未提出者における学費等の滞納 期間は、納入期限から2週間を限度とする。

■復籍時等の納入金

- 第11条 国士舘大学学則第20条第1項及び国士 舘大学大学院学則第18条第1項に基づき除 籍された者が復籍を希望する場合は、未納学 費を納入しなければならない。
- 2 第10条による滞納期限を過ぎ、国士舘大学 学籍管理規程第9条第2項により仮除籍に なった者が継続して修学を希望する場合は、 納入期限から2月以内に未納額を納入しなけ ればならない。

■転部等の納入金

第12条 転部等の試験に合格し、転部等を希望 する者は、在籍学部と転部先学部との入学金 の差額及び転部先学部における該当学年の学 費等を納入しなければならない。

■編・転入学生の納入金

第13条 編・転入試験に合格し、入学を希望す る者は、編・転入学先学部の該当学年の入学 金及び学費等を納入しなければならない。

■在学生の入学金の特例

第14条 本学の在学生が、在学身分のまま学部 長の許可を受けて、他学部の新入学試験及び 編・転入学試験に合格した場合、在籍学部の 当該年度の入学金相当額を徴収しない。ただ し、入学先学部との入学金に差額が生じた場 合は、それを徴収する。

■外国人留学生の授業料減免

- 第15条 在留資格「留学」の査証を受けて入学 した者、もしくは入学後、在留資格を「留学」 に変更できる者で、本学に在学している間、 同査証の継続的な更新が可能な者(以下「外 国人留学生しという。)の内、「国費外国人留 学生制度実施要項(文部大臣裁定昭和29年 3月31日)」に該当しない外国人留学生(以 下「私費留学生」という。)については納入 金の内、授業料の3割を減免する。ただし、 別に定める実施要項に基づき、経済的事由に より修学が困難であると認定された者に限る。
- 2 私費留学生は、指定された期日までに、次の 書類を国際交流課へ提出し、審査を受けるも のとする。授業料の減免は、認定を受けた私 費留学生に対して、当該年度の後期学費等で 調整するものとする。
 - (1)在留資格「留学」の証印及び旅券の写し
 - (2)在留カードの写し(表裏)
 - (3)その他、本学が必要とする書類
- 3 私費留学生が次の各号に該当した場合は、年 度当初に遡り、授業料の減免を取り消す。
 - (1)第2項における期日までに指定された書類 附則 が提出できない者、提出された書類に虚偽 の記載があった者及び在留資格が変更に なった者。

- (2)学籍の異動により、休学、退学、除籍と なった者。
- (3)国士舘大学奨学生規程第4条に基づく運動 技能優秀奨学生に採用された者。
- 4 前項第1号及び第2号により授業料の減免が 取り消された者で、継続して在学している場 合は、減免された授業料相当額を、指定され た期日までに返還しなければならない。

■協定書に基づく編入生等の納入金

第16条 協定書に基づく編入生等の納入金は、 協定書に定める金額とする。

■様式.

第17条 本規程に定める様式は、教務課内規に 定める。

附則

- 1 この規程は、平成4年12月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成4年12月1日現在で在籍 している学生に限り、平成5年4月1日から 適用する。
- 3 「入学金等の納入及び休学等に関する規程」 (昭和61年4月1日施行)は、廃止する。
- 4 「転部に伴う納入金に関する細則」(昭和61 年 12月 19日施行)は、廃止する。
- 5 聴講生・研究生及び委託学生の納入金等につ いては、別に定める。
- 6 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成 11 年 11 月 1 日から施行す

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成14年9月25日から施行し、 平成14年4月1日から適用する。

この規程は、平成15年5月28日から施行す

附則

この規程は、平成 16年5月26日から施行す

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

附則

この規程は、平成23年4月1日から適用する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成25年6月26日から施行し、 平成25年4月1日から適用する。

2 第15条に定める私費留学生の授業料減免に ついては、平成25年度入学生は入学年度の み適用する。編入、転入及び2年次以降への 再入学者は、該当年度学生として取り扱うも のとする。

附則

- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この規程は、平成18年4月1日から施行する。 2 第15条に定める私費留学生の授業料減免に ついては、平成26年度入学生以降は適用し

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行す

107

諸資格取得のための受講料等に 関する内規

■趣 旨

第1条 この内規は、国士舘大学の学生が諸資格 取得の為に関係科目を受講する場合の受講料 等(関連する諸費用を含む)について定める。

■受講料等の納入

第2条 正規の課程に在学する学生が、学科、課程に開設されている授業科目を受講し、各種資格を取得する場合は所定の受講料等を納入しなければならない。

■受講料等

第3条 教育職員免許状及び諸資格を取得しよう とする場合は別表1,2の受講料等を納入しな ければならない。

附 則

この内規は、平成12年4月1日から施行する。 ただし、平成11年度以前の入学生については、従前の例による。

附 則

この内規は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行し、 平成20年度入学生から適用する。 ただし、平成19年度以前の入学生については、従前の例による。

附則

この内規は、平成24年4月から施行する。

附則

この内規は、平成26年4月から施行し、平成26年度入学生から適用する。

附 則

この内規は、平成29年4月から施行し、平

成29年度入学生から適用する。

ただし、平成28年度以前の入学生については、従前の例による。

附 則

この内規は、平成31年4月から施行し、平成31年度入学生から適用する。

ただし、平成30年度以前の入学生については、従前の例による。

別表 1 (教職関係受講料等)

区分	金額		納入時期		
受講料	 1校種 1教科 	10,000円	教職に関す る科目履修 の初年度		
介護等体験費	政 経・理 丁・法・文・21 世紀 アジア・経営及 び体育学部(こ どもスポーツ教 育学科)	13,500円	介護等体験 実施年度		
	体育学部(体育・ 武道・スポーツ 医科学科)	16,500円			
教育 実習費					
養護 実習費	 学部又は大学が定	教育実習等			
特別 支援 教育 実習費			実施年度		
免許状 の一括 申請料	願い出る免許状 毎	3,500円	免許状 申請年度		

(注)

- 1 文学部教育学科初等教育課程及び体育学部 こどもスポーツ教育学科の学生は、受講料を 免除する。
- 2 小学校及び中学校の教員免許状を取得しようとする学生は、介護等体験費を納入し、介護等体験を実施しなければならない。

- 3 初年度とは、卒業要件に含まれない教職に関する科目を履修する初年度を示す。
- 4 受講料は、在籍する学科又は課程の課程認定 教科の納入額を示す。従って、在籍する学科 又は課程にない課程認定教科の科目を受講す る場合(大学院生も含む)は、「国士舘大学 聴講生規程」を適用する。(1単位:5,000 円)

別表2(各種資格の受講料)

(注)

1 21世紀アジア学部の学生は、学芸員資格取得に係る受講料を免除する。

資格	資格 開講学部 区分		金額	納入時期
司書	文学部		15,000円	1 年次
司書教諭	全学部		10,000円	2 年次
学校司書	文学部	受講料	10,000円	1 年次
社会教育 主事	文学部	2251311	15,000円	1 年次
学芸員	文学部		15,000円	1 年次

- 2 受講料は、開講学部学生の納入額を示す。 従って、他学部学生及び大学院生が受講する 場合は「国士舘大学聴講生規程」を適用する。 (1単位:5,000円)
- 3 各種資格の取得に係る実習費は別途納入しなければならない。

公欠に関する取扱要領

- 1 次の各号のいずれかに該当する理由により学 生が授業を欠席する場合は、公欠願(別紙様 式)で願い出るものとし、これを公欠として 取扱う。
 - (1)大学及び学部の要請により、大学及び学部 の行事あるいはその他の行事に参加する場
 - (2)教育実習・介護等体験等を含む学外実習 (実習地への移動に必要な日数を含む) に 参加する場合
 - (3)対外公式試合及びコンクール等に登録出場 者として出場する場合
 - (4)学生の親族が死亡した場合

忌引基準 配偶者 10 ⊟ (日祭日を 父母・子 7 H 含む連続 祖父母 3 ⊟ した日数) 兄弟姉妹 3 H 伯(叔)父·伯(叔)母 1日 曾祖父母 3 ⊟

ただし、該当親族が遠隔地に在住し、当 該地域において葬儀等を執り行う場合は、 移動に必要な日数を加えることができる。

- (5)裁判員制度によって従事した場合
- (6)その他特に学部長が必要と認めた場合
- 2 公欠はこれを欠席として取扱う。ただし、公 欠と認められた学生は、公欠時に行われた試 験、実験、実習等に対する配慮を受けること ができる。
- 3 運用上必要な細部事項は、学部が定めるもの とする。

この要領は平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成17年4月1日から施行する。

この要領は平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は平成30年4月1日から施行する。

自然災害等に対する 全学的休講措置の申し合わせ

本申し合わせは、本学の学生の通学時において の安全確保等の観点から定めるもので、下記基準 に照らし大学として休講措置等に関して決定した 場合、速やかに関係者に対し周知する。

I 休講措置について

- 1. 自然災害等による措置
 - (1)気象庁から東京 23 区西部及び多摩南部に 大雨警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警 報のいずれかが発令された場合は、次のと おり休講とする。
 - 平常どおり授業を行う。
 - ②午前6時までに解除されなかった場合は、 その他 1・2時限目の授業を休講とする。
 - ③午前9時までに解除された場合は、3時 限目以降の授業は、平常どおり行う。
 - ④午前9時までに解除されなかった場合は、 終日休講とする。
 - ⑤] 時限目の授業開始後に警報が発令され た場合は、大学として休講等措置に関 して決定された事項を周知する。
 - ※気象庁から特別警報が発令された場合は、 身の安全が確保できる場所で待機し、行動 は慎むこと。
 - (2)関東近県を震源とする地震が発生し、東京 23 区西部及び多摩南部で震度 5 強以上を 観測した場合は、発生時以降の授業を終日 休講とする。
 - ※「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」 について、政府の検討会の検討結果を踏ま えて、大学の対応を決定する。

2. 交诵機関の不诵による措置

ストライキおよび天災、事故等により小田急 線全線、京王線全線、東急線(世田谷線及び 田園都市線)のいずれかが30分以上継続し て全面不通の場合は、次の通りとする。

- ①午前6時までに復旧した場合は、終日平 常どおり授業を行う。
- ②午前6時までに復旧しない場合は、1・2 時限目の授業を休講とする。
- ③午前9時までに復旧した場合は、3時限 目以降の授業は、平常どおり行う。
- ④午前9時までに復旧しない場合は、終日 休讃とする。

Ⅱ 休講等の措置に関する周知について

休講等の措置を講じる場合は、学生情報サイト ①午前6時までに解除された場合は、終日 及び大学ホームページにより周知する。

- 1. 上記以外の事案が発生した場合は、大学とし て個別に決定し、決定事項を周知する。
- 2. 本申し合わせに関しての運用は、教務部教務 課が行う。
- 3. この申し合わせは、平成30年7月24日から 運用する。

109 2019 年度 国士舘大学政経学部便覧

試験に関する内規等

(目的)

第1条 この内規は政経学部の試験に関する事項 第6条 各学科目について出席すべき時間数(試 を定めることを目的とする。

(試験の区別)

- 第2条 試験を分けて定期試験、追試験の2種類 とする。
- て定期的に行うことを原則とする。
- 3 追試験は、正当な理由があって定期試験を受 けられなかった者に対して行う。
- 4 定期試験において不合格となった者で、当該 科目担当教員が認めた者に対して再試験を行 うことができる。なお、再試験の評価は69 点以下で行う。
- ※再試験の範囲は次のとおりとする。1 年生・2 4 試験開始 30 分以内に入室しなければならな 年生・3年生は専門科目の再試験は原則ない。 4年生は科目を制限しない。

(試験の方法)

- 第3条 試験は、筆記試験とし、その時間は60 分とする。
- 2 筆記試験は教科書、ノート等一切持込不可で ある。ただし、当該科目担当教員が認めた場 合には、ノート等持込可とする。
- 3 春期、秋期の成績結果は、第1項にかかわら ず、通常の試験以外のレポート、論文、およ び授業科目によっては平常の成績等によるこ とができる。

(追試験)

- 第4条 追試験を受けようとする者は、病気の場 合は診断書、三親等以内の忌引きの場合はそ れを証明するもの、やむを得ない理由のある 場合はその理由を証明する書類を添え追試験 受験願いを、その科目の試験終了後速やかに 学部長に提出しなければならない。
- 役会) の承認を受けるものとする。

(受験資格のないもの)

第5条 その期の学費、その他の納入金の未納者 は受験することができない。

(単位の認定)

験時数を含む)3分の2以上出席した者でな ければ、原則として、当該科目の単位認定を 受けることは出来ない。(学則第50条)

(受験者の心得)

- 2 定期試験は、毎学年の春期および秋期におい 第7条 受験者は、次の事項を守らねばならない。
 - 2 学生証を携帯していなければならない。(学 生証を忘れた者は直ちに教務課政経学部担 当で仮受験票を発行してもらうこと。仮受験 票がなければ受験できない)
 - 3 試験教室に、指示された座席に着席のうえ、 常時学生証を机上の見易い所に置くものと する。
 - い。(30分を超えた者は受験ができない)
 - 5 試験中に筆記用具の貸し借りは認められな (,)
 - 6 試験において、不正な行為は厳に慎まなけれ ばならない。不正な行為は次のものとする。
 - (1) カンニングペーパー等明らかに解答が記 載されたものを所持している者、使用した
 - (2) 隣接者の解答を見た者、隣接者と話をした
 - (3) 答案用紙に示された許可以外の行為をし
 - (4) 試験監督の注意、指示に従わなかった者。
 - (5) 答案用紙を提出せず、持ち去った者。

(不正行為者に対する処置)

- 第8条 試験中に不正を行った者には、次の処置 がなされる。
- 2 直ちに学生証および答案その他を取り上げ られ、退場を命じられる。
- 2 追試験の受験にあたっては、学部執行部(三 3 定期試験の場合は、該当科目のみならず、当 期の全試験科目を無効とする。不正行為発生 後の試験は受けられない。(この場合、第3 条の3項に掲げる成績結果は除く)
 - 4 追試験、再試験の場合も、前項に準ずる。

5 政経学部事故処理委員会から懲戒委員会へ報 告し、懲戒委員会の決定を教授会で承認する。

附 則

この内規は平成7年4月1日から施行する。

附 則

この内規は平成9年4月1日から施行する。

この内規は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この内規は平成14年4月1日から施行する。

この内規は平成14年6月30日から施行する。

附則

この内規は平成29年4月1日から施行する。

他学部履修に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、国士舘大学学則第42条第 (履修の依頼) 定める。

(他学部履修要領)

- 第2条 各学部は、他学部履修に関する下記必要 (履修の依頼に対する回答) 事項を定め、便覧に記載する等学生への周知 第8条 履修の依頼を受け取った学部は、他の学 を図るものとする。
- (1) 履修要領
- (2) 卒業所要単位としての履修区分毎の科目名 又は科目の区分
- (3) 卒業所要単位外としての他学部履修(随意 第9条 各学部は、履修決定科目を5月末日まで 科目) について
- (4) 教職を含む諸資格必要単位としての他学部 (履修期間) 履修について
- (5) その他必要事項

(開放制限科目)

- 第3条 各学部は、原則として全ての授業科目を 第11条 他学部履修生として不適当な行為が 開放するものとするが、演習、実習等受講者 数を制限する授業は開放を制限することがで きる。この場合、開放制限科目を1月末日ま (履修上限単位数) でに教務部長へ報告するものとする。
 - ただし、開放制限科目であっても、他学部履る履修上限単位に含めるものとする。 修の申し出が妥当であると認められた場合は、 附 則 条件付で受け入れることがある。
- までに各学部へ通知するものとする。

(履修区分の報告)

第4条 各学部は、他学部履修科目を卒業所要単 位として算入する授業科目を、総合教育科目 等履修区分毎に3月末日までに、教務部長へ 報告するものとする。

(履修開始時期)

第5条 他学部履修の開始時期は、各学年の始め とする。

(履修申し出)

第6条 他学部履修を希望する学生は、開放科目 を確認の上、学部の定めるところに従い履修 の申し出をするものとする。

2項の他学部履修に関する必要事項について 第7条 各学部は、学生からの申し出が正当であ ると判断したときは、履修先学部に履修の依 頼を行うものとする。

生に支障がないことを確認の上、3月19日 までに履修の可否について回答するものと する。

(教務課への通知)

に教務課へ通知するものとする。

第10条 履修期間は、半期科目は半年以内、通年 科目は1年以内とする。

(履修の取消)

あったときは、履修の許可を取り消すことが できる。

第12条 他学部履修の単位数は、所属学部が定め

- この内規は、平成14年1月9日から施行する。
- 2 教務課は、開放制限科目の報告に基づき全学 2 学部間相互履修に関する内規(平成10年10 部の開放制限科目を取りまとめ、2月10日 月23日制定)は平成14年3月31日をもっ て廃止する。



2019 年度 学費表

2019 年度 学部別請求学費明細表 (一般生)

体育学部 元	本育 武道 スポーツ医科	学年 1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4	入学金 240,000 0 0 0 240,000 0 0 240,000 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	授業料 365,000 365,000 375,000 385,000 415,000 427,500 440,000 452,500 415,000 427,500	122,500 122,500 122,500 199,500 174,500 174,500	数材費 5,000 5,000 5,000 5,000 15,000 15,000 15,000	実験 実習費 0 0 0 0 75,000 80,000 30,000	8,3908,3908,39012,2706,390	教育後援会 費 (代理 徴収) 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000	510,890 520,890 530,890 966,770
体育学部 位 体育学部 元 体育学部 元 及 体育学部 元 及 体育学部 元 及 使育学部 元 元 体育学部 元 元 本 有 学部 元 元 元 本 有 学部 元 元 本 有 学	武道	2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4 1	0 0 0 240,000 0 0 0 240,000 0	365,000 375,000 385,000 415,000 427,500 440,000 452,500 415,000	122,500 122,500 122,500 199,500 174,500 174,500	5,000 5,000 5,000 15,000 15,000	0 0 0 75,000 80,000	8,390 8,390 8,390 12,270 6,390	10,000 10,000 10,000 10,000	763,390 510,890 520,890 530,890 966,770
体育学部 位 体育学部 元 体育学部 元 及 体育学部 元 及 体育学部 元 及 使育学部 元 元 体育学部 元 元 本 有 学部 元 元 元 本 有 学部 元 元 本 有 学	武道	3 4 1 2 3 4 1 2 3 4	0 0 240,000 0 0 0 240,000 0	375,000 385,000 415,000 427,500 440,000 452,500 415,000	122,500 122,500 199,500 174,500 174,500 174,500	5,000 5,000 15,000 15,000 15,000	0 0 75,000 80,000	8,390 8,390 12,270 6,390	10,000 10,000 10,000	520,890 530,890 966,770
体育学部 点 体育学部 元 体育学部 元 本育学部 元 元 元 本育学部 元 元 元 本育学部 元 元 本育学 元 本 元 本育学 元 本 本育学 元 本 元 本 元 本 元 本 元 本 元 本 元 本 元 本 元 本 元	武道	4 1 2 3 4 1 2 3 4 1 2	0 240,000 0 0 0 240,000 0	385,000 415,000 427,500 440,000 452,500 415,000	122,500 199,500 174,500 174,500 174,500	5,000 15,000 15,000 15,000	75,000 80,000	8,390 12,270 6,390	10,000 10,000	530,890 966,770
体育学部 元	武道	1 2 3 4 1 2 3 4 1	240,000 0 0 0 240,000 0	415,000 427,500 440,000 452,500 415,000	199,500 174,500 174,500 174,500	15,000 15,000 15,000	75,000 80,000	12,270 6,390	10,000	966,770
体育学部 元	武道	2 3 4 1 2 3 4	0 0 0 240,000 0	427,500 440,000 452,500 415,000	174,500 174,500 174,500	15,000 15,000	80,000	6,390		
体育学部 元	武道	3 4 1 2 3 4	0 0 240,000 0	440,000 452,500 415,000	174,500 174,500	15,000] n nnn l	
体育学部 元	武道	4 1 2 3 4	0 240,000 0 0	452,500 415,000	174,500		20 000 1			713,390
体育学部 こ 体育学部 こ 理工学部		1 2 3 4	240,000 0	415,000				6,390	10,000	675,890
体育学部 こ 体育学部 こ 理工学部		2 3 4 1	0			15,000	30,000	6,390	10,000	688,390
体育学部 こ 体育学部 こ 理工学部		3 4 1	0	427.500	199,500	15,000	30,000	12,270	10,000	921,770
体育学部 こ 体育学部 こ 理工学部		4			174,500	15,000	30,000	6,390	10,000	663,390
体育学部 こ 理工学部	スポーツ医科	1	nl	440,000	174,500	15,000	70,000	6,390	10,000	715,890
体育学部 こ 理工学部	スポーツ医科			452,500	174,500	15,000	30,000	6,390	10,000	688,390
体育学部 こ 理工学部	スポーツ医科		240,000	435,000	206,500	15,000	150,000	12,450	10,000	1,068,950
体育学部 こ 理工学部	A/II	2	0	447,500	199,000	15,000	200,000	6,570	10,000	878,070
理工学部		3	0	460,000	199,000	15,000	250,000	6,570	10,000	940,570
理工学部		4	0	472,500	199,000	15,000	200,000	6,570	10,000	903,070
理工学部		1	240,000	430,000	199,500	15,000	100,000	12,270	10,000	1,006,770
理工学部	こどもスポーツ教育	2	0	442,500	174,500	15,000	105,000	6,390	10,000	753,390
	ここも人が一ク教育	3	0	455,000	174,500	15,000	55,000	6,390	10,000	715,890
		4	0	467,500	174,500	15,000	55,000	6,390	10,000	728,390
		1	240,000	477,000	150,000	5,000	97,000	3,890	10,000	982,890
		2	0	479,500	132,500	5,000	97,000	3,890	10,000	727,890
法学部 法	埋上字部		0	492,000	132,500	5,000	97,000	3,890	10,000	740,390
法学部 法		4	0	504,500	132,500	5,000	97,000	3,890	10,000	752,890
法学部 法		1	240,000	365,000	135,000	5,000	0	8,890	10,000	763,890
法字部	法律	2	0	365,000	122,500	5,000	0	8,890	10,000	511,390
		3	0	375,000	122,500	5,000	0	8,890	10,000	521,390
		4	0	385,000	122,500	5,000	0	8,890	10,000	531,390
	現代ビジネス法(一般)	1	240,000	365,000	135,000	5,000	0	8,890	10,000	763,890
		2	0	365,000	122,500	5.000	0	8.890	10.000	511.390
法字部		3	0	375,000	122,500	5,000	0	8,890	10,000	521,390
		4	0	385,000	122,500	5,000	0	8,890	10,000	531,390
		1	240,000	210,000	112,500	5,000	0	8,890	10,000	586,390
	現代ビジネス法 (社会人)	2	0	205,000	103,000	5,000	0	8,890	10,000	331,890
注学		3	0	210,000	103,000	5,000	0	8,890	10,000	336,890
`		4	0	215,000	103,000	5,000	0	8,890	10,000	341,890
		1	240,000	391.000	136,000	5.000	25,000	7.890	10.000	814.890
		2	0	392,000	123,500	5,000	25,000	7,890	10,000	563,390
文学部	初等教育	3	0	403,000	123,500	5.000	25,000	7.890	10.000	574,390
		4	0	414,000	123,500	5.000	25,000	7.890	10.000	585.390
		1	240,000	391,000	136,000	5,000	20,000	7,890	10,000	809,890
		2	0	392,000	123,500	5,000	20,000	7,890	10.000	558.390
文学部	地理·環境	3	0	403,000	123,500	5.000	20,000	7,890	10.000	569,390
		4	0	414.000	123,500	5.000	0	7,890	10.000	560,390
		i	240.000	391,000	136,000	5.000	0	7,890	10.000	789.890
4	その他の学科および	2	0	392,000	123,500	5,000	0	7,890	10,000	538,390
	コース	3	0	403,000	123,500	5,000	0	7,890	10,000	549,390
^		4	0	414,000	123,500	5,000	0	7,890	10,000	560,390
		1	240,000	391,000	136,000	5,000	0	8,890	10,000	790,890
		2	0	392,000	121,000	5,000	0	8,890	10,000	536,890
21 世紀アジア学部		3	0	403,000	121,000	5,000	0	8,890	10,000	547,890
		4	0	414,000	121,000	5,000	0	8,890	10,000	558,890
		1	240,000	365,000	135,000	5,000	0	8,390	10,000	763,390
		2	240,000	365,000	122,500		0	8,390	10,000	510,890
経営学部		3	0	375,000	122,500	5,000 5,000	0	8,390	10,000	510,890
	在名子印		0	3/3,000	1 166,300	U.UUU.U	UI			

		後期学費			
授業料	施設設備費	教材費	諸費	後期計	年間学費計 (教育後援会費含)
365,000	135,000	5,000	5,550	510,550	1,273,940
365,000	122,500	5,000	5,550	498,050	1,008,940
375,000	122,500	5,000	5,550	508,050	1,028,940
385,000	122,500	5,000	5,550	518,050	1,048,940
415,000	199,500	15,000	3,550	633,050	1,599,820
427,500	174.500	15,000	3,550	620,550	1,333,940
440,000	174,500	15,000	3,550	633,050	1,308,940
452,500	174,500	15,000	3,550	645,550	1,333,940
415,000	199,500	15,000	3,550	633,050	1,554,820
427,500	174,500	15,000	3,550	620,550	1,283,940
440.000	174.500	15,000	3,550	633.050	1,348,940
452,500	174,500	15,000	3,550	645,550	1,333,940
435,000	206,500	15,000	3,550	660,050	1,729,000
447,500	199,000	15,000	3,550	665,050	1,543,120
460,000	199,000	15,000	3,550	677,550	1,618,120
472,500	199,000	15,000	3,550	690,050	1,593,120
430.000	199,500	15,000	3,550	648.050	1,654,820
442.500	174.500	15,000	3,550	635.550	1.388.940
455,000	174,500	15,000	3,550	648,050	1,363,940
467,500	174,500	15,000	3,550	660,550	1,388,940
477,000	150,000	5,000	1,050	633,050	1,615,940
479,500	132,500	5,000	1,050	618,050	1,345,940
492,000	132,500	5,000	1,050	630,550	1,370,940
504,500	132,500	5,000	1,050	643,050	1,395,940
365,000	135,000	5,000	6.050	511.050	1,393,940
365,000	122,500	5,000	6,050	498.550	1,274,940
	122,500			508.550	1,009,940
375,000		5,000	6,050		
385,000 365,000	122,500 135,000	5,000	6,050	518,550	1,049,940 1,274,940
	122,500	5,000		511,050	
365,000	122,500	5,000	6,050 6,050	498,550 508,550	1,009,940
375,000		5,000			1,029,940
385,000	122,500	5,000	6,050	518,550	1,049,940
210,000	112,500	5,000	6,050	333,550	919,940
205,000	103,000	5,000	6,050	319,050	650,940
210,000	103,000	5,000	6,050	324,050	660,940
215,000	103,000	5,000	6,050	329,050	670,940
391,000	136,000	5,000	5,050	537,050	1,351,940
392,000	123,500	5,000	5,050	525,550	1,088,940
403,000	123,500	5,000	5,050	536,550	1,110,940
414,000	123,500	5,000	5,050	547,550	1,132,940
391,000	136,000	5,000	5,050	537,050	1,346,940
392,000	123,500	5,000	5,050	525,550	1,083,940
403,000	123,500	5,000	5,050	536,550	1,105,940
414,000	123,500	5,000	5,050	547,550	1,107,940
391,000	136,000	5,000	5,050	537,050	1,326,940
392,000	123,500	5,000	5,050	525,550	1,063,940
403,000	123,500	5,000	5,050	536,550	1,085,940
414,000	123,500	5,000	5,050	547,550	1,107,940
391,000	136,000	5,000	6,050	538,050	1,328,940
392,000	121,000	5,000	6,050	524,050	1,060,940
403,000	121,000	5,000	6,050	535,050	1,082,940
414,000	121,000	5,000	6,050	546,050	1,104,940
365,000	135,000	5,000	5,550	510,550	1,273,940
365,000	122,500	5,000	5,550	498,050	1,008,940
375,000	122,500	5,000	5,550	508,050	1,028,940
385,000	122,500	5,000	5,550	518,050	1,048,940

- ※ 転部・編転入は転部・編転入後の 学部専攻・学年の学費を適用する。
- ※ 転部の場合、入学金は請求しない。
- ※ 編転入の場合の入学金は「240,000 円」とする。
- ※ 再入学の場合の入学金は「240,000 円」とする。
- ※ 協定編入生は協定書に基づき請求 する。
- ※ 前期請求額は、代理徴収の国士舘 大学教育後援会費(年額「10,000 円」)を加える金額となる。

 114
 2019年度
 国士舘大学政経学部便覧

2019 年度 学部別請求学費明細表 (高学年:一般生)

		前期学費								
	学部等	授業料	施設設備費	教材費	実 験 実習費	諸費	前期計			
政経学部		192,500	122,500	5,000	0	8,390	328,390			
	体育	226,250	174,500	15,000	0	6,390	422,140			
体育学部	武道	226,250	174,500	15,000	0	6,390	422,140			
	スポーツ医科	236,250	199,000	15,000	0	6,570	456,820			
	こどもスポーツ教育	233,750	174,500	15,000	0	6,390	429,640			
理工学部		252,250	132,500	5,000	0	3,890	393,640			
	法律	192,500	122,500	5,000	0	8,890	328,890			
法学部	現ビ	192,500	122,500	5,000	0	8,890	328,890			
	現ビ・社会人	107,500	103,000	5,000	0	8,890	224,390			
	初等教育	207,000	123,500	5,000	25,000	7,890	368,390			
文学部	地理·環境	207,000	123,500	5,000	0	7,890	343,390			
	その他学科・コース	207,000	123,500	5,000	0	7,890	343,390			
21 世紀アジア学部		207,000	121,000	5,000	0	8,890	341,890			
経営学部		192,500	122,500	5,000	0	8,390	328,390			

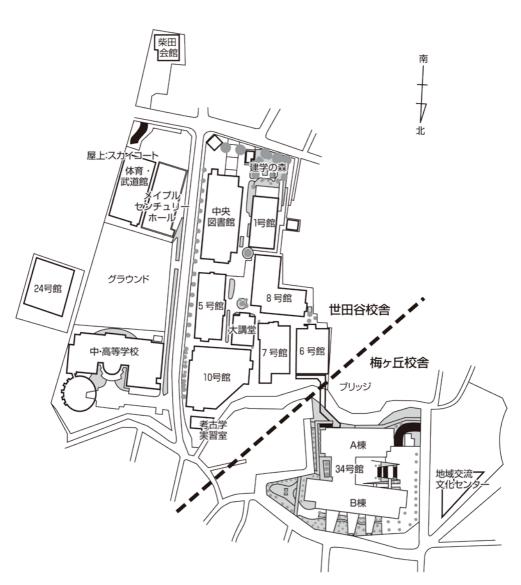
- ※ 高学年とは、8 セメスター以上、かつ 4 学年を 1 年間以上在籍した学生を示す。 (在学期間には休学していた期間は含まない。)
- ※ 文学部 教育学科 初等教育専攻を除く「実験実習費」は、それを必要とする科目を履修する場合に限り、別に納入する。
- ※ 授業料は、当該年度最高学年の授業料の半額となる。 (半期で卒業する場合、後期学費は免除となる。)

		後期学費			実験	
授業料	施設設備費	教材費	諸費	後期計	年間学費計	実習費
192,500	122,500	5,000	5,550	325,550	653,940	0
226,250	174,500	15,000	3,550	419,300	841,440	30,000
226,250	174,500	15,000	3,550	419,300	841,440	30,000
236,250	199,000	15,000	3,550	453,800	910,620	200,000
233,750	174,500	15,000	3,550	426,800	856,440	55,000
252,250	132,500	5,000	1,050	390,800	784,440	97,000
192,500	122,500	5,000	6,050	326,050	654,940	0
192,500	122,500	5,000	6,050	326,050	654,940	0
107,500	103,000	5,000	6,050	221,550	445,940	0
207,000	123,500	5,000	5,050	340,550	708,940	0
207,000	123,500	5,000	5,050	340,550	683,940	0
207,000	123,500	5,000	5,050	340,550	683,940	0
207,000	121,000	5,000	6,050	339,050	680,940	0
192,500	122,500	5,000	5,550	325,550	653,940	0



キャンパスガイド

世田谷キャンパス(本部)



■正門受付:受付·警備室

■大講堂

■1号館:理事長室、理事室、総務課、人事課、経理課、管財課、企画課、監査室、情報システム課、学生ラウンジ、学生食堂

■ 5 号館: 学長室、副学長室、学部長室、学長課、IR課、教務課(学部担当:証明書: 教職:教室貸出)、授業支援課、学術研究支援課、統合学部事務課、研究室、 教室

■6号館:書店、文具店、研究室、教室

■7号館:国際交流センター、国際交流ルーム、研究室、教室、実験・実習室

■8号館:広報課、大学院課、入学課、学生募集課、キャリア形成支援センター、学生 食堂、研究室、教室、多目的ラウンジ

■ 10 号館: 学部学科等設置申請事務課、FD推進課、多目的フロア、教員コミュニティルーム、研究室、教室、実験・実習室、武道・徳育研究所

■中央図書館:図書館・情報メディアセンター、多目的ホール

■メイプルセンチュリーホール:フィットネスセンター、温水プール、柔道場、剣道場、 ランニングロード、アリーナ、多目的フロア、実験・ 実習室、学牛ラウンジ、教室、理・美容室

■体育・武道館:柔道場、剣道場、アリーナ、スカイコート

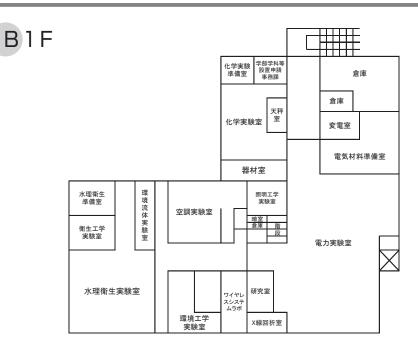
■中学・高校校舎

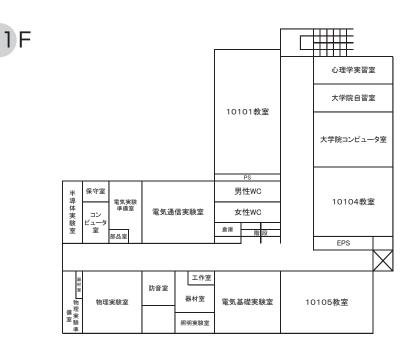
■ 24 号館:高校昼間定時制、クラブ部室、松陰寮

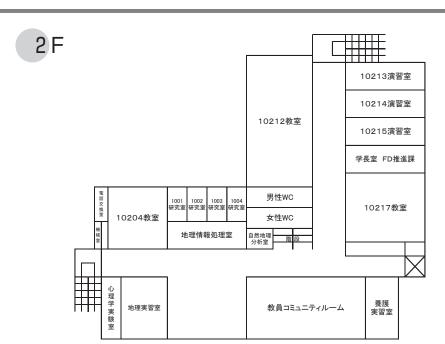
■柴田会舘:同窓会事務局、国士舘史資料室

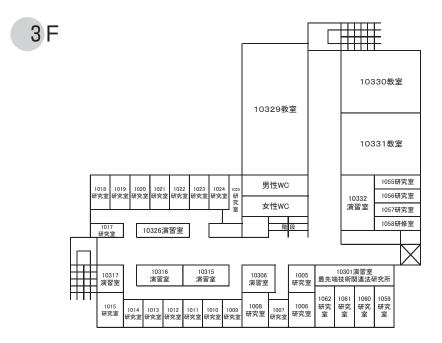
■34号館:学生・厚生課、学生相談室、健康管理室、東京オリンピック・パラリンピック支援課、募金事務室、国士舘スポーツプロモーションセンター、教員コミュニティルーム、スカイラウンジ、研究室、教室、実習室、アトリウム、学生食堂、展示コーナー

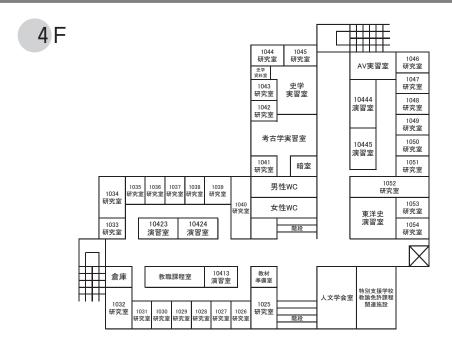
■地域交流センター:生涯学習センター、イラク古代文化研究所展示室

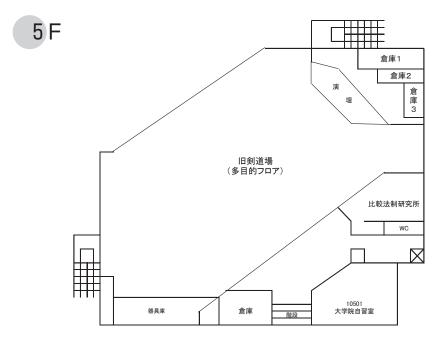


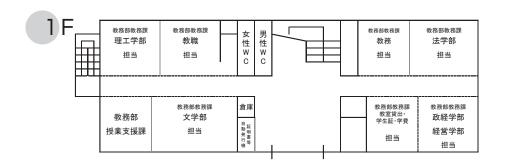


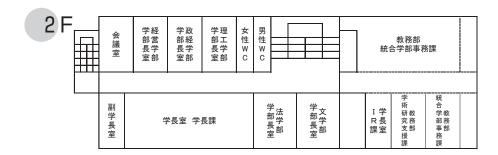


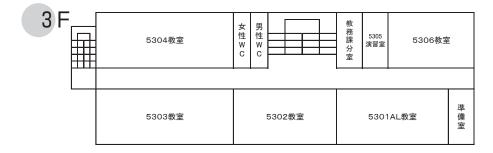


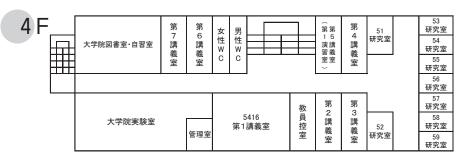


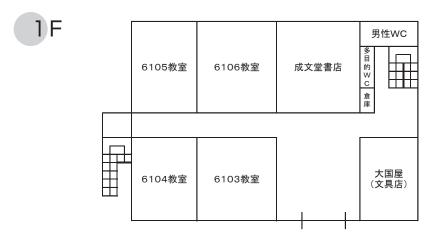




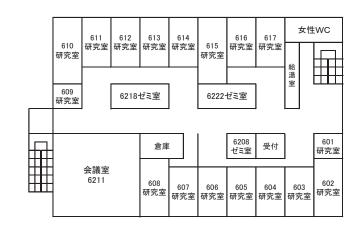


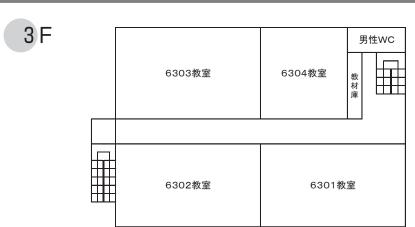




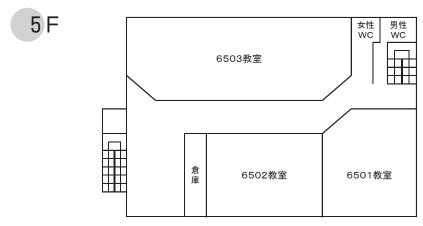


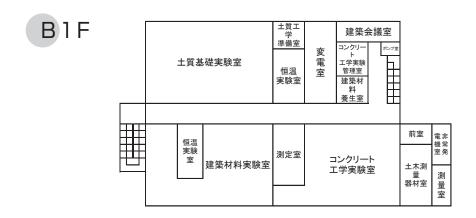
2F

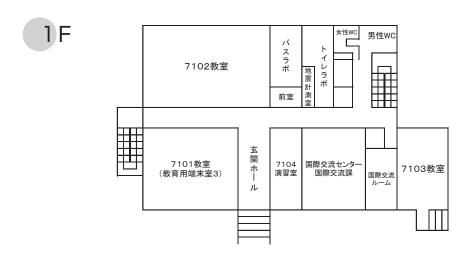


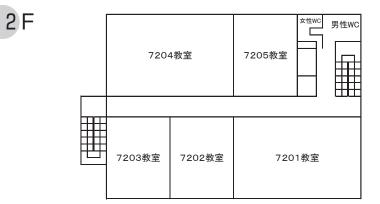




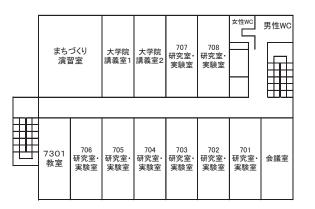








3 F

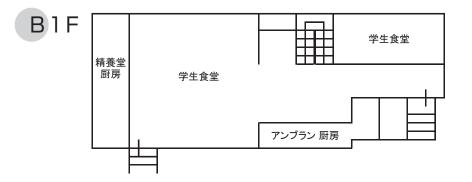


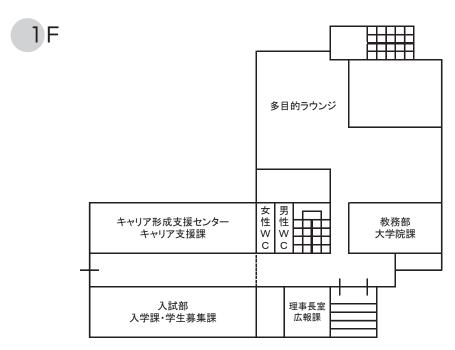
4 F

717 研究室· 実験室	718 研究室· 実験室	719 研究室· 実験室	720 研究室· 実験室	721 研究室· 実験室	722 研究室· 実験室	女性WC	男性WC
716	715	714	713	712	711	710	709
研究室·	研究室·	研究室·	研究室·	研究室·	研究室·	研究室·	研究室・
実験室	実験室	実験室	実験室	実験室	実験室	実験室	実験室

5 F

731 研究室・ 実験室	732 研究室・ 実験室	733 研究室・ 実験室	734 研究室· 実験室	735 研究室・ 実験室	736 研究室・ 実験室	女性WC	男性WC
730	729	728	727	726	725	724	723
研究室	研究室・	研究室・	研究室・	研究室・	研究室・	研究室・	研究室・
実験室	実験室	実験室	実験室	実験室	実験室	実験室	実験室





2 F 822A 822B 研究室 研究室 教材庫 823研究室 821 研究室 824 研究室 820 8228ゼミ室 825 研究室 研究室 819 8229ゼミ室 826 研究室 研究室 818 827 研究室 研究室 817 828 研究室 研究室 女 男 性 性 W W C C C 811B 812 813 814 815 研究室 研究室 研究室 研究室 研究室 倉庫 816 研究室 829 研究室 811A 830 研究室 研究室 倉庫 8213 8212 831 政経学会 ゼミ室 ゼミ室 書庫 研究室 810B_ 受付 教材庫 801 研究室 研究

805

研究室

806

810A

809

808 807

研究室 研究室 研究室 研究室

804

研究室

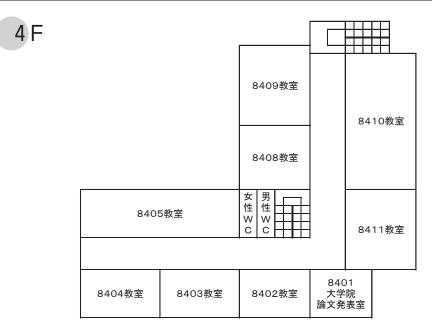
803

研究室

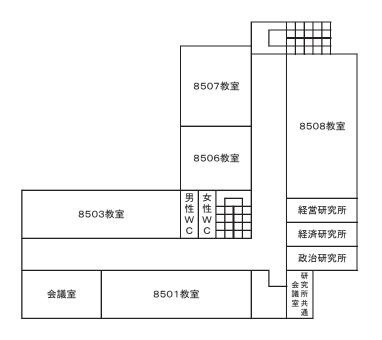
802

研究室

室

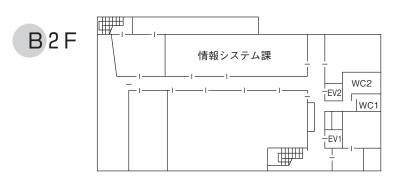


3 F 8319 論文指導室 8320ゼミ室 8318ゼミ室 8321ゼミ室 8317ゼミ室 8322ゼミ室 8316ゼミ室 8323ゼミ室 8315ゼミ室 倉庫 8324 8314ゼミ室 8325自習室 女 男性 性 W W C C 8309 自大 習学 室院 自大 習学 室院 自大 習学 室院 大学院共用 パソコン室 8310・8311 B ゼミ 室 8326ゼミ室 8327自習室 8328院自習室 講師控室 大学院 大学院自習室 倉庫 8305 8304 8303 大学院ラウンジ (政治・経済・経営) ゼミ室 演習室 演習室 8306 - 8307 8301 8302

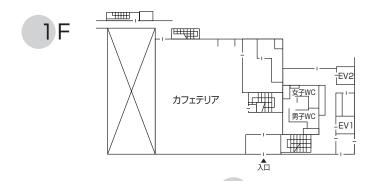


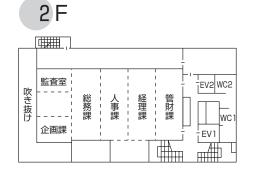
131 130 2019年度 国士舘政経学部便覧

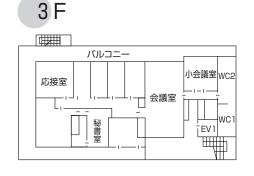
5 F

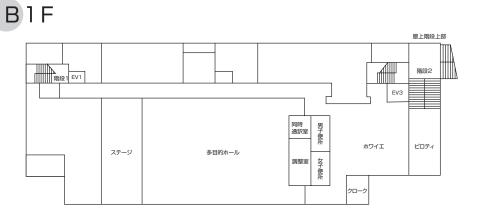


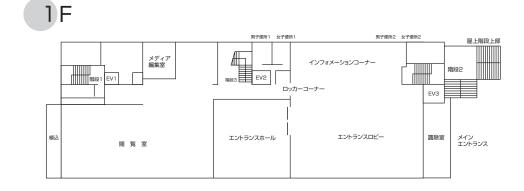


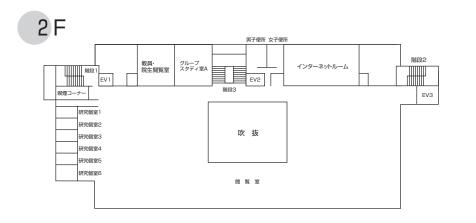


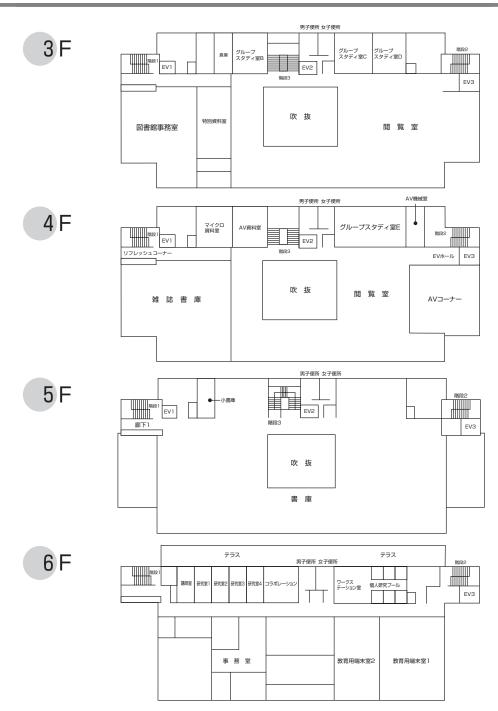


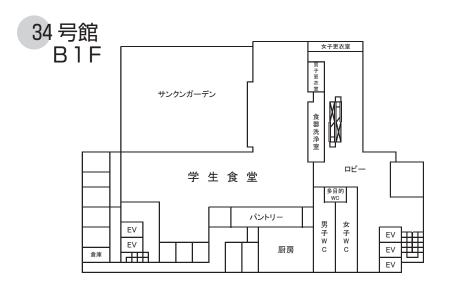


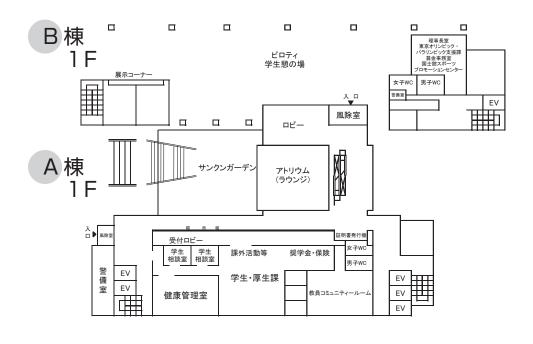




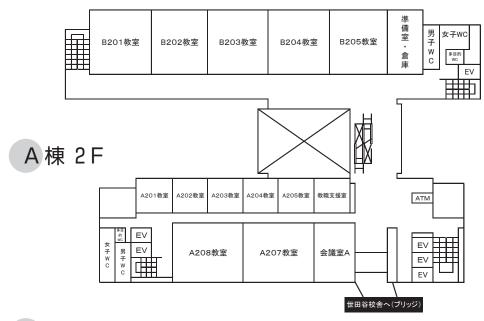




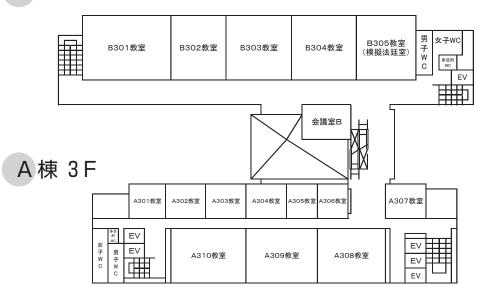




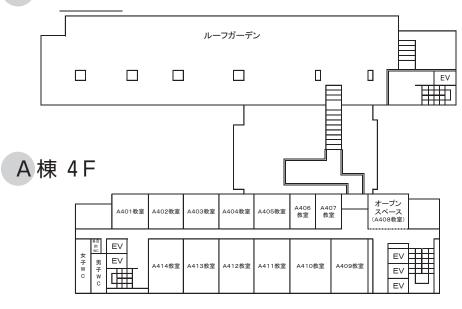
B棟 2F



B棟 3F



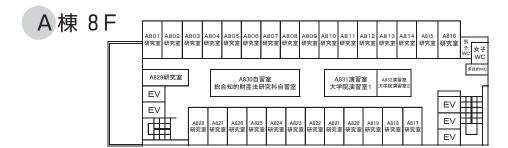
B 棟屋上ルーフガーデン







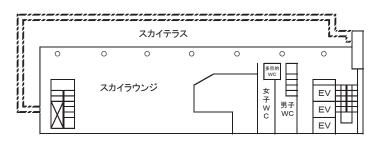


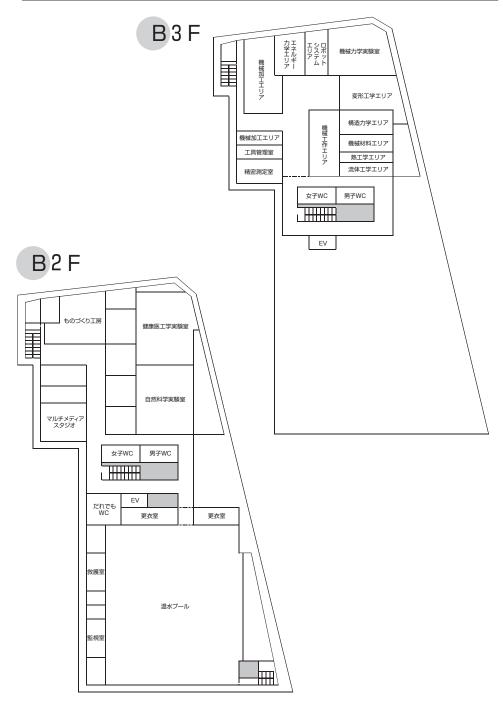


A棟 9F

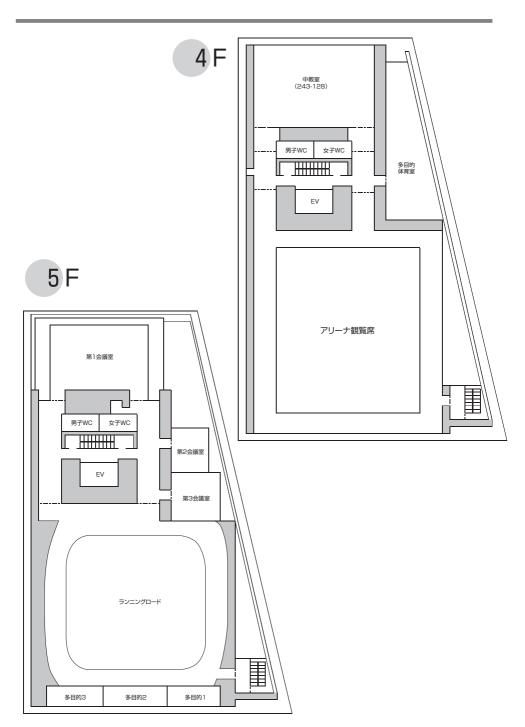


A棟10F





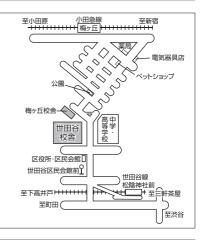




〒 154-8515 東京都世田谷区世田谷 4-28-1

●雷車

小田急線梅ヶ丘駅下車・徒歩9分 東急世田谷線松陰神社前駅下車・徒歩6分

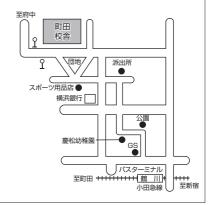


〒 195-8550 東京都町田市広袴 1-1-1

●電車・バス

本学スクールバス(町田校舎直行) 小田急バス・神奈川中央バス 鶴川駅発鶴川団地行

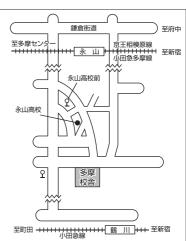
国士舘大学前下車:徒歩1分



〒 206-0025 東京都多摩市永山 7-3-1

●電車・バス

本学スクールバス (多摩校舎直行) 小田急多摩線・京王相模原線永山駅下車・ バス「鶴川駅行」「永山5丁目行」 永山高校前下車・徒歩7分



多摩キャンパスまでの道のり

国士舘舘歌

柴田德次郎 作詞 / 東儀 鉄笛 作曲 / 石川 太郎 編曲



